資料編

Ⅷ－５　高知大生「鈴木ゼミ」卒業生卒業論文

ここでは、研究活動に参画をしてもらっている、高知大学「鈴木ゼミ」生の中で、当研究活動に関連した二名の学生の卒業論文を本人の了解を得て掲載するものである。

Ⅷ - ５－１　　高知大生「鈴木ゼミ」卒業生卒業論文　その１

高齢化による集落機能の低下と集落の衰退について

～黒潮町での実態調査をもとにして～

所属ゼミ：鈴木ゼミ　学籍番号：B051F022R
氏名：岡本卓

序章：はじめに

農山村部では、住民が互いに共同・協力し自分たちの暮らす集落を維持・運営していくことが必要不可欠である。集落の維持・運営をするためには、住民自らが様々な活動を行わなくてはならない。本稿ではそのような集落の維持・運営に関わる活動が住民の高齢化によりどのように変化しているのかということ、その変化が集落に対してどのような影響を及ぼしているのかということを研究する。

国内の農山村部には、高齢化の進行によって多くの問題を抱えている集落も少なくない。高齢化が集落の維持・運営や住民に及ぼす影響を明らかにすることは、高齢化により発生する問題に対し有効な対策を打ち出すための手助けとなるのではないかと考える。今後も進む高齢化により発生する問題に対して、いかにして取り組んでいくのかということが日本社会に課せられた課題である。

本稿では、高知県黒潮町を対象地域として行った調査の結果をもとに、農山村集落の現状について考察していく。

本稿では以下の手順で考察を進める。第１章で集落機能と限界集落についての研究を行う。第２章は、調査を行った黒潮町の概要とする。第３章では、黒潮町内の主に山間部地域の集落で行った調査の結果による現状分析、第４章では同町内の限界集落の現状の研究を行い、第５章を結論とする。

１章：集落機能と限界集落

１節：集落機能について

（１）集落機能とは

集落は人々が共同し協力して生活する場であり、人々が共同・協力して生活することによって存在することが可能となる。集落を維持し運営するためには、人々が互いに協力して、集落内の管理をしながら生活しなければならない。都心部とは違って、交通の便が悪く厳しい自然環境など、不利な条件の中

で暮らす山間部地域の集落では、特に、集落の維持・運営において、人々の共同・協力が必要となる。

集落を維持・運営していくために人々が協力して行う活動が集落機能と呼ばれるものである。集落機能が人々によって維持されていて、はじめて集落は存在することが可能となる。集落機能には、冠婚葬祭に関するもの、田・畑・山林の管理、集落内の清掃活動、集落内で暮らす者同士での助け合いなど、その他にも様々なものがある。その集落機能を維持し運営していくには、集落機能の担い手たる者が集落内で絶えず再生産される状態でなければならない。

（2）集落機能の担い手

集落を維持・運営させていくために人々が協力して行う活動が集落機能と呼ばれるものである。集落機能が維持されていて、はじめて集落は存在することが可能となる。

集落機能を維持していくうえで最も重要となるのが担い手である。集落機能は、通常、集落内の住民によって維持されるのが望ましい。集落の現状や、集落内で必要とされることは、集落で暮らす住民が最も把握しているからである。もちろん、住民自身では気付かない点があることも事実である。住民が気付かない部分を行政が補完していくのが望ましいのである。住民が自ら集落の問題を把握し解決するための行動をすることで、集落に対する関心や愛着などが生まれ、育まれていくのである。

集落に対する関心や愛着を持つ住民が増加することによって、集落機能は維持されるのである。

（3）高齢化と集落機能

集落は、集落内に暮らす人々が集落機能の担い手となって管理されていることによって存在することができる。現在の日本では、高齢化が急速に進行している。山間部集落は、国内でも特に高齢化が進んでいる場所である。高齢化が進むと、集落機能を維持することが困難となる。冠婚葬祭行事の一部分ではあるが、祭りが集落内で開催される際に神輿の担ぎ手となる若者がいないことが原因で神輿を出すことができなくなった集落がある。また、高齢化により山林の間伐が体力的に困難となり山林が管理されず荒れてしまっている集落も増加している。

前述したことは集落機能低下のほんの一部であるが、高齢化が進行すると集落機能が低下することが分かる。集落機能を維持していくためには、集落の高齢化という問題を克服しなければならない。いかにして高齢化問題に取り組むかが集落機能を維持していくために重要となるのである。

2節：限界集落とは

（1）限界集落の定義について

集落は、大野晃氏（長野大学教授）の分類方法では、次の4種類に大別することができる。1つ目は「存続集落」である。存続集落とは、「集落の中で55歳未満の人口が50%を超えていて、跡継ぎ確保により、集落生活の担い手が再生産されている集落」である。2つ目は、「準限界集落」である。準限界集落とは、「集落の中で55歳以上人口が50%を超えていて、現在は集落の担い手が確保されているものの、近い将来その確保が難しくなっている集落」である。3つ目は、「限界集落」である。限界集落とは、「集落の中で65歳以上の高齢者が集落人口の50%を超え、独居老人世帯が増加し、このため集落の共同活動の機能が低下し、社会的共同生活の維持が困難な状態にある集落」である。4つ目は、「消滅集落」である。消滅集落とは、「人口・戸数がゼロとなり、文字通り消滅してしまった集落」である。日本の山間部集落は、戸数の激減と高齢化の進行によって存続集落から準限界集落、準限界集落から限界集落へとその比重を移してきている[1]。

[1]大野晃『山村環境社会学序説―現代山村の限界集落化と流域共同管理』農山漁村文化協会

現在、日本では高齢化が急速に進んでいる。都市部でも高齢化は進んでいるが、地方、特に山間部の地域で高齢化の進行が顕著である。その証拠に、限界集落と呼ばれる集落のほとんどは、山間部に存在している。国土交通省がおこなった調査によると、2006 年 4 月の時点では 65 歳以上の高齢者が半数を占める集落は 7,878 あり、今後 423 集落が 10 年以内に消滅する恐れがある[2]。将来、日本では限界集落と呼ばれる集落が増加し、やがて消滅集落と化すことは容易に想像がつく。

現在は集落機能が維持できている状態にある準限界集落であっても高齢化が進み限界集落化すると、集落を維持するうえで様々な問題が発生する。そのような問題をそのまま放置していると、やがて同じような問題を抱えた集落が増加し、日本全体が危機に陥ってしまう。住民の高齢化を考えた場合、準限界集落においては、衰退しつつある集落機能の回復が図られなければ、集落の衰退が進行するであろうし、限界集落においても、集落機能の維持、回復に努めなければ、現在の住民の生存条件が脅かされることになる。

（2）限界集落化の原因

戦後、1960 年代から 1973 年の石油危機まで、日本は経済成長率が年平均 10%を超えるという諸外国にも例を見ない高度経済成長を経験した。その際、都市部において第２次産業、第３次産業の労働力が不足していた。その労働力の不足分を補うために集団就職や出稼ぎを皮切りとして、農山村から都市への労働力移動が促進された。それに伴い農山村から大量の若年労働者が都市部へと流出した。

農山村部においては、それまで生業としてきた仕事で生計を立てることが厳しい状況となった。例えば、外材圧迫による林業不振や価格の安い輸入農産物などによって林業や農業によって得られる収入が減少したのである。外材圧迫により木材価格は低迷し林業は不振を極める。若年労働者は高い収入を得るために、農山村から都市部へと流出した。それが、農山村の過疎化を招き、若年層が減少したことから高齢化をも進めることとなった。また、山間部集落の不便さも離村の原因となっている。その他にも限界集落化の原因はあると考える。しかし、前述したような原因は、山間部地域の集落の限界集落化の問題について考えるときに決して切り離すことのできないものである。

（3）限界集落化により発生する問題

集落は、集落機能が人々によって維持されていてはじめて存在することが可能となる。

限界集落においては、集落内の 65 歳以上の高齢者が人口の 50%を超え、独居老人世帯が増加し、このため集落の共同活動の機能が低下し、社会的共同生活の維持が困難な状態になる。言い換えれば、集落を維持・運営するために必要不可欠な集落機能が低下することとなる。集落機能の低下は、集落に暮らす人々の生活を危機に陥れる。

存続集落であれば、集落の維持・運営に必要な集落機能を維持していくことはできる。しかし、準限界集落、限界集落では、集落機能を維持することは容易ではない。限界集落では、集落機能の維持が困難ではあるが、限界集落こそ集落機能の維持が必要なのである。

３節：集落機能の低下がもたらす問題

（1）集落機能低下の要因

集落を維持し運営するための機能は、集落内に暮らす人々によって維持されなければならないが、集落機能を維持することが困難となった限界集落の中には、独居老人が多く暮らす集落も少なくない。そのような集落の中では、集落機能を維持することは大変困難なことである。冠婚葬祭に関するものもそ

2005.4,pp.16～23 より要約。

[2] 梶井照陰『限界集落』フォイル　2008.2,p.8 より引用。

うであるが、集落内の田・畑・山林の管理、集落内の清掃活動や集落内で暮らす者同士での助け合いなども困難となる。その主な要因は高齢化によるところが大きい。その他にも個人の集落への愛着や意欲なども要因としてあることも考えられる。しかし、限界集落を考えた場合、個人の意欲や集落への愛着よりも高齢化により集落機能が低下していると考えることが妥当である。限界集落では、高齢化により体力的に集落を維持する活動に参加することが困難となっているのである。そういった現状から、集落機能の維持が困難となった限界集落の集落機能を回復、または維持するような仕組みを構築することが今後、限界集落の維持・運営を考えるうえで重要である。

（2）伝統ある冠婚葬祭の慣習の喪失

集落に暮らす住民の高齢化が進むと、集落機能が低下し様々な問題が発生する。

冠婚葬祭に関しても集落機能の低下が影響を及ぼす。集落内の人口が減少し、1 つの集落だけでは祭りを行うことができず、他の集落と共同で祭りを行っている集落がある。

祭りには後継者が無く存続の危機にあるものも少なくない。土佐の三大祭りのひとつであり高知県保護無形民俗文化財にも指定されている秋葉祭りもそうである。秋葉祭りは毎年 2 月 11 日（建国記念日）に練りが行われ、3 日間に亘って開催される。祭りが開催されている間は県外からの観光客で、地域は賑わいをみせる。この秋葉祭りでも後継者問題に悩まされている。集落を出て行った者の子どもに担い手として祭りに参加してもらっているが、その子どもの数も減少しているので後継者の確保は難しい状況である。

住民の高齢化が進んだ集落にとって祭りは集落内での住民同士の交流の場でもあるが、集落外の者と交流することのできる数少ない貴重な機会である。祭りが失われるということは、集落機能を低下させ集落を集落外の社会から孤立させることにも繋がる。集落の孤立化は様々な問題を発生させるが、最も重要なことは集落内で病人や怪我人、災害などの緊急事態が発生した際に、被害状況の把握を遅らせ、救助を遅らせるなどの問題を発生させることである。

また、集落の中には集落内の住人だけでは葬式を行うことが困難となり、集落外の者に協力を依頼しなければならない場合や葬儀屋に任せきりになっている集落もある。それは、山村集落に土葬の習慣があったということも関係しているが、何より高齢化によって伝統的な葬式を挙げることが難しくなっていることが原因なのである。また、結婚式が挙げられたときに行われる祝いの儀式も行われなくなってきている。他の集落と比較したことが無く、集落内で行われている儀式に独自性があることに気付かないこともあるが、集落内の人口が減少し、高齢化が進行し集落が限界集落になると、結婚に適した年齢の者が減少し結婚をする者がいなくなってしまう。結婚する者がいなくなることから、結婚式も行われなくなるのである。それにより、結婚式という祝いの儀式であり集落機能の一部をなすものが行われる機会が減少する。このように限界集落では伝統ある冠婚葬祭の慣習が失われている。

（3）集落を管理することの困難化

山間部地域の集落では田・畑・山林の管理が行われてきた。その担い手となってきたのは集落に暮らす人々がそのほとんどである。しかし、集落内の高齢化と人口減少によって集落の田・畑・山林を管理することが困難となってきている。そのため、田畑は耕作されず耕作放棄地に姿を変え、他の田畑に害を及ぼす害虫の温床となっている。同様に山林も間伐がされず、集落と山の境界線が曖昧となり集落内に猪や鹿などが出没し畑が荒らされるといったことや、住民が怪我をするといった被害が出ている地域もある。

耕作放棄地の問題にしても、獣による問題にしても集落で田・畑・山林管理することが難しくなってきていることが大きく影響している。

田畑を管理する際に切り離すことのできないものが水利の管理である。田畑に水を供給するために設置する水利であるが、その管理は高齢者にとって容易なことではない。水が流れる部分には枯葉や木の枝、その他にも様々なものが溜まり水を詰まらせる原因となる。水利の詰まりを防ぐためには、水の流れる部分に物が溜らないように定期的に掃除をしなければならない。掃除以外にも水が田に流れ込む入り口である水口と呼ばれる部分の補修作業も重要である。補修作業も高齢者にとっては容易でない。人手を集めなければならないこの種の作業に際して、その人手を集めること自身が手間のかかる、困難な作業になりつつある。多くの手間と体力の必要な水利の管理は、高齢者にとって困難なことである。水利の管理以外にも集落を管理していく際には、高齢者が担い手となって行うには困難なことが多くある。そういった高齢者には困難な集落を管理するために必要となる担い手をどのように確保していくのかが山間部集落における課題となっている。

（4）まとめとして

田・畑・山林の管理や水利の管理以外にも集落では、集落を維持し運営するために様々な取り組みが行われている。住民総出で行われる一斉清掃やゴミの収集管理、集落内の高齢者を集落の住民同士で見守る活動、その他にも集落に欠かせない取り組みがたくさんある。その集落にとって重要な役割を果たす取り組みが、集落に暮らす住民の高齢化によって失われてきている。どの取り組みが欠けても集落は衰退に向けて歩みを進め始める。衰退へ向かう歩みを止めなければ、集落は集落機能の低下を続けながら消滅するしかない。山間部の集落が消滅し、集落機能が失われるということは、山間部集落で受け継がれてきた伝統、田・畑・山林を管理する機能やその他多くのもの全てが失われるということなのである。

現在のペースで国内の集落での高齢化が進行すると上述してきたような問題を抱え、やがて消滅に向かう集落は増加する。10 年以内に 423 集落が消滅すると予想されているが、消滅する速度が加速することも十分考えられる。そうなった時に果たして有効な対策を打ち出すことができるであろうか。現状でも有効な対策を打ち出せていないのであるから、悲観的にならざるを得ない。

2 章：黒潮町の集落

1 節：黒潮町について

（1）黒潮町の概要

黒潮町は、平成 18 年 3 月 20 日に高知県幡多郡の大方町と佐賀町の合併により誕生した。黒潮町の人口は 13,599 人(男 6,419 人･女 7,180 人)であり、世帯数は 5,767 世帯で 15 歳未満の年少人口が 1,384 人(男 713 人･女 671 人)、65 歳以上の老齢人口が 4,527 人(男 1,803 人･女 2,724 人)で高齢化率 33.2%（平成 20 年 9 月末日現在）となっている[3]。面積は 188.46 平方キロメートル[4]、林野率 79.52%[5]の海と山を身近に感じることができる。

高知県の中でも西南地域にある黒潮町は、幡多郡の中でも東部に位置している。気候は、温暖で年間平均気温 17 度、降雨量 2800mm 前後と、雨が多くなっている。その気候を利用して大方地区では早く

[3]黒潮町公式ホームページ　参照　URL:http://www.town.kuroshio.lg.jp/index.html　平成 20 年 11 月 10 日閲覧。
[4]高知農林統計協会『第 53 次高知農林水産統計年報』p.6 を参照。
[5]高知農林統計協会『第 53 次高知農林水産統計年報』p.6 及び p.120 を参照。

から施設園芸や花卉、葉たばこ、水稲を中心に農業が盛んに行われてきた。佐賀地区では漁業が盛んに行われており、特に「土佐カツオ一本釣り漁業」が盛んに行われている。漁業以外にも近年では、完全天然塩も代表的な特産物となっている。農業では、シメジやエノキダケ、エリンギなどの栽培が盛んに行われている。

以下の図は黒潮町の地図である。

図 1：黒潮町集落図

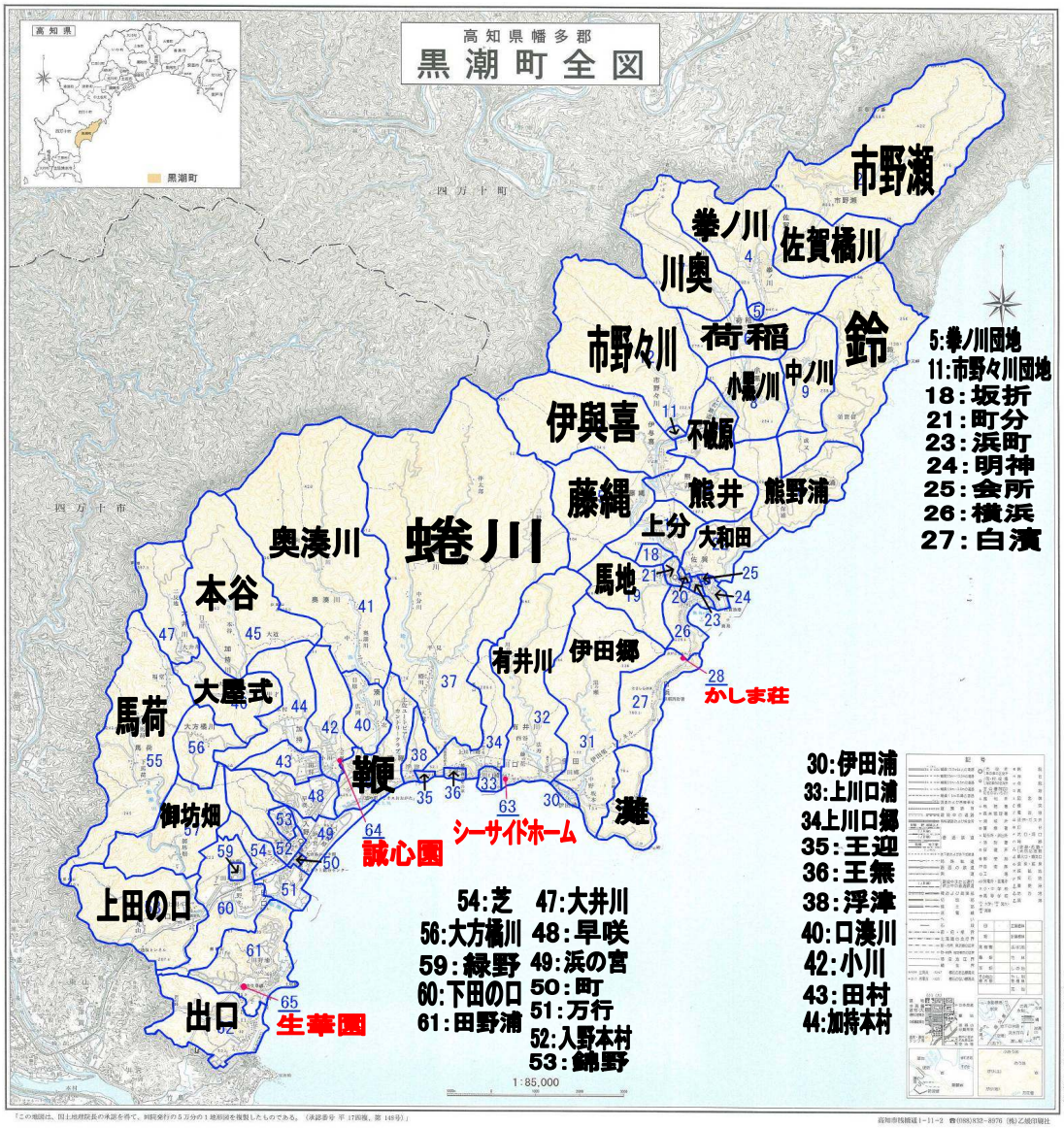

（注）黒潮町役場作成

（2）イベントと移住促進、豊かな自然は同町にとって大きな財産

黒潮町では、豊かな自然や郷土色を活かしたイベントが年間を通して行われている。例えば、毎年 5 月上旬（GW 中）に開催される砂浜を利用した「シーサイドはだしマラソン」、毎年 11 月上旬が見頃で

あるらっきょうの綺麗な紫色の花を楽しむ「らっきょうの花見」などの他にも様々なイベントが開かれている。これらのイベントには町内や県内からだけでなく、県外からも観光客が訪れる。

黒潮町で年間を通して開かれる催し物は、豊かな自然環境を活かしたイベント等により、U・I・J ターン希望者の移住促進を図り、活力と豊かさに満ちあふれ潤いのある町、住んでみたいまちづくりを目指すことを目的として行われている[6]。

年間を通じてイベントを行うと、年に 1 度大きなイベントを行う場合と異なり観光客の黒潮町へ訪れる回数を増加させることができる。1 度訪れただけでは、訪れた地域の魅力を知ってもらうことは難しい。しかし、何度も訪れることで地域のことをより深く知ることができ、それが町の魅力を発見するきっかけとなり、移住者の獲得に繋がるのではないかと考える。

黒潮町は、豊かな自然を利用して移住者の獲得に力を入れている自治体である。

（3）自然豊かな町、黒潮町

黒潮町内の集落は、中山間地域に位置するものや海沿いの地域に位置するものなど、それぞれ場所も環境も様々である。

中山間地域には山間部ならではの風景があり、秋には赤や黄の紅葉が訪れた者の目を楽しませてくれる。また海沿いの地域には、県外からの観光客も訪れる砂浜があり、特に入野海水浴場は年間を通して多くのサーファーで賑わう。

しかし、町内の豊かな自然も住民によって管理されていなければ荒廃してしまう。特に山林は山間部集落の住民によって枝打ちや間伐がされなければ、豊かさを保つことはできない。高齢化が年々進む町内では、山林を管理していくことは徐々に難しくなっており、すでに山林が管理されていない集落があることも事実である。

今後も高齢化が進むなかで、山林の管理の担い手をいかにして確保するのかということが問われている。

2 節：町内での高齢化

（1）進む高齢化と限界集落

高知県は全国でも高齢化の進んだ県である。黒潮町における高齢化率も 33.2%と高知県内の他の自治体と同様に高くなっている。町内の 61 の行政区の内 6 箇所が、集落の中で 65 歳以上の高齢者が集落人口の 50%を超える限界集落である。今後も高齢化が進むと、町内の限界集落の数がさらに増加することは容易に想像できる。

高齢化の進んだ集落では、1 章で述べたとおり住民が集落の中で生活をするのに欠かすことのできない集落機能が低下する。集落機能が低下すると、集落は衰退し住民の生活が脅かされることになる。高齢化が進行し限界集落が増加する状況の中で、住民の生活を守るには集落機能の低下に歯止めをかけ、集落の衰退を防ぐことが最低限必要な条件として要求される。集落機能の低下に歯止めをかけることができなければ、集落は衰退の一途を辿り、最後には消滅するしかない。消滅した山間部集落は、草木に飲み込まれ、その姿を荒野へと変える。その荒野を人が再び暮らせる環境に戻すには、長い時間と多くの人手、そして莫大な費用がかかる。現在でもそうであるが、10 年後いったいどれだけの自治体が荒野を人の住める集落に戻す体力を要しているだろうか。

黒潮町内でも限界集落の増加に対して有効な対策を打ち出せないでいると、多くの荒野を抱えること

[6]黒潮町公式ホームページ　参照　URL:http://www.town.kuroshio.lg.jp/index.html　平成 20 年 11 月 10 日閲覧。

になりかねない。そうなる前に、何としても集落機能が維持されるような仕組みを構築することが必要なのである。

（2）高齢化問題への対策

高齢化が進行した自治体では多くの問題を抱えている。例えば、高齢化の進行に伴い医療費や介護にかかる費用など福祉に関連する費用が増加するといった問題や、農業を行う者の高齢化により耕作されなくなった耕作放棄地が増加するといった問題が発生している。今後、高齢化問題に対してどのような対策をとっていくのかということが自治体運営を考える際に重要となる。

黒潮町でも高齢化の進行に伴い、福祉にかかる費用や耕作放棄地などが増加している。同町では、高齢化問題への対策として、社団法人高知県自治研究センターが主体となって「コミュニティビジネスが生む地域の支えあい仕組みづくり事業」（以下、コミュニティビジネスとする）が行われている。

（3）コミュニティビジネスとは

コミュニティビジネスは、国土交通省が選定を行っている平成 20 年度「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業に選定された。平成 20 年 4 月からは本格的に官民協同の事業として始動している。コミュニティビジネスは生きがいを持つことによって健康を保つという生きがい対策と集落維持を目的としている。高齢者が生産した野菜に自ら値段をつけてそれが売れ、収入につながることが「生きがい」になり、生きがいを持つことで健康を維持することができるのである。高齢者の健康が維持されることによって、医療費抑制や介護予防になり、さらに地域の安心安全の商品が増えることによって直販所の売上げ増、ひいては地域産業の振興に寄与する[7]と期待されている。また、コミュニティビジネスの目玉ともいえるのが「庭先集荷」である。出荷の手段をもたない人々の商品を集荷するサポートの仕組み[8]が庭先集荷である。庭先集荷によって生産をあきらめていた農家の生産が再開されれば耕作放棄地の予防や活用につながる。耕作放棄地の予防は集落機能の維持につながる。集落機能が維持されることによって、集落も維持されるのだと考える。以上がコミュニティビジネスの概要である。

コミュニティビジネスが、同町内の集落に及ぼす影響を検証するにはまだまだ時間が必要であるが、同事業が住民の生きがいにつながり、集落機能の回復につながれば、限界集落問題に対する有効な対応策となるのではないかと考える。

3 節：結び

黒潮町は、豊かな自然に囲まれた町である。そして、町内には豊かな自然に惹きつけられ県外から移住して来た人々も暮らしている。また同町は、町内の高齢化問題に対しても積極的に取り組んでいるといえる。そんな黒潮町でさえ、中山間地域では高齢化により限界集落が増加しはじめ、集落機能が低下することで集落の衰退が進行している。集落機能の低下の実態については次章で触れる。実態を知ることで人々が安心して暮らしていける、そんな当たり前のことを保つことがいかに困難なことであるかを実感することができるのではないかと考える。以上をもって、2 章の結びとする。

3 章：黒潮町内の集落における実態調査

はじめに

[7]平成 20 年度「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業　提案書より引用。
[8]平成 20 年度「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業　提案書より引用。

3 章では､10 月 25 日と 26 日に高知県幡多郡黒潮町内の集落にて行った区長に対するヒヤリング調査の結果について、高齢化の進行が集落機能を低下させ集落を衰退させることを明らかにする。ここでいう集落とは、行政区のことである。

1 節：区長に対するヒヤリング調査について

（1）調査の動機

現在、同町内の集落では高齢化が進んでいる。高齢化は、特に山間部の集落で急速に進行している。山間部集落での高齢化が、集落とそこに暮らす人々の生活や集落の維持・運営に対して一体どのような影響を及ぼしているのかを今回の調査によって明らかにしたいと考えたということが調査の動機である。

（2）調査の目的

今回の区長に対するヒヤリング調査（以下、区長ヒヤリングとする。）は、黒潮町の山間部集落に暮らす人々の生活の様子を知り、集落の現在の状況を把握するということを目的として行った。

集落は、人々が共同・協力して生活することによって存在することが可能となる。集落を維持し運営していくためには、集落機能を低下させずに維持していくことが必要であり集落機能が人々によって維持されていてはじめて、集落は存在することが可能となるのである。その集落機能が調査対象の集落でどのような状況にあるのかを今回の区長ヒヤリングによって調査する。その調査の結果は、現在の黒潮町の山間部の集落の現状を把握するとともに、今後の集落の運営を考えるうえで役立つと考える。もちろん集落機能の他にも集落の維持・運営に関わっている要因はある。しかし、集落機能が集落を維持・運営する際に、大きな影響力をもっているのも事実である。そういったことから、集落機能に関する調査を行うことは集落に暮らす人々の生活の様子を知り、集落の現状を把握することの手助けにつながると考える。

（3）調査の概要

調査は、黒潮町にて 10 月 25 日と 26 日の 2 日間にわたって、高知大学の鈴木ゼミの学生と黒潮町役場に勤務している職員、社団法人高知県自治研究センターの研究員によって行われた。

まず、今回の区長ヒヤリングでは、調査対象となる 30 集落のうち 25 集落の区長に対してヒヤリング調査を行った。その理由は、区長という立場の視点から見た集落の様子を知りたいと考えたからである。区長に対して調査を行うと、住民に対して調査した場合とは、かなり異なる回答が得られるはずだと考えた。住民という立場からの視点と区長という立場からの視点では、集落に対する考え方が異なる。住民の立場では、携わる集落機能が限定される場合がある。しかし、区長という立場は、住民よりも多くの集落機能に携わる。幅広い集落機能に携わっている区長に対してヒヤリング調査を行うことによって、集落の実情に沿った集落機能に関する調査が行えると考え、調査の対象を区長とした。

次に、区長ヒヤリングの調査項目について説明する。

調査項目は、問 1 ～3「Ⅰ：区長に関する質問」、問 4～6「Ⅱ：住民に関する質問」、問 7～17「Ⅲ：集落機能に関する質問」、問 18～24「Ⅳ：冠婚葬祭に関する質問」、問 25～30「Ⅴ：その他」のように、質問項目を大きく 5 種類に分け 30 問設けた。区長 1 人に対して約 1 時間をかけてヒヤリング調査を実施した。1 時間という時間設定は、調査に参加した人数と調査対象の区長の人数との関係から決定された。1 時間では調査できる内容が限られてしまった。そういったことから、調査項目の中には、より詳しい調査を必要とするものがあるかもしれないが、今回の調査からも集落の現状を把握することは十分

可能であると考える。以上が、今回の区長ヒヤリングの概要である。

2 節：区長の仕事に関する調査

（1）区長のなり手の決定方法

区長のなり手の決定方法についての質問に対して回答は、「推薦」25 集落中 15 集落、「立候補」25 集落中 8 人、「推薦と立候補の両方」25 集落中 2 集落、「輪番制」25 集落中 0 集落となった。区長のなり手の決定方法が立候補や推薦となっている場合、立候補者や推薦される者が多数になれば、選挙が行われるはずである。しかし、立候補と答えた集落の中で、選挙を行うと答えたのは伊田浦集落と上田野口集落の 2 集落だけであった。その理由についてある区長は、「形式的には、立候補となっているものの、実際は区長になる順番は決まっている」と答えた。また高齢化や人口の減少により、区長のなり手となる者が減少したことにより、立候補すれば必ず区長に決定するという集落もあった。「推薦」と答えた集落の 1 つである下田野口集落でも、選挙が 10 年以上行われていないという回答が得られた。

次に区長職の任期についてであるが、任期の有無を尋ねる質問に対して「任期はある」25 集落中 24 集落、「任期は無い」25 集落中 1 集落という回答が得られた。「任期はある」と答えた集落に対して任期の長さを質問したところ最も多かったのが「1 年以上 2 年未満」で 24 集落中 18 集落、18 集落のうち任期が「1 年」となっているのは 10 集落、次いで「2 年以上 3 年未満」が 24 集落中 6 集落、6 集落のうち任期が「2 年」となっているのは 5 集落となった。任期があると答えた集落の中には、「任期はある」となっていても「10 年以上やっている者」や「20 年連続で区長をやっている者」、「何年やっているのか不明」となっている集落もあった。「任期は無い」と答えた集落については、「1 年でやめる人もいれば、１０年以上やる人もいる」という回答が得られた。

（2）区長の悩み

区長の仕事に関する質問をする中で、区長が日ごろ多くの悩みを抱えながら仕事をしていることが分かった。

区長の中で、「仕事をするうえで悩みがない」と答えたのは 2 人だけであった。残り 23 集落の区長は皆、区長としての「仕事をするうえで悩みがある」と答えた。悩みがあると答えた区長のほとんどから「区長自身に関するもの」と「地域に関するもの」の両方について悩みを抱えているという回答が得られた。「区長自身に関するもの」の回答の一部であるが、「集落内の人間関係や仕事量の膨大さ」、「自分の仕事に支障が出ること」や「後任者確保の難しさ」、「体力的な問題」や「集落内の行事を行う際に自腹を切らなければならない」などがあった。「地域に関するもの」としては、高齢化による地域の衰退を危惧する回答が多く得られた。例えば、「高齢化による過疎化や祭りなどの行事の際に準備が大変」、「高齢者の買い物が大変」などといったことである。高齢化に関すること以外にも、「災害が発生した際の対応」や「交通の不便さ」、「地域の住民間のトラブルの仲裁」や「役場からの書類を配布する際に何度も役場に行くことの煩雑さ」などの悩みがあるということが区長の口から聞かれた。

（3）区長の仕事の移り変わり

区長がしなければならない仕事に関して、その移り変わりを調査した。

まず、「無くなった仕事」はあるかという質問に対しては、「ある」と答えた区長が 10 人、「無い」と答えた区長が 15 人であった。どのような仕事が無くなったのかというと、「高齢化により、かつて園児と浜で行っていた運動会が今は保育園で行っているなど、一緒にやる仕事が減っている」や「祭り関連の仕事・美化運動の段取り、山の管理」、「農地に関すること」や「税金の回収」などが挙げられた。

次に、「新しくできた仕事」はあるかという質問に対しては、「ある」と答えた区長が 15 人、「無い」

と答えた区長が 8 人で、「分からない」と答えた区長が 2 人であった。どのような仕事が新しくできたかというと、「よせ（水草）が河川を駄目にするのでその刈り取り作業を毎年区長が行っている。役場はやってくれない」や「新しくできたマンションなどに来る人がよそから来た人なので管理が難しい。配布物などを 1 軒 1 軒配らないといけないので大変」、「何もかも区長に矢を向けられている状態。山と民地との境界線を決める際の立ちあい、認知症の人との仲介、土砂崩れ、災害の面もよくある」や「青年団と婦人部(解散)があまりできなくなったことが原因で敬老会の手伝いを区長もしなければならなくなった」、「役場関係の仕事」などが挙げられたが、その他にも新しい仕事が増加し、区長職は激務であるという区長の声もあった。

3 節：住民に関する調査

（1）住民の年齢構成

調査対象集落における住民の年齢構成は次のようになった。

「64 歳以下の人口」4,058 人、「65 歳～74 歳以下」934 人、「75 歳以上」1,332 人となった。

（2）一人暮らしの高齢者（65 歳以上）の数

調査対象集落には、どれくらいの高齢者が一人で生活しているのかということを調査した。まず、一人暮らしの高齢者が「いる」と答えた区長が 24 人、「不明」と答えた区長が 1 人であった。一人暮らし高齢者の最も多い集落は早咲集落の 62 人、次いで出口集落の 40 人という結果となった。また区長から得られた回答と役場から提供された資料を比較すると、集落によってはかなり差が出るところもあった。差が生じた要因としては、区長から得られた回答は、集落の実態に沿ったもので、役場の資料の情報は住民基本台帳ネットワークを基にしているものであるということが考えられる。区長の回答からは住民基本台帳ネットワークでは見えない現状が得られるのである。しかし、実態を反映した区長の声も役場の資料も、人口が多い集落になるほど実態を反映しているとはいえない。

（3）生活のうえでの心配事

集落に暮らす住民が、日常生活をおくるうえでどのような心配事を抱えているのかを調査した。

質問に対する回答は「健康問題に関すること」3 人、「医療費や社会保険などの出費」1 人、「地域の過疎化」3 人、「悪質商法等に関する警戒体制」2 人、「その他」16 人、「ない」5 人となった。「その他」と答えた区長の中には、住民の抱える心配事が複数あると回答した者がいた。そういったことが調査結果に反映されている。

各回答に関して見ていくことにする。「健康問題に関すること」という回答では、「高齢化に伴う健康問題が心配である。」という声が聞かれた。「医療費や社会保険などの出費」では、後期高齢者医療制度に対する不安や怒りに近い感情が感じられた。「地域の過疎化」では、「若者が少なく、行事に参加する小学生が少ない」という言葉が聞かれ、地域の行事を運営することが難しい状況となっていることが感じられた。「悪質商法等に対する警戒体制」では、「お年寄りだけを集めて、高齢な方から部屋に入れて話をして物を買わせるといった悪質商法が増えている」という不安の声が聞かれた。「その他」では、「老人施設を使ってほしいと言われている」や「高齢化で自治防災組織の担い手がいないので、これまでと同様の活動が出来るのもあと 5 年程度」などの高齢化に関すること、「ひとり暮らしの人が病気になったら救急車が呼べるかどうか不安」や「独身の人が多いので災害や病気のとき連絡ができず、近隣の連携体制がつくれていない」などの一人暮らしの世帯が多いことを心配するものや、「公共交通機関の便数の少なさ」や「病院に行くのが困難」など交通の便が悪く病院などに行くことが難しい住民がいることへの心配などが区長から聞くことができた。

区長から得られた回答からは、住民の様々な心配事が伝わってくるが、高齢化を原因とするものが目立つ。区長の中には、自身の高齢化によって区長職の仕事をこなすことが困難となってきていると話す者もいた。集落内での高齢化は、住民の生活だけでなく区長となっている者にも影響を及ぼすほど進行していた。

4 節：集落機能に関する調査

（1）水利の共同管理

集落内の田や畑の灌漑や飲用・消化などに使われる水利の共同管理についての質問を行った。水利の共同管理が「行われている」19 集落、「行われていない」6 集落という結果となった。共同管理が行われている集落では、「農家が組合をつくって行っている」といった農業に従事している者が管理を行っているといったことや、基盤整備事業によって管理されるといった回答が得られた。共同管理が行われている集落の中でも「山のほう（トラクター）が入れないところでは行われていない」という回答もあった。また共同管理が行われていない集落では、「水田自体が無い」ことから水利の共同管理が行われていないという言葉があった。

水利の共同管理に関しては、共同管理の行われている集落の方が行われていない集落よりも多い。しかし、管理の主体となっているのが農業関係者である集落では、高齢化の進行や農業を生業とする者の人口減少などにより、これから共同管理が難しくなることが問題となる。高齢化の進行や農業関係者人口の減少に伴い、水利の管理が難しくなる集落では、いかにして共同管理の仕組みを維持していくかが問われている。

（2）防犯灯の管理

最近、山間部集落に暮らす人々が被害者となる事件が発生している。今年、高知県の大豊町の山間部に暮らす一人暮らしの高齢者が強盗に 20 万円を奪われるという事件が発生した。また、夜道を歩いている者を狙ったひったくりも発生している。そういった事件を防ぐためには、防犯に関連する設備が管理されていることが重要である。特に夜道を明るく照らす防犯灯の存在は、犯罪の抑止に役立つ。ここでは、集落にある防犯灯の管理がされているかについて質問を行った。

まず、防犯灯の管理状況についてであるが「管理されている」24 集落、「管理されていない」1 集落という結果となった。防犯灯が「管理されている」という回答が得られた集落の内 16 の集落では、「切れたら区長に連絡が来て修理する」や「区長に連絡が来て、役場や四国電力などに頼んでやってもらう」などのように、区長が直接管理している、または区長が修理業者に修理を依頼して防犯灯の管理を行っていることが分かった。区長以外にも、「部落・班で管理。料金も地区で支払い」のように住民によって管理されている集落もある。そして、防犯灯に関して「防犯灯が消えていると寂しい、怖いので随時換えられている」という言葉を口にする区長がいた。地域の中には、防犯灯の光が無いと夜道を歩くことができない高齢者も存在するというのである。そういった住民のいる集落では防犯灯の管理がされなければ、住民は安心して生活することができない。防犯灯は、夜道を照らすだけでなく住民に安心も与えるのである。

（3）集会所の管理

集落の運営に関することを決定する会合の場であり、集落内で行われるレクリエーション活動、その他の様々なことに利用される集会所の管理について質問を行った。

まず、集会所の管理がされているかということについては、25 の集落全てで行われていた。集会所の管理を行っている者に関する回答としては、「区長が管理している」という集落が 17、「役員と近隣の住

民が管理している」や「組合長がいて、それぞれ管理している」のように区長以外の者が管理している集落が 6 つあった。また区長が管理している場合でも、「区長、副区長、その奥さん達が出役として管理している」というように区長以外の者や、家族も出役として区長と共に集会所の管理を担っているという集落もあることが分かった。調査に協力してくれた区長の 1 人が「家族にも手伝ってもらわないと、仕事が終わらない」と語っていた。そういった区長の言葉からは区長の仕事の量が多く、区長だけでこなすことが困難な現状があるということが伝わってくる。

（4）集落周辺の山や耕作放棄地の増加に伴う問題の増加

黒潮町は自然に恵まれた町である。しかし、町内の各集落に暮らす人々は高齢化し、体力的に木々の枝打ちや間伐をすることが困難となったことが原因で、管理されていない山や耕作放棄された農地が増加している。そういった、管理されなくなった山や耕作放棄地が増加することによって、どのような問題が発生しているのかをみていく。

調査対象集落の中で、山や耕作放棄地の増加が原因と考えられる問題が発生しているかという質問に対して「問題は発生している」25 集落中 13 集落、「問題は発生していない」25 集落中 12 集落という回答が得られた。

それでは、まず問題が発生しているという回答の得られた集落ではどのような問題が発生しているのかを明らかにする。区長からは、「山側の畑は荒れている。イノシシ・ハクビシンが芋を荒らす」や「イノシシの被害、ダニの発生（害虫の発生源→農作物の被害）、手入れの問題（間伐をしない→植物に日光がささない→土地がやせ細る→土石流の可能性）などがある」、「他人の畑に船が置かれている。ブルドーザーや鉄も置いてあるが持ち主は亡くなってしまっている」や「山火事の発生に不安を感じる住民がいる」などの問題が発生しているという言葉が聞かれた。

次に、問題が発生していないという回答の得られた集落の状況をみていく。区長からは山や耕作放棄地の管理について、「山や耕作放棄地は増加したが、森林組合に手入れを依頼したので、問題は発生していない」や「耕作放棄地を荒野・山に登記変更した」、「あまり山がない。草木が生えて大変だが、あまり問題意識はない」などの言葉が聞かれた。森林組合が管理を行っている場合は問題無いが、登記変更をしたということだけでは耕作放棄地への対策としては不十分である。また耕作放棄地の増加に対して問題意識をもっていないと、現在は問題が発生していなくても今後さらに耕作放棄地が増加したときに発生する問題に対して対応することができるであろうか。区長の中には「耕作放棄地が増加することによって発生する問題に対して、それが問題であるという認識が無いということが問題である。」と語る者もいた。

今回の調査では区長が異なれば、山の管理や耕作放棄地の問題に対する考え方がかなり異なることが明らかとなった。今後、高齢化が進むとさらに集落内の山や耕作放棄地の管理は難しくなる。それぞれの集落は、難しくなった管理をどのように行っていくのかということが問題として問われている。

（5）集落内のゴミ収集について

集落内では、どのようにゴミの収集が行われているのかをゴミの分別指導と集積所の管理という項目によって調査した。

まず、ゴミの分別指導であるが、「されている」19 集落、「されていない」6 集落という結果となった。ゴミの分別指導には、「区長・副区長・会計の三役で粗大ごみの分別指導をしている」のように集落内の三役や、住民が班をつくってその班長が交代で指導に当たっているという集落が多い。その他にも、消防団の者に分別指導を依頼している集落もあった。

次に、集積所の管理についてであるが、「されている」21 集落、「されていない」4 集落という結果と

なった。集積所管理の担い手となっている者としては、区長が担い手となっているのが 7 集落、住民が担い手となっているのが 6 集落、役員が担い手となっているのが 1 集落、その他が 7 集落となった。また集積所の掃除を婦人部が行っている集落もあった。

（6）消防団の担い手について

全国的に高齢化や人口減少に伴い、消防団の担い手となる者が減少している。調査対象地域における消防団の担い手について調査を行った。

消防団の担い手について、集落内に「担い手がいる」16 集落、「担い手がいない」9 集落という結果となった。

集落内に消防団の担い手がいる集落では、消防団に入る者を探し勧誘する仕事のほとんどを消防団員の者が行っている。その他には、区長や集落の話し合いによって、消防団の担い手となる者を勧誘している集落もある。また担い手のいない集落では、別の集落と合同で消防団を編成しているという場所もあった。

消防団は、集落の緊急事態に対応するためには必要不可欠な組織である。黒潮町内の集落でも、集落の中に若者がいないことが原因で消防団を組織することができないという集落があった。今後、高齢化が進むと集落内の防災の要となる消防団を組織することは、さらに難しくなっていく。そのとき、住民は安心して暮らすことができるであろうか。

（7）災害への備え、その他防犯・防災の取り組みについて

ここでは、集落内での災害への備えや防犯・防災の取り組みについて調査を行った。

まず、集落内で災害への備え、その他防犯・防災の取り組みが行われているかという質問についてであるが、取り組みが「行われている」22 集落、「行われていない」3 集落という結果が得られた。

具体的にどのような取り組みが行われているかというと、自主防災組織をつくって訓練を行うことや、防犯・防災のためや一人暮らしの高齢者が住む場所の分かるマップを作成するといったことや、防災組織をつくらないまでも防災のための訓練を行うなどの取り組みが行われている。防災に関する取り組みが行われている集落で、自主防災組織は 25 集落全てに存在する。集落では、自主防災組織が中心となり防災訓練や防災用具の管理などを行っている。しかし、25 集落のうち 2 集落では、組織は存在するものの活動はほとんどしていないという声が聞かれた。活動が行われていない 2 集落では、今後の災害に備えて自主防災組織の活動を行わなければならない。

災害への備え、その他防犯・防災の取り組みの担い手となっているのは主に、区長や消防団員であるが、その他にも、地域の役員や高齢者が取り組みの担い手となっている集落もあった。担い手は、勧誘された者がなるという場合が多い。その他にも役員の長が取り組みの担い手となっている集落もあった。

高知県では、近い将来、南海大地震が起こると予想されている。そういった大規模な災害が起こったときに迅速かつ的確な非難活動を行うには、災害に備えて防災訓練を行う必要がある。自主防災組織やその他防災のための取り組みがされている地域とそうでない地域とでは、災害発生時の対応に大きな差が生じる。住民の命を守るためにも災害への備え、その他防犯・防災の取り組みが集落の中で行われていることが望ましいといえる。

（8）一人暮らしの高齢者を見守る仕組みの有無について

集落に暮らす一人暮らしの高齢者が安心して生活をするには、高齢者を見守る仕組みが必要である。ここでは、集落内にはどのような高齢者を見守る仕組みがあるのかをみていく。

まず、高齢者を見守る仕組みが「ある」18 集落、「ない」7 集落であった。

高齢者を見守る具体的な仕組みとしては、民生委員の活動や近所同士の協力、役員が見回るといった

ことや声かけの徹底ということが行われている。隣近所や民生委員や役員が見回ることができる場所なら、前述したような仕組みで事足りる。しかし、山間部でも奥の方に暮らす住民を見守る仕組みをつくるのは難しい。そういった見守り活動を行うのが困難な場所に暮らす住民をいかにして、見守っていくのかということが今後の課題である。

（9）地域での行事の移り変わりについて

集落では1年間を通して、様々な行事が行われる。例えば、盆踊り・運動会・敬老会のような住民同士の交流の場となるようなものなどである。そういった行事がどのような移り変わりをしてきたのかということについての調査を行った。

まず、盆踊り・運動会・敬老会のそれぞれの行事の実施状況についてみていく（その他の祭りについては後述）。盆踊りは以前から行われていなかった集落を除くと、「行われている」10集落、「以前は行われていたが現在は行われていない」8集落となった。運動会については、「行われている」1集落、「以前は行われていたが現在は行われていない」14集落となり、敬老会については、ほとんどの地域で行われていたが、1集落だけではあるが「以前は行われていたが現在は行われていない」という結果が現れた。

3つの行事は、いずれも担い手不足に悩まされている。盆踊りや敬老会については、1つの集落では行うことが困難となり他の集落と合同で開催している集落もある。運動会に関しても参加者の高齢化や怪我をする者の増加などによって行われなくなった集落が目立つ。

行事が行われなくなった理由として共通しているのは、高齢化や人口減少などが行事への参加者を減少させているということである。集落に暮らす住民の高齢化や人口減少のほかにも、3つの行事が行われなくなった原因はあるかもしれない。しかし、高齢化や人口減少が行事の衰退に大きな影響を与えていることは確かである。

（10）町内美化運動の実施状況について

集落内での町内美化運動の実施状況についての調査を行った。

町内美化運動の実施状況は、「行われている」22集落、「行われていない」3集落となった。美化運動が行われている集落のほとんどが年1回であるが、多いところでは年5回行われている。一部の集落では、参加者を増加させるために、清掃活動に参加しない者から罰金を徴収するといったことを行っている。

町内のほとんどの集落では、町内美化運動が行われている。しかし、美化運動を運営していく組織が機能せず運動が行われていない集落もある。区長の中には、「今後住民が高齢化し、集落内の清掃活動を実施することが難しくなるかもしれない。」と口にする者もいた。

将来、住民だけでは集落内の清掃活動ができなくなったとき、担い手をどのように確保するのかということが大きな問題として問われている。

（11）婦人会、老人会、子ども会の活動について

集落内で祭りやその他の行事が行われる際、その準備や宴席を開くことなどは婦人会がいなければ難しい。その他にも婦人会は集落の中で様々な役割を担っている。婦人会と同様に老人会や子ども会も集落内で色々な役割を果たしている。そういった婦人会の活動や老人会、子ども会の活動についてみていく。

まず、婦人会・老人会・子ども会の内どれか1つでも活動が行われている集落が15集落ある。

3つの会の具体的な活動内容についてみると、婦人会は祭りやその他の行事に関すること以外にも地域の高齢者に対して日常生活を補助するミニデイサービスと呼ばれるものや、ゴミ集積所の清掃などの

活動を行っている。ミニデイサービスについては、住民がボランティアで行っているものや、社会福祉協議会が町からの委託を受けて行っているものの 2 種類がある。老人会についても、敬老会や花畑や花壇の手入れなどの活動を行っている。子ども会は、集落の運動会や祭りの担い手となっている。

婦人会・老人会・子ども会の活動についてみてきたが、3 つの会は集落運営の大きな原動力となっているということが分かった。しかし、3 つの会が、担い手不足によって機能していない集落もある。そういった集落では、他の地域と合同で活動するといった方法で担い手不足を補っている。

3 つの会の担い手が確保されず活動されなくなったとき、集落ではどのようなことが起こるのであろうか。担い手確保に対して、早急な対応が求められている。

5 節：冠婚葬祭に関する調査

（1）祭りについて

集落内には、どのような祭りがあり、誰が担い手となっているのかを調査した。

まず、祭りの種類であるが、ほとんどの集落で夏祭りと秋祭りが行われている。その他にも、それぞれの地域にあるお宮で行われる祭りや、集落独自のイベント色の強いもの、例えば、コスモス祭りといったものまで、一言に祭りといっても様々なものがある。

次に、祭りの担い手となっている者であるが、区長や神社の関係者、宮総代や地域の住民が当番で担い手となっている集落が多い。担い手がいない集落では、近隣の集落と合同で祭りを開催し、担い手の不足を補っている。

しかし、祭りを開催する際に、神輿の担ぎ手がいない集落があるのも事実である。担ぎ手の無い集落では、神輿をトラックに引かせることによって担ぎ手に代えている。そういった集落でも、祭りの伝統を次の世代に残していきたいという意識をもっている住民がいる。そのような住民の願いも高齢化の進行によって、ますます叶わぬものとなるという厳しい状況がある。

（2）子どもが生まれたときの行事について

集落の中で子どもが誕生したときに行う行事がどのようなもので、最後に行われたのがいつだったのかということについて調査を行った。この調査は、子どもが誕生したときに行われる行事がどのようなものを知ることはもちろん、その行事が最後に行われたのがいつかを知ることによって地域内の少子化の状況を知ることができるのではないかと考え行った。

調査に対する区長の回答は以下のようなものである。集落内に子どもの生まれたときの行事があるのは 8 集落、無い集落は 12 集落、以前はあったが現在は無くなったのが 4 集落という結果となった。

行事がある集落では、各家庭で家族だけで行うというのがほとんどである。集落をあげて祝いの行事を開く集落は 2 集落だけである。

また、行事が以前は行われていたが現在は行われていない集落では、行事が行われなくなった理由として子どもが減少したことをあげる集落が少なくない。そういったことから、集落内部で少子化が進行していることが分かる。将来、集落の担い手となる子どもが減少すると集落は衰退するしかない。集落の衰退が手をつけられない状態になる前に有効な対策を打ち出すことが求められる。

（3）結婚式について

集落内で結婚式が行われる際には、どのような祝いの儀式があり、そのやり方を覚えている者がどの程度いるのかということを調査した。

まず、集落独自の儀式がある集落は 4 集落、無い集落は 12 集落、以前は行われていたが現在は行われていない集落は 8 集落となった。独自の儀式があると答えた集落でも、最近は集落の外の式場で結婚

式を行う者が増加していて、集落内で結婚式を行う者がほとんどいなくなってしまった。それに伴い、結婚式の儀式を正確に記憶している住民は減少してきている。75 歳を超える高齢者や仲人を経験した者しか、儀式を正確に記憶している者がいないという集落もある。

以上のことから、集落内では結婚式の伝統的な祝いの儀式は行われなくなってきており、衰退に向かっている。伝統は誰かが守らなければ喪失する。山間部集落にくらす人々は、伝統を守る担い手としての役割を果たしている。伝統の守り手たる人々の暮らす集落が高齢化により衰退している今、集落の人々の生活と伝統を守ることはできるのだろうか。

（4）葬式について

葬式に関する地域内の慣習は維持できているか、またどのように変化したのかということについて調査を行った。山間部で高齢化が進行した集落では、集落内の者だけでは葬式をすることが困難となっている集落も少なくない。調査対象地域の葬式の状況がどのようになっているのかをみていく。

まず、葬式の慣習が維持できている集落は 11 集落、維持できていない集落は 12 集落という結果となった。維持できている集落には「コウグミ」という組織があり葬儀の準備や呼びかけを行っているが、高齢化や人口減少によってその活動は衰退気味となっている。葬式の慣習が維持できていない原因としては、町内の式場で行うようになったことや葬儀屋に任せるようになったことがあると考える。また集落内で行っている場合でも、様式が変わり簡素化されている地域や、集落から出て行った者に葬式の手伝いを依頼している地域もある。

区長からは、「集落内で、やり方が土葬だった頃は自分たちで棺をつくって、棺を埋める穴も自分たちで掘っていた。しかし、今やろうと思っても高齢者には無理だろう。土葬もやれなくなったし。」という言葉も聞かれた。区長のことばからも集落の高齢化が葬式の慣習に影響を与えることが分かる。

これから高齢化がさらに進むと、山間部集落に暮らす住民は葬式を行うことができるだろうか。高齢者の中には自分が生まれた場所で最後をむかえたいと考えている者が多い。そういった高齢者のささやかな望みさえも、高齢化という大きな波に飲み込まれようとしている。

6 節：その他（住民の生活に関することについて）

（1）住民間での助け合いについて

集落内で暮らす住民同士がお互いに助け合うことのできる関係を築いているのかどうかということを調査した。病気やけがをして、日常生活をおくることが困難となった場合、近隣の住民によって病人やけが人の生活を補助するような関係や仕組みができていれば、集落の中で生活をすることができる。また、災害が発生したときに住民がお互いに助け合う仕組みがある場合と無い場合とでは、その後の復興の速さに大きな差が出る。そういった集落の中で重要な役割を果たす、住民間の助け合いについてみていく。

まず、住民間の助け合いがなされている集落は 18 集落、なされていない集落は 6 集落という結果となった。6 集落は、海沿いや中間部、そして山間部まで広い範囲に分布している。助け合いの具体的な内容としては、「体調が悪く家事をすることができない者の手伝い」や「具合の悪い者を病院に連れて行く」、「けがをした者の代わりに買い物に行く」や「農作業の手伝い」などである。助け合いがなされていない集落では、近くに家族が住んでいて、その家族によって日常生活の手伝いが行われている住民もいる。

近隣に家族の者が住んでいる住民なら、助け合いの仕組みが無くても問題はないかもしれない。しか

し、近隣に家族が住んでおらず、住民同士での助け合いのできる関係や仕組みが無い集落では、病気やけがで動けなくなったときに発見が遅れ命を落とすことがあることも十分考えられる。また高齢者が孤独死したときに発見されるのが遅れるということも考えられる。発見が早ければ助けることのできる可能性は高くなる。そういったことからも、住民間に助け合いのできる関係や仕組みがあることが重要なのである。

（2）集落内での買い物について

山間部集落には、車を持たない住民もいる。車があれば平場のスーパーマーケットで日用品や食料を調達することができるが、車を持たない者には平場に出かけることは容易なことではない。公共交通機関が無い集落や、あっても 1 日に数本しかない集落では、平場へ出かける際にタクシーを利用せざるを得ない。年金で生活している高齢者にとっては、タクシーを利用することは大きな負担となる。集落の中に商店があれば、車を持たない住民も日常生活に必要な物資を手に入れることができる。また商店が無くても、移動スーパーや魚屋と呼ばれる移動商店のようなものが集落にやって来るのであれば生活に必要な物を全てではないにしても調達することが可能である。ここでは、住民の買い物に関することについてみていく。

まず、集落の中に買い物をすることのできる商店があり買い物ができる集落は 12 集落、できない集落は 11 集落、以前はできていたが現在はできない集落は 1 集落という結果となった。移動スーパーや魚屋が来ている集落は 14 集落、来ていない集落は 8 集落、以前は来ていたが現在は来ていない集落は 2 集落である。集落内で買い物ができない集落ではその理由として、雑貨屋が 1 軒しかなく生活に必要な物資を調達することができないことや、商店が閉店してしまったことなどがある。

山間部集落に暮らす高齢者の生活は、集落内の商店、移動スーパー、魚屋などによって支えられている。これらの施設は、買い物を行う場所であるほかに、人と人とのコミュニケーションの場にもなっている。高齢化が進行し人口が減少した山間部集落には、1 日中誰とも会話をすることなく暮らしている高齢者も少なくない。店の者と住民、住民と住民のように、普段他人との関わりがあまり無い住民にとっては数少ない会話を楽しむことのできる場なのである。買い物をしなくても 1 日 1 回は、高齢者が商店に顔を出すということを行うようにすれば、住民の健康上の異変の発見や孤独死の防止につなげることができるのではないかと考える。

山間部に暮らす高齢者が集落の中で買い物ができれば、タクシー代の負担を軽減することができ、人とのコミュニケーションの場も確保できるはずである。

まとめ

2 節から 6 節まで「黒潮町における区長ヒヤリング」の結果についてみてきた。

区長ヒヤリングに協力してくれた区長からは、集落に暮らす住民の高齢化の進行に対して不安の声が多く聞かれた。現在は住民の協力によって集落機能を維持できていても、今後高齢化が進み集落が限界集落となったときに集落を運営していくことはかなり難しくなるのではないかと考える。

今回の区長ヒヤリングでは、主に山間部集落を対象として調査を行った。調査を行った集落の中で限界集落と呼ばれる集落は、本谷・大井川・大方橘川集落の 3 集落である。それぞれの集落の高齢化率は、本谷集落（66.67%）、大方橘川集落（62.50%）、大井川集落（55.00%）という順となっている。これらの集落では他の集落と比べて、集落機能の低下が著しく表出している。

次章では、限界集落における調査結果に触れつつ、高齢化が集落機能を低下させている現状についてみていく。

以上をもって、3 章の結びとする。

4 章：黒潮町内の限界集落

4 章では、限界集落である大井川・大方橘川・本谷集落の 3 つの集落の中でも、本谷集落の現状を区長ヒヤリングの結果に触れながらみていく。

本谷集落を選択したのは、調査を行った集落の中で高齢化率が最も高く集落機能の低下が顕著に表れている集落だからである。

1 節：本谷集落の現状

（1）本谷集落の概要

本谷集落は、旧大方地域に属し、人口 27 人、高齢化率 66.67%の山間部に位置する集落である。黒潮町の旧大方地域の中では、高齢化率の最も高い集落である。

（2）区長に関することについて

区長は立候補で選出され、任期は 1 年以上 2 年未満である。区長の仕事は、年々増加している。区長は、区長職以外にも自らも仕事をしているため、区長の仕事と自分の仕事の両方をこなさなくてはならなくなっている。毎日が忙しい日々であるとのことである。区長は、激務をこなすことのほかに後継者の確保が難しいことを挙げている。集落での高齢化が進み、現在の区長の後を継ぐ者がなかなか見つからないのである。今後も高齢化が進行すれば区長にかかる負担はさらに増加することは容易に想像できる。

（3）集落機能に関することについて

本谷集落における集落機能についてみていく。

同集落では、担い手がいないために 4 つの集落機能が喪失してきている。具体的には、水利や夜道を照らす防犯灯、山林や耕作放棄地などの管理、集落の緊急事態に活躍する消防団の不在などである。これらの集落機能が失われることによって、同集落では様々な問題が発生している。例えば、山林や耕作放棄地の管理がされていないことから、集落と山の境界線が曖昧となり猪が集落の中に出現するようになっている。集落に現れた猪は畑を荒らすほか、時には住民に対して危害を加えることもある。今は猪による住民への被害が出ていなくても、これから先被害が出ることも考えられる。そうなれば住民は不安を感じながら暮らすことになる。

また、消防団は担い手を早咲集落に依存して不在を補っている。消防団は、火災や地震時などの災害時には、消火活動、救助活動、応急救護、避難誘導などを担当する地域の防災の要となる組織である。自前の消防団を持たず、他の集落に依存している状況は防災にとって望ましいこととはいえない。緊急事態に対して、迅速に対応するためには自分の住む集落のことに詳しい地元住民で組織された消防団が必要である。高齢化の進行した山間部集落で災害時に最初に犠牲となるのは高齢者である。将来高知県では、必ず南海大地震が起こると予想されている。災害時に高齢者が犠牲になるのを防ぐことができる対策を考えていかなければならない。

集落機能の低下は、集落の衰退を招くだけでなく、住民の命の危機をも招く。それが集落機能を低下

させてはならない最も重要な理由なのではないかと考える。集落の衰退を促し、住民の生命をも危機に陥れる集落機能の低下に対して、いかにして歯止めをかけるかということが大きな問題として問われているのである。

（4）冠婚葬祭に関することについて

本谷集落における冠婚葬祭に関することについてみていく。

同集落には、金比羅祭りという祭りが行われている。しかし、集落の高齢化が進行したことが原因で住民の中に担い手がおらず、他の集落に当番制で 3 人ずつ担い手を依存している。集落で行う祭りの担い手を近隣の集落に依存しなければならないほど、集落内での高齢化が進んでいるのである。また、葬式に関しても集落内での慣習は維持することができていない。集落の住民は葬式を行うときは葬儀屋に任せきりにしている。葬式には、準備から火葬場までの移動など煩雑な作業が多いので、集落に暮らす高齢者だけでは体力的な問題もあり、葬式を行うことができない。そういったことが葬式を葬儀屋に任せきりにしている理由ではないかと考える。

高齢化は、地域の冠婚葬祭に対しても大きな影響を及ぼしているのである。本谷集落は、集落の祭りを他の集落に担い手を依存しなければ開催することができず、葬式も葬儀屋に任せなければならない状況にある。大野晃氏（長野大学教授）の限界集落の定義は、「65 歳以上の高齢者が集落人口の 50%を超え、独居老人世帯が増加し、このため集落の共同活動の機能が低下し、社会的共同生活の維持が困難な状態にある集落という。」[9]である。この集落は、大野氏の限界集落の定義通り社会的共同生活の中の冠婚葬祭の維持が困難な状態となっている。

本谷集落は、全国にある限界集落の中の 1 つに過ぎないということを忘れてはならない。全国には、さらに高齢化が進み冠婚葬祭の維持が困難となっている集落が存在していることも考えられる。同集落だけでの問題と捉えるのではなく、日本全体が抱える問題として認識することが必要なのである。

（5）住民の生活について

集落に暮らす住民の生活についてみていく。

本谷集落には、生活に関連した施設である学校、商店、金融機関が 1 つも無い。お宮が 2 か所あるだけである。かろうじて、魚屋や移動スーパーが来たときには集落の中で買い物ができる状況である。生活関連施設が無いため、買い物をするにも車で町内の買い物ができる場所まで出かけなくてはならない。したがって、この集落では自家用車が生活をするのに欠かせない物となっている。そういったことから、住民の交通手段のほとんどが自家用車である。しかし、住民の中には高齢となり車の運転が危ないと感じる者や、自家用車を持たない者もいる。そのような住民は、近隣の住民に、用事のついでに必要な物資を買ってきてもらうのだという。

同集落では自家用車が生活のうえで重要な物であるが、もう一つ重要な物がある。それは、近隣住民との信頼関係である。信頼関係があることにより、住民同士の助け合いができているのだと考える。この集落には、現代社会の中で失われてきている近所付き合いによる助け合いがある。困っている者がいれば、近所の者が皆で助ける。昔の日本では、当たり前だったことが同集落では当たり前に行われている。そういった近所での助け合いができていることが、限界集落である本谷集落が集落を維持できている最大の要因であると考える。

限界集落の中でいかに住民同士での助け合いが大切であるかということが、本谷集落の状況から分かる。

---

[9]大野晃『山村環境社会学序説―現代山村の限界集落化と流域共同管理』農山漁村文化協会 2005.4,pp.22～23 より引用。

以上が、区長ヒヤリングの結果から分析した本谷集落の現状である。

限界集落である同集落では、担い手の不足によって集落機能が低下している。集落機能の担い手を減少させている最大の要因は、集落に暮らす住民の高齢化である。住民の高齢化により、体力的に集落を維持・運営するための活動に参加することが不可能な状態となっている。現在は、かろうじて担い手が確保されている集落機能も、5 年後どれほどのものが維持されているであろうか。このままのペースで高齢化が進めば、今よりも確実に集落機能は低下することが考えられる。

5 章：高齢化による集落機能の低下が集落の衰退を招く

1 節：区長を務める者の言葉

(1) 区長職を担う者の覚悟

3 章、4 章で区長ヒヤリングの結果についてみたが、区長職を担う者には激務をこなす体力と、仕事を続ける覚悟が必要である。調査に協力してくれたほとんどの区長から、区長の仕事は割に合わないという意味合いの言葉が多数聞かれた。調査結果からも、区長の仕事が年々増加していることが分かる。例えば、住民からの要望や苦情が多くなり対応できていない区長や、役場から依頼される仕事が多くなり自分の私生活の時間を犠牲にしている区長もいる。そういった仕事の増加が区長の負担を重くしているのである。

(2) 区長の葛藤

区長の仕事は増加し、区長は激務を強いられている。それに加え、区長の高齢化も進んでいる。区長の中には自分の体力の限界によって、地域の仕事ができなくなることを心配する者もいる。しかし、区長の負担を軽減する具体的な対策は打ち出されていない。区長の中には、自身の生活の時間を削りながら集落のために職務に当たっている者もいる。仕事の大変さから区長の職を辞めたいとさえ考えたことのある者もいたが、後継者がいないことや自らの仕事に対する責任感から辞めることができないのである。区長は、集落に対する責任と自分の生活の時間を確保したいという気持ちの間で板ばさみに合っている。

2 節：集落機能の低下が招く問題

(1) 集落における高齢化の進行

今回の区長ヒヤリングを行ったことで、黒潮町内の集落では高齢化がかなり進行していることが分かった。調査の対象とした集落の中には、高齢者が増加し限界集落となった集落が 3 集落あり、そのいずれの集落でも集落機能が低下し集落は衰退の危機に瀕している。衰退の状況については、4 章で述べた通りである。このままの速さで高齢化が進み、有効な対策を打ち出すことができなければ、現在は限界集落ではない集落も限界集落となる。そして、現在、限界集落である集落は、衰退し消滅するほかないのである。

(2) 高齢化による集落機能の低下

高齢化が進行した山間部集落では、様々な集落機能が低下している。

枝打ちや間伐がされずに荒れ放題となった山林からは猪や鹿、猿やマムシなどが集落に出没するようになり人々を不安に陥れている。その他にも集落を維持・運営していくうえでは欠かすことのできない集落機能が低下している。集落機能低下の最も大きな原因は、集落住民の高齢化により担い手が不足し

ているということである。高齢者は、体力的に集落機能の維持に携わることが難しくなってきている。

限界集落で担い手不足による集落機能の低下が顕著であることは、4 章で明らかにした通りである。高齢化が集落機能の低下に影響を及ぼしていることは明白であり、一刻も早い高齢化による担い手不足への対策が集落機能を回復するために必要なことであると考える。

3 節：結論

区長ヒヤリングの結果から、高齢化が進行すると集落機能が低下することが明らかとなった。集落機能の低下は、集落で受け継がれてきた伝統を失わせる。ここでいう伝統とは、主に地域で開催される祭りやその他冠婚葬祭に関する行事などとする。子どもの数が減り、神輿を担ぐ者がいなくなりトラックで神輿を引いている集落や葬式が集落内の者だけでは行えなくなった集落など、その状況は様々である。伝統以外にも、集落周辺地域の山や森林の管理がされなくなることにより、猪の出没や土石流の発生などで集落に暮らす住民の生活や命までも脅かす問題も発生する。

また、限界集落では集落機能の低下がより顕著となる。4 章でみた通り、限界集落では集落機能の維持において、他の集落の住民の協力がなければ維持することができないものもある。集落機能の中でも、住民の生命にも関わるのが消防団の有無である。調査を行った限界集落では、3 集落の全てで存在していない。今回の調査では、限界集落となっている集落は 3 集落だけであったが、限界集落でない集落の中でも消防団を持たない集落は 6 集落あった。そういった集落の中には、他の集落に担い手を依存している集落がある。今後も高齢化が進むと、自分達の集落内で消防団の担い手を確保することができない集落が増加する。そのような状況となったとき、遠方の集落に担い手を依存しなくてはならなくなる集落も現れるのではないかと考える。その場合、他の集落から担い手を依存されている集落の消防団は、近隣の集落での山火事や災害だけでなく、かなりの広域に対応しなくてはならず消防団には大きな負担がかかる。住民だけで対応できる地域には限界がある。そういったことから、広域に対応するためには、住民だけでなく行政の助けが必要となると考える。住民だけでは対応することが困難なことに対して、行政が対応するという協力感関係を築かなければならない。集落機能が低下した地域の住民を守るためには、住民と行政が協力していかなければならないのである。

そういったことから、住民の努力だけでは対応しきれない部分を補うということが今後の市町村運営を担う際に、行政に求められることであると考える。

住民の日常生活についても本谷集落では、住民間での互いに協力し合える関係が構築されていることから、限界集落の中でも生活することが可能なのである。住民同士での助け合いが行えないような集落であれば、住民の生活はかなり不便を感じる厳しいものとなるのではないかと考える。限界集落では、住民同士が協力しながら生活していくことが必要不可欠なのである。

住民間での助け合いの関係構築は、現在は限界集落でない集落でも必要である。今回の調査で、集落内に暮らす住民間で互いに協力し合える関係が構築されていない集落は 6 集落であった。その 6 集落は、いずれも現在は限界集落ではない集落である。しかし、今後高齢化が進行すれば限界集落となる。これらの住民間での助け合いがなされていない集落は、高齢化がさらに進み集落機能が低下したとき、住民の生活はかなり厳しい状況になるのではないかと考える。住民間での助け合いや声かけなどがされないと、近隣住民が孤独死しても気がつかず発見が遅れるといった悲惨な事態が発生することも考えられる。そういった事態が発生するという危機を住民が認識していないことが、住民間での互いに助け合える関係の構築を阻害している原因の 1 つとしてある。一刻も早く、住民間で協力し助け合いのできる関係を築くことが、高齢化の進む山間部集落では求められている。

黒潮町の調査対象とした地域の中の限界集落で、集落の詳細な状況に触れたのは本谷集落だけであるが、同集落以外の 2 つの限界集落でも高齢化を要因とする担い手不足により集落機能が低下している。本谷集落と他の 2 集落は、黒潮町の中でも小規模な集落である。限界集落となってはいるものの、住民間での協力し助け合える関係が構築されていることから集落を維持することができている。今後高齢化が進む同町では、限界集落が増加することが予想される。そうなったときに、集落内の人付き合いが密になるような仕組みをつくり、住民間での協力しあえる関係を構築することができるようにしなければ限界集落での生活は大変困難となる。そういった仕組みを構築するには、住民同士がお互いに親睦を深められるような場が必要である。例えば、親睦を深める場として 2 章で紹介したコミュニティビジネスが活用できるのではないかと考える。コミュニティビジネスの参加者の間では、コミュニティビジネスに関することを近所付き合いの話の種にしている者も多い。例えば出荷した商品の価格をいくらにしたかといったことを参加者同士で話すのである。他愛もないことのように思えるが、小さなことの積み重ねによって住民同士の間にお互いを信頼しあえる関係ができ、コミュニティが築かれる。そういったことからコミュニティビジネスは、住民間の協力し合える関係を築くための触媒として機能することも期待できる。そういった触媒のような役割を果たす仕組みを構築し、住民間で協力し助け合える関係をつくることが高齢化の進行により、集落機能が低下していく準限界集落や高齢化により集落機能が低下した限界集落の衰退に歯止めをかける有効な対策となるのではないかと考える。

今後高齢化が進行すると集落機能が低下し、集落が衰退するなかで住民の生活を守ることは困難となり、集落の維持・運営は厳しい状況となる。そのときに問題から目を背け、その問題を放置することだけはしてはならない。そこに暮らす人々の生活を守るためにどのような対策が必要なのかということを常に考えなくてはならない。全てのことに共通していることであるが、諦めずに根気強く続けることが、重要なのである。

以上をもって、集落機能は高齢化により低下し、集落機能の低下が集落の衰退を招くという結論とする。

参考文献

1. 大野晃『山村環境社会学序説―現代山村の限界集落化と流域共同管理』、農山漁村文化協会、2005 年
2. 大野晃『限界集落と地域再生』、株式会社高知新聞企業、2008 年
3. 高知農林統計協会『第 53 次高知農林水産統計年報』、2008 年
4. 梶井照陰『限界集落』、フォイル、2008 年
5. 長谷川昭彦『近代化のなかの村落』、日本経済評論社、1997 年
6. 篠原重則『過疎地域の変貌と山村の動向』、大明堂、1991 年
7. 本間義人『地域再生の条件』、岩波書店、2007 年
8. 柏雅之『条件不利地域再生の論理と政策』、農林統計協会、2002 年
9. 細内信孝『地域を元気にするコミュニティ・ビジネス―人間性の回復と自立型の地域社会づくり』、ぎょうせい、2001 年
10. 神野直彦『地域再生の経済学―豊かさを問い直す』、中央公論新社、2002 年
11. 高橋伸彰『少子高齢化の死角―本当の危機とは何か』、ミネルヴァ書房、2005 年

参考電子文献

1. 黒潮町公式ホームページ URL:http://www.town.kuroshio.lg.jp/index.html 平成 20 年 11 月 10 日閲覧

黒潮町における区長ヒヤリング調査項目

☆区長さんに関する質問

① 区長のなり手の決定方法(どのように選ばれるのか、任期、交代制なのかなど)

〇立候補

〇推薦

〇輪番制

② 任期の有無

〇ある(1年未満、1年以上2年未満、2年以上3年未満、その他)

〇ない

1. 区長の仕事をするうえでの悩み

〇ある

・区長自身に関するもの( )

・地域に関するもの( )

〇ない

2. 区長さんの仕事の移り変わり(無くなった仕事、新しくできた仕事)

① 無くなった仕事

〇ある(どのような仕事がなくなったのか？)

〇ない

② 新しくできた仕事

〇ある(どのような仕事ができたか？)

〇ない

☆住民に関する質問

3. 住民の年齢構成(59 歳以下、60～69 歳、70～79 歳、80 歳以上など)

〇64 歳以下(人)、65 歳～74 歳(人)、75 歳以上(人)

4. 一人暮らしの高齢者(65 歳以上)の数

〇いる(人)

〇いない

5. 生活のうえで心配事はないか？

〇ある

健康問題

医療費や社会保険料などの出費

地域の過疎化

悪質商法等に対する警戒体制がとれているか

その他

〇ない

☆集落機能に関する質問

6. 水利の共同管理（水田の水を引き入れる水口など）は行われているか

〇行われている

〇行われていない

7. 防犯灯の管理は行われているか

〇行われている

〇行われていない

8. 集会所の管理は行われているか

〇行われている

誰によって行われているか？

〇行われていない

〇以前は行われていたが現在は行われていない

9. 管理できなくなった周辺の山や耕作放棄地が増加することにより問題が発生していないか

〇発生している

どのような問題か？

〇発生していない

10. 集落のゴミ収集はどのように行われているか

〇集積所の有・無

ある・ない

〇ゴミの分別指導は

されている・されていない

〇集積所の管理はされているか？（誰によって、当番制なのかなど）

されている・されていない

11. 消防団の担い手（担い手がいない場所では、どこに依存しているのか）

〇いる

〇いない

担い手はどこに依存しているのか？

12. 災害への備え、その他防犯・防災の取り組み

（過去の災害発生時の対応、特に水害と土砂崩れ、豪雨時や積雪時の道路の安全確保、災害発生時の行政への連絡、集落住民間の連絡などの体制）

〇行われている

どのような取り組みが行われているのか？

担い手となっているのは誰か？

担い手の決定方法は？

〇行われていない

13. 一人暮らしの高齢者を見守る仕組みはあるか（声かけや家庭訪問など）

〇ある

どのような取り組みがされているのか？

〇ない

14. 地域の行事で過去にはあったが、現在は無くなったものはないか（花見、運動会、盆踊り、敬老会など

〇ある

〇ない

15. 町内美化運動のようなことは行われているか

〇行われている

〇行われていない

16. 婦人会、老人会、子供会の活動は

〇行われている

その内容はどのようなものか？

〇行われていない

その理由は？

☆冠婚葬祭に関する質問

17. 祭りについて

〇どのようなものがあるか？

〇その担い手となっているのは誰か？

18. 子どもが生まれたときの行事にはどのようなものがあるか

〇ある

どのようなものか？

〇ない

〇以前はあったが現在はなくなった

どのようなものだったか？

19. 結婚式の祝いの儀式はあるか

〇ある

どのようなものか？

最近、行われたのはいつか？

〇ない

〇以前はあったが現在はなくなった

どのようなものだったか？

いつ頃なくなったか？

20. また、そのやり方を覚えている人は

〇いる

人数は何人くらいか？

〇いない

21. 地域内で15～20以外で、何か大きな行事はあるか

〇ある

（どのようなものか？）

〇ない

22. 宗教組織について

〇どのようなものがあるか？

〇その担い手となっているのは誰か？

23. 氏子の総代、檀家の総代の選出方法はどのように行われるのか（区長の選出方法と同一であるか）

〇区長の選出方法と同様の方法

〇区長の選出方法とは異なる方法

どのような方法か？

24. 葬式に関する地域の慣習は維持できているか。また、それはどのように変化したか

〇維持できている

〇維持できていない

どのように変化したか？

☆その他

25. 住民の交通手段にはどのようなものがあるか

〇自家用車（バイク、自動車）

〇公共交通機関

〇タクシー

〇その他

26. 住民間での助け合いはなされているか（どういうことについて行われているか）

例：買い物に行けない場合は近所の人に頼める、

住民が怪我や病気になったときに、怪我をした者や病気の者の生活を補助するなど

〇なされている

どのようなことか？

〇なされていない

〇以前はなされていたが現在はなされていない

どのようなことだったか？

27. 買い物は近所でできるか？

〇できる

〇できない

〇以前はできていたが、現在はできない

高齢による体力の衰え、商店が無くなったなど

28. 移動スーパーは来ているか？

〇来ている

〇来ていない

〇以前は来ていたが、現在は来ていない

29. 地域に生活関連施設（学校、商店、金融機関、お宮など）がどのくらいあるか

〇ある（上記のどれか一つでもある場合、上記以外の施設がある場合もチェック）

学校　（　）

商店　（　）

金融機関（　）

お宮　（　）

その他　（　）

どのような施設か？

〇ない

コミュニティビジネスが生む地域の支えあい仕組みづくり事業からみるNPO法人の運営の課題

「黒潮町におけるコミュニティビジネスモデルについて」

所属ゼミ：鈴木ゼミ　学籍番号：B051F024N
氏名：小片一弘

はじめに　2頁

第1章　NPO法人の概要　2頁
第1節　NPO法人の定義　2頁
第2節　日本におけるNPO法人の変遷　3頁
第3節　NPO法人の設立、株式会社との比較　4頁

第2章　コミュニティビジネスが生む地域の支えあい仕組みづくり事業の概要　6頁
第1節　コミュニティビジネスとNPO　6頁
第2節　高知県黒潮町における農産物集荷事業の概要　6頁

第3章　NPO法人の実態調査　10頁
第1節　NPO法人の聞き取り調査　10頁
第2節　NPO法人の運営していく上で都市部と市町村部の課題　26頁

第4章　まとめ　28頁

質問事項概要　29 頁

はじめに

高知県黒潮町において2006年度から社団法人高知県自治研究センターが高齢者に対する地域活性化の事業として高齢者の生産した収穫物を集荷するというコミュニティビジネスを行っている。高知大学鈴木ゼミでは上記センターと共同で参加されている高齢者に聞き取り調査を行っている。平成 20 年度「『新たな公』によるコミュニティ創生支援モデル事業」の選定を受けた。これは人口減少や高齢化の進行により地域のコミュニティの形成の維持が困難になった集落などに新たな地域活性化のモデルとして認められたことを意味している。今後高齢化社会や限界集落の問題など過疎地域で発生する問題の解決策を生み出していくためにも事業の存続というのは重要である。

今回このコミュニティビジネスが生む地域の支えあい仕組みづくり事業をＮＰＯ法人として運営していく場合どのような課題があるのか論じていきたい。また黒潮町のような市町村部と都市部ではＮＰＯ法人の運営においてどのような違いが存在するのか調査して運営の課題をあげたい。現在日本は少子高齢化により行政、民間で行ってきた地域の医療、福祉などのサービスが崩壊している。介護保険制度の導入などにより行政では民間に業務を委託してコストを削減に努めている。しかし高齢者福祉などの分野では財源不足や人材不足などにより受け皿として NPO 法人が注目されている。またそれ以外にもまちづくり、地域活性化、啓発活動など様々な分野において行政や営利企業の手の届かない範囲の活動を行っている。コミュニティビジネスが生む地域の支えあい仕組みづくり事業は高齢者の生きがいや活力をつくりだすという非営利の目的を重点に置き活動しており NPO 法人化が望ましいと期待している。

この論文は 4 つの章で構成していく。第 1 章では NPO 法人の概要などを述べていき NPO 法人がどのようなものであるかを検討する。第 2 章ではコミュニティビジネスが生む地域の支えあい仕組みづくり事業の内容を論じる。第 3 章では実際に活動されている NPO 法人に聞き取り調査を実施して NPO 法人の現状、問題点などを探って分析を行う。第 4 章では第 3 章で行った聞き取り調査をもとにして筆者の意見を述べたい。

第 1 章　NPO 法人の概要

第 1 節　NPO 法人の定義

NPO とは Non－Profit Organization の略であり非営利組織で公益法人の 1 種である。「特定非営利活動促進法」にもとづき法人格を取得した「特定非営利活動法人」一般的な総称である。NPO 法人の活動には、営利を目的としないことが「特定非営利活動促進法」に定められている。特定非営利活動には、1．保険、医療または福祉の増進を図る活動、2．社会教育の増進を図る活動、3．まちづくりの推進を図る活動、4．学術、文化、芸術または

スポーツの振興を図る活動、5．環境の保全を図る活動、6．災害救援活動、7．地域安全活動、8．人権の擁護または平和の増進を図る運動、9．国際協力の活動、10．男女共同参画社会の形成の促進を図る活動、11．子供の健全育成を図る活動、12．情報化社会の発展を図る活動、13．科学技術の振興を図る活動、14．経済活動の活性化を図る活動、15．職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動、16．消費者の保護を図る活動、17．前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動の 17 項目が定められている[1]。

また NPO の定義としてジョーンズ・ホプキンズ大学のサラモン教授による NPO の最大公約数的定義とサラモンの「定義的特徴」の要約を挙げると次のような特徴がある。NPO 法人の最大公約数的な定義は利潤をあげることを目的としない、公益的な活動を行う民間の法人組織。でありサラモンの定義特徴は 1．フォーマルな組織、2．非政府性、3．非営利分配、4．自己統治性、5．自発性、6．公益性が挙げられている[2]。1．フォーマルな組織は法人格を持ち営利企業と同等に事業を行うことを意味している。そのため単発的な事業の執行ではなく長期的な活動が求められる。2．非政府性とは民間企業であり政府から独立している点があげられる。ただし政府の委託事業などを請けることや、補助金を受けることは問題ではない。3．非営利分配とは NPO 法人事業収入などの利益が地域や NPO 活動に還元されることである。一般の営利企業と比べた場合、最大の違いがこの点である。営利企業の場合は事業で得た利益は法人や株主の所有物となるが NPO 法人は定款や目的のために利益が使用される。4．自己統治性とは理事会など NPO 法人が法人として活動できる機能が備わっていることである。NPO 法人も他の営利企業と同様に理事会、定款などを作成して法人格を取得した法人として所有されなければならない。5．自発性とは自発的な参加を呼びかけることである。NPO 法人においては会費や寄付金により NPO 法人の活動を行うことが認められている。6．公益性とは公共の利益のために活動するというものであり法人や一定の範囲の利益のために行動してはならない。以上が NPO 法人の定義である。

また NPO とは別に NGO という言葉も存在する。NGO は Non－Governmental Organization の略である。非政府組織の意味で「国連経済社会理事会との協議資格の有無にかかわらず開発問題や人権問題、環境問題、平和問題等の地球規模の諸問題の解決に非政府・非営利の立場から取り組む市民主導による国連組織ならびに国内組織」[3]と定義された。NGO という言葉は主に国連の中で使用される用語である。

その他の主な公益法人として社会福祉法人、医療法人、宗教法人、学校法人などが存在する。

第 2 節　日本における NPO 法人の変遷

---

[1] 内閣府 NPO ホームページ　参照　http://www.npo-homepage.go.jp/about/npo.html#npo　平成 20 年 11 月 25 日閲覧

[2]『NPO とは何か』、電通総研、1996、第 1 章 24 頁より引用。

[3]『NGO ダイレクトリー‘92』、NGO 活動推進センター、1992、より引用。

日本においてNPO法人が注目されるようになったのは1990年代になってからである。NPO法人が主導的に活動しているアメリカとは違い日本には「非営利」という考え方はなかった。日本では「非営利」に近い考え方として「公益」という言葉があてはまるかもしれない。公益活動は市民がボランティア精神で社会の利益に寄与する活動ではない。

日本において公益活動は政府が主として活動するものであり国家の一部に近いイメージを持つことができる。社団法人、福祉法人、財団法人などは政府との関係が強く、政府の影響が大きい。このように日本における「非営利」の活動は自立性が弱く市民の手によるものではなかった。市民自ら問題提起をして活動していた団体や組織も存在した。社会福祉分野や環境保護、地域貢献の活動も行われていたがその活動には法人格が与えられずに正式ではない団体として活動していた。このように日本では「公益」という概念がNPOの発展を阻害する要因となっていた。

1990年代に入り高齢化社会が本格的に到来してNPO法人に注目が集まるようになった。そして大きな転機となったのは1995年に起きた阪神・淡路大震災である。阪神・淡路大震災において救助活動や震災による食糧問題などに対応したのは政府ではなく市民ではなかった。兵庫県の西宮の「応援する市民の会」という20の非営利組織、NGO、NPO法人、経団連が集まってつくられた会が中心となり復興活動に尽力した。このNPO法人の活躍は日本中に広まりNPO法人の必要性が高まり始めた。

1998年12月にはこのようなNPO法人に対する関心が高まり「特定非営利活動促進法」が施行された。この法律により日本の非営利団体制度を構成して今日にいたるNPO法人の根幹をつくりあげる始まりである。

「特定非営利活動促進法」を具体的に見てみると福祉、環境教育などの11の分野とこれらの分野で活動する組織を支援する組織の12分野の非営利組織に法人格を与えようとするものである。ただ実際に、日本では約85,000団体とも推計される市民公益活動団体のうち、法人格取得に動く団体はその1から2割しか存在しないともいわれており、圧倒的多数の市民活動団体は法人格の無い、インフォーマルな組織として活動を進めていくものと見られている[4]。

このように日本においてNPO法人に対する環境は以前に比べて改善されてきている。しかしNPOに対する市民や政府、活動面について注目してみるといまだ法整備や環境整備は遅れている。市民はNPO法人に対して「ボランティア団体」と言う考えを抱いている。「NPO法人の活動はすべて無償で行う。営利事業は行わない」などボランティアの延長という考えが市民に定着している。政府はNPO法人に対して今後増え続ける定年退職者の受け皿や社会福祉事業の受け皿として政府のコスト削減の手段としての認識を強く抱いている。NPO法人が今後地域社会の担い手として活動するためにはNPO法人が自立して地域社会に必要とされる立場にならなければならない。

[4]川口清史、富沢賢治編『福祉社会と非営利・共同セクター』、日本経済評論社、1999、第1部34頁より引用。

第 3 節 NPO 法人の設立、株式会社との比較

この節では NPO 法人の認証、設立の方法について一般的な株式会社と比較して述べたい。まず設立の目的については、NPO 法人は社会全体の公益のために活動を行い株式会社は自社、つまり株主のために活動していく。事業収入などの利益について株式会社は株主に分配することは可能だが NPO 法人の場合構成員(会員、社員であり従業員ではない)に分配することはできない。ただし活動資金に使用することは可能である。構成員の人数は株式会社の場合、旧商法では取締役 3 人、監査役 1 人以上必要であった。しかし現在は規制緩和の流れをうけて「新会社法」施行され取締役 1 人でも設立可能となっている。NPO 法人の場合設立時に 10 人以上の構成員が必要である。また理事が 3 人、監事が 1 人以上必要である。理事と監事は役員と総称される。理事は法人業務の決定や執行の権限を持ち給料、役員報酬などの報酬を得ることができる。監事は NPO 法人の財務状況などを監査し、給料をえることはできないが役員報酬を得ることができる。理事、監事を兼ねることはできない。理事、監事はそれぞれ取締役、監査役の立場に置き換えることができる。設立する際の資本金の有無については株式会社の場合資本金 1,000 万以上必要だったが、規制緩和の流れをうけて「新会社法」施行されてからは最低資本金制度が撤廃され 1 円以上設立することが可能になった。NPO 法人の場合資本金は 0 円でも設立可能であり資本金は不要である。税金の課税対象では株式会社の場合、行っている事業全体が課税対象となる。NPO 法人の場合収益事業は課税対象であるが収益事業以外の事業については非課税である。課税に関することでは認定 NPO 法人制度が導入されている。

特定認定 NPO 法人制度は、日本において寄付文化をつくることを目的につくられた税制である。設立時の手続きについては株式会社の場合届出が必要であるが、NPO 法人の場合認証制度である。個人が特定認定 NPO 法人に寄付をした場合、確定申告時に寄付控除が受けられるという内容である。特定認定 NPO 法人になるには一定の要件を満たさなければならず認定されている NPO 法人の数は少数である。

「特定非営利活動促進法」により NPO 法人の法人格取得に当たっては従来の「許可主義」から一歩踏み出し「準則主義に至らないまでも形式的用件で法人格取得を認め、その後の活動実態に応じて法人格取り消し等の対応を可能にする「認証主義」の考え方がとられるようになった[5]。ここで NPO 法人の設立の流れを述べたい。まず設立発起人会を催し設立者が定款や事業計画書などの書類を作成する。次に設立総会を開き 10 人以上の構成員とともに定款などの書類に総意の意思決定を行い、設立認証書類を作成して各省庁へ提出する。各省庁は都道府県か内閣府のどちらか一方である。NPO 法人の活動範囲が都道府県のみの活動であれば都道府県が認証する。反対に都道府県をまたがる活動を行う場合は内閣府が認証する。書類を受理した後、2 ヶ月間縦覧される。これは市民が NPO 法人の情報を取得して必要か否かの判断を仰ぎ、NPO 法人との関係を強くするためである。受理から 4 ヵ月以内に認証の判断が下されれば設立登記を行い NPO 法人の活動が可能となる。

---

[5]川口清史、富沢賢治編『福祉社会と非営利・共同セクター』、日本経済評論社、1999、第 1 部 34 頁より引用。

NPO 法人の運営は主に総会と理事会で行われる。総会は主に定時総会と臨時総会がある。定時総会は決算日の 2 ヶ月以内の時期に年に 1 回開催される。定款変更、合併、解散などの重要な議題について話し合われる。臨時総会は緊急を要する議題が発生した場合開催される。理事会は定期的に行われ、NPO 法人事業における日常の問題などが話し合われる。

第 2 章　コミュニティビジネスが生む地域の支えあい仕組みづくり事業の概要

第 1 節　コミュニティビジネスと NPO

コミュニティビジネスとは地域コミュニティを基点にして、住民が主体となり、顔の見える関係の中で営まれる事業をいう。また、コミュニティビジネスは、地域コミュニティで眠っていた労働力、原材料、ノウハウ、技術などの資源を生かし、地域住民が主体となって自発的に地域の問題に取り組み、やがてビジネスとして成立させていく、コミュニティの元気づくりを目的とした活動[6]である。地域住民が主体となり地域の問題を解決しようと努めるためコミュニティビジネスの活動分野の範囲は非常に広い。「特定非営利活動促進法」に定める 17 項目以外にも生き甲斐づくりや観光活性化などの活動をおこなうコミュニティビジネスも存在する。活動範囲は市町村の地区単位など地域の問題が把握しやすい大きさが望ましい。コミュニティビジネスの担い手となるのは主に高齢者、学生、主婦やフリーターである。コミュニティビジネスを行う場合 NPO 法人でなければならないという制約はない。任意団体や株式会社、組合などで行うことは可能であるがコミュニティビジネスを行う上で NPO 法人が最もよい形態である。まずコミュニティビジネスは無償では行うことができない。事業活動として一定の事業性や継続性を持たなければならない。経済的に自立した有償のビジネス形態として法人格を取得することは重要である。しかしコミュニティビジネスはそれと同時に地域の問題を解決するという社会貢献、公益性が求められる。NPO 法人の非営利という概念は地域の問題を解決するために地域に利益を還元するという意味でも NPO 法人は最も優れている。コミュニティビジネスを行ううえで行政との関係構築、パートナーシップを結び協働で問題解決に向けて取り組むことが重要である。

しかしここで注意しなければならないのは行政と対等な対場で活動しなければならないということである。

2001 年に内閣府および関係各省庁による「530 万人雇用創出促進チーム(島田内閣府特命顧問)」が発足し、「530 万人雇用創出プログラム」が策定され、小泉政権「骨太の方針 2003」にも雇用創出に向けた規制改革と広報・普及活動がうたわれている。コミュニティビジネスの可能性とその担い手として NPO 法人に期待が寄せられたのだ[7]。このように行政はコスト、人件費の削減または緊急雇用や高齢者の雇用の受け皿に対する期待をコミュニティビジネスに抱いているのである。これは後に説明する「行政の下請け化」の問題にも繋がってくる。コミュニティビジネスは自立した運営が求められる。

---

[6]細内信考著『みんなが主役のコミュニティビジネス』、株式会社ぎょうせい、2006、第 1 章 15 頁より引用。
[7]田中弥生著『NPO が自立する日』、日本評論社、2006、第 3 章 95 頁より引用

第 2 節高知県黒潮町における農産物集荷事業の概要

高知県黒塩町は平成 18 年 3 月 20 日に高知県幡多郡の旧大方町と旧佐賀町が合併した自治体である。高知県の中でも西南地域であり、幡多郡の中でも東部に位置している。気候は、南国特有の温暖で年間平均気温 17 度、降雨量 2800mm 前後と、雨が多い。このような気候を活かして、大方地区では早くから施設園芸や花卉、葉たばこ、水稲を中心に栽培が行われ、農業の盛んな町であった。また佐賀地区では「土佐カツオ一本釣り漁業」が盛んであり、年は完全天然塩も代表的な特産物となっている。農業では、シメジやエノキダケ、エリンギなどの栽培が盛んな町でもある。高知県の山間部に位置しており過疎化、限界集落の問題に直面している[8]。

(1)事業を行う目的

全国で現在高齢者が自らの手で生産した農作物を地域の「直販所」に出荷して販売することが盛んに行われている。直販所とは生産者が生産物の価格を自由に設定して販売できるシステムである。販売物は農作物に限らず魚介類、加工品など自由に生産者が決定できる。価格を自由に決定することは可能であるが売上金額のうち決められた割合の手数料等を支払わなければならない。黒潮町には「にこにこ市」、「黒潮ふれあい市」、「物産品ひなたや」という 3 個所の直販所が存在する。直販所に出荷する場合生産者は直接、販売物を出荷しなければならない。直販所に近い生産者は商品を出荷する手間も少なく収入も大きい。しかし直販所から離れた生産者は自家用車などを使い出荷するため非常に手間がかかる。自動車の免許を持っていない高齢者や自家用車を所有していたとしても距離が遠いため輸送費が増大し利益が発生しない生産者も多く存在する。このため出荷をしたくても断念する高齢者が増えているのである。販売物を集荷する仕組みをつくれば出荷を再開する生産者や作付面積を増やしたいという行動もでてくる。

また集荷するシステムを確立することで次のような課題が達成できる。まず一番目に農作物の生産性の向上や耕作放棄地の減少が期待できる。集荷する人々が増えれば農業に対する需要も高まる。二番目に地域産業の振興をはかることができる点である。直販所の売り上げが増えるだけではなく、地産地消や食品の安全性などの効果も期待できる。また集荷サービスを行うことにより出荷のための自動車の数を減少することができる。自動車の数を減少させることにより CO2 の削減に努めることが可能になり環境問題にも取り組むことができる。三番目は医療費抑制や介護予防などの効果が期待できる。生産者の大多数は高齢者であり身体機能が低下している場合がある。集荷サービスを行うことにより農産物をつくり身体を動かすことにより身体機能の低下を防ぐことや、高血圧などの初期の病気予防を行うことができる。四番目は地域のコミュニティの再構築である。高齢者の多い限界集落では独居老人が多数存在しており孤独死などの問題が起きている。高齢者が集荷サ

---

[8] 黒潮町公式ホームページ　参照　http://www.town.kuroshio.lg.jp/kuroshio/tel/honchou.html　平成 20 年 11 月 28 日閲覧

ービスを利用することにより地域の住民との交流が増加する。それにより住民同士の見守り活動など地域のコミュニティの再構築に貢献できる。五番目はいきがいづくりである。年金生活している高齢者は定期収入なく山間地域での雇用は期待できない。そのため直販所の売上金は少量ではあるが、それを生きがいとする高齢者も存在する。徳島県上勝町「株式会社いろどり」では料理店で使用されるツマモノを商品化している。これはコミュニティビジネスの例ではないが高齢者が主体となり活動しており高齢者に生きがいをもたらしている。事業を自立して運営していくだけではなく上記の地域の課題を解決することも求められている。

(2) 高知県黒潮町における農産物集荷事業の内容

高知県黒潮町の 3 箇所の直販所にビジネスサポーターが集荷するサービスである。黒潮町の集荷地区は湊川、小川、馬荷の 3 地区で行う。ビジネスサポーターは湊川、小川地区の方が担当している。ビジネスサポーターの業務は出荷者の商品の集荷、直販所への集荷物の出荷、出荷伝表の受け渡し作業、直販所の売れ残った販売物の返却などである。またビジネスサポーターは上記であげた作業を集荷日に行うため比較的地区で年齢が若くなければならない。ビジネスサポーターは 40 名程度の出荷希望者が出荷した生産物を集荷する。出荷者はビジネスサポーターが集荷に来る前に決められた集荷所に集める、出荷物にはバーコードが付けられており直販所で販売される際、どの出荷者が出荷した生産物であるかが明確になっている。ビジネスサポーターは軽トラックで集荷を行う。ビジネスサポーターは各集荷所で出荷物を集荷する時、出荷伝票を各集荷所に置く。出荷伝票には出荷物の個数と値段が記入されている。すべての集荷所の集荷を終えると 3 箇所の直売所の売り場に集荷物を置く。直販所で売れ残った販売物はビジネスサポーターが受け取り集荷所に販売物を返却する。出荷者は、指定された時間に集荷所に返却された販売品を回収する。

図 2-1　農産物集荷事業のしくみ

ビジネスサポーターの集荷作業

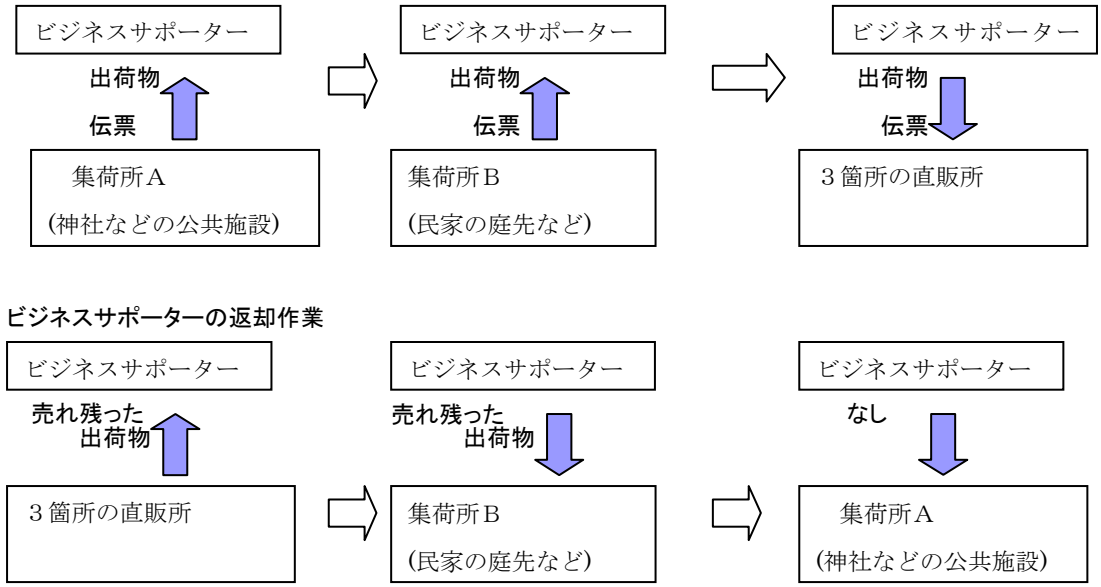

注:図 2-1 は筆者が作成

(3) 高知県黒潮町における農産物集荷事業のモデル性

現在行われている農業物出荷事業モデルはこれまでにもっていた高齢者に対する社会福祉や地域活性化とは違う先進性を持った取り組みである。まず非常に肯定的で積極的な取り組みであることである。介護保険制度や要介護認定などに代表される高齢者に対する社会福祉対策は否定的な取り組みであった。高齢者の自立に向かう政策ではなく行政や企業から福祉サービスを提供されるという受身的な政策であった。この農業集荷事業は高齢者自らが生産物を出荷するという能動的な仕組みである。サービスをただ受け入だけではなく自ら事業に加わり集荷サービスを受けることにより、地域コミュニティを通じて互いに支えあうという先進的なモデルである。また地域活性化の面でもこれまでにない先進的なモデルである。地域活性化策の場合一過性で継続性がない事業が多い。この事業は地域活性化やまちづくりを前面に出さず高齢者に販売物を強制しない。小額の収入を稼ぐことにより高齢者自身が自発的に行動して結果的に上記であげた問題を解決していくのである。

農業物集荷事業の参加者が増えれば受給されるだけのサービスから自ら行動するコミュニティビジネスマンとなる。事業に参加する参加者の身体の向上が見込まれることにより、地域全体の総福祉コストの削減に寄与することができる。

(4)他の団体との協働関係

この農業物集荷事業を運営していくにあたり他の団体との連携と協働について述べたい。行政との関係として黒潮町があげられる。この事業はコミュニティビジネスが生む地域の支えあい仕組みづくり事業として黒潮町も新たな政策として期待しており、黒潮町の職員とともに事業を行っている。黒潮町の住民との関係は農業集荷事業を通して必然的に強化

されている。また農業集荷事業に参加している住民にはヒアリング調査を行いより関係性は強化されている。またヒアリング調査の結果の公表やセミナーなどを開催している。それにより情報が集荷サービスを利用する住民にフィードバックして、生産物の向上や出荷者同士の交流の場として寄与している。直販所においては集荷した生産物の量、価格が売り上げに直結する。直販所にとって出荷者の増化、出荷物の増加は重要であり生産者の立場から見ても直販所がなければ出荷を行うことはできない。このため直販所と協働で生産者の生産意欲向上などの政策を行っている。高知大学との連携をあげると、出荷者に対するヒアリング調査を学生が行い、データの分析などを協働で行っている。

(5)今後の展望

現在「『新たな公』によるコミュニティ創生支援モデル事業」として、中山間部の限界集落や農村部のコミュニティの再生などの問題について官民が主体となり協働して解決する活動を支援するためのモデル事業として選定を受けている。選定基準は先進性やモデル性、持続可能性、コミュニティ創生の実効性などの観点が重要視されている。そのため事業の運営だけではなく選定基準に示された効果を明確にする必要がある。そのため農業物出荷事業を 3 年程度の長期間事業を継続して行わなければならない。それにともない集荷事業に参加している生産者の直販所の売り上げ状況、出荷物の量の増減、健康状態の変化を調べるために継続的にヒアリング調査を行いデータとして集計して結果を出さなければならない。モデル事業で創生された事業やコミュニティ再生として効果が認められれば新たな公共の仕組みとして確立され全国でこの事業の制度を取り入れた取り組みが開始される。そのためには黒潮町のみの運営だけではなく全国の農村部、限界集落の実情にあったモデルを創生してマニュアルのような形にしなければならない。現在農産物出荷事業を行うにあたって人件費、印刷製本費、消耗品等により 500 万円の運営費で運営している。現在はモデル事業としてモデル事業委託費として運営している。今後モデル事業が終了し、継続して事業を行うことが決定した場合、財源確保の方法や既存の公共サービスや輸送手段の活用によるコストの削減、担い手の確保が課題となる。

第 3 章 NPO 法人の実態調査

今後第 2 章であげた高知県黒潮町における農産物集荷事業の継続に向けて NPO 法人として存続する方法も一種の方法である。それをふまえたうえで NPO 法人として運営していく場合にどのような課題が存在するのか明確にする必要がある。今回の農業集荷事業を行う地域は黒潮町のような過疎地や農村部である。しかし NPO 法人は過疎地や農村部にのみ存在するわけではなく、都市部にも多く存在する。NPO 法人を運営するにあたり都市部とそれ以外の地域で行うことにおいて違いがあるのであれば過疎地、農村部での NPO 法人運営の課題、改善点を述べたい。また第 1 章で述べた定義のうち、非政府性、自己統治性が日本の NPO 法人が弱いと感じる。いわゆる「行政の下請け化」の問題である。行政の下請け化については後に説明する。またＮＰＯ法人を運営していく中で組織を運営する組織者育

成はどのようになっているのかを明らかにする。最後に NPO 法人を運営していく上で、都市部と黒潮町を含む過疎地、農村部での運営の違い、課題をまとめたい。

第 1 節　NPO 法人の聞き取り調査

聞き取り調査の実施方法

実験対象地域は香川県の「特定非営利活動促進法」に基づき認証を受けている約 200 法人のＮＰＯ法人の中から 18 法人に聞き取り調査を行った。聞き取り調査実施期間は 2008 年 10 月から 11 月の 2 ヶ月間に行った。聞き取り調査の方法は筆者が直接、該当する NPO 法人において出向いて理事長または組織の中心となる方々にアンケートによる聞き取り調査を行った。全 18 法人のうち NPO 法人が活動する特定非営利分野別に 3 個の分野に分け聞き取り調査を行った。第 1 章であげた 17 項目の特定非営利活動のうち「保険、医療または福祉の増進を図る活動」「まちづくりの推進を図る活動」「社会教育の増進を図る活動」の 3 分野について調査した。全 NPO 法人の活動割合の中で「保険、医療または福祉の増進を図る活動」は 58%、「社会教育の推進を図る活動」46%、「まちづくりの推進を図る活動」40%(活動の重複可)となっておりこの 3 分野で活動している NPO 法人の数が非常に多い[9]。

(1)聞き取り調査の内容

アンケート調査は質問項目に「はい」、「いいえ」で答える項目と具体的に内容を答える項目の 2 種類の要素を組み合わせて聞き取り調査を行った。ここで聞き取り調査の語句の定義をしたい。まず「都市部」、「市町村部」の定義である。「都市部」は香川県の県庁所在地の高松市(人口約 42 万人)で活動する NPO 法人のことである。「市町村部」とは高松市以外の市町村(人口約 11 万人以下の自治体)で活動しているＮＰＯ法人である。香川県の人口は約 100 万人でその人口の内、約 4 割は県庁所在地の高松市であり、次に大きい人口規模の丸亀市(約 11 万人)とはかなりの差がある。このように香川県は高松市が都市化して一極集中の人口構造である。このようなことから高松市を都市部とみなし、それ以外を市町村部と定義する。

調査を行った「保険、医療または福祉の増進を図る活動」「まちづくりの推進を図る活動」「社会教育の増進を図る事業」は今後、図や論文内において「保険、医療」、「まちづくり」、「社会教育」と記載する。全 18 法人のうち「保険、医療」、「まちづくり」、「社会教育」の分野をそれぞれ 6 法人に聞き取り調査を行った。また都市部と市町村部との NPO 法人の運営の違いや課題点をあげるため 6 法人のうち 3 法人は都市部の NPO 法人、残りの 3 法人は市町村部の NPO 法人に聞き取り調査を行った。「保険、医療」は主に在宅介護や介護施設を運営、医療器具を販売する NPO 法人である。「まちづくり」は地域振興のためのイベントの企画、実行や県外の人々に町の情報を提供する活動を行っている。「社会教育」は市民に啓発運動や講演会を企画、運営している。

(2)聞き取り調査の結果

---

9 内閣府 NPO 法人ホームページ　参照　http://www.npo-homepage.go.jp/data/bunnya.html　平成 20 年 11 月 30 日閲覧

アンケート調査は大きく 3 つに分けて質問を作成した。1 番目は NPO 法人の運営について質問した。2 番目には日本におかれている NPO 法人の現状の意識調査を行った。

3 番目には NPO 法人の今後について質問した。

〔1〕NPO 法人の運営方法

1. NPO 法人の運営における資金調達の内容

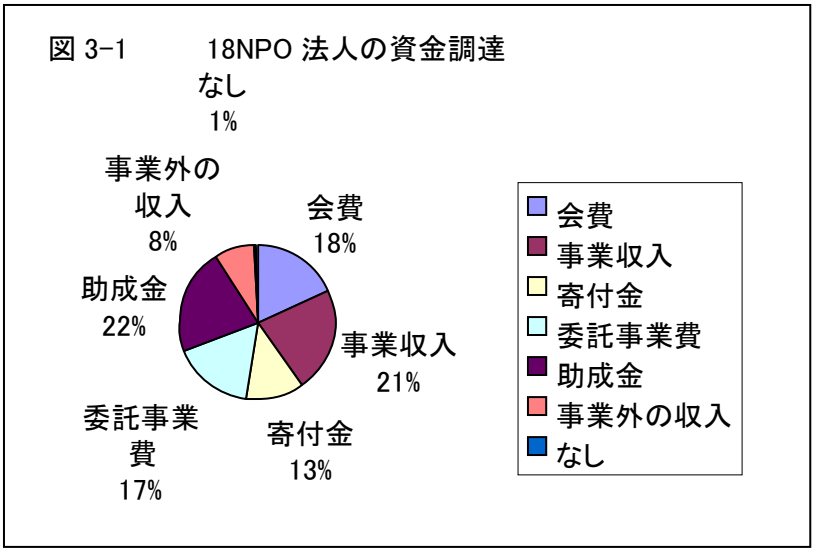

注:以下のグラフは同様に筆者の聞き取り調査により作成

NPO 法人の事業収入で最も大きいのは行政からの助成金であった。また行政からの委託事業費も含めると全体の 40%を占める。NPO 法人自身の自主財源として会費、事業収入、寄付金などがあげるが寄付金は 13%と他の項目に比べて低い。寄付金は企業や個人からの

収入である。しかし寄付金は景気に左右され、不安定な収入であり NPO 法人自身があまり積極的に活用していない。NPO 法人が独立した経営をしていくためにも会費や寄付金を集金する手間のかからない方法を考案して事業収入を増やさなければならない。

「医療、保険」部門資金調達内訳

図 3-2　「医療、保険」資金調達内訳(都市部)

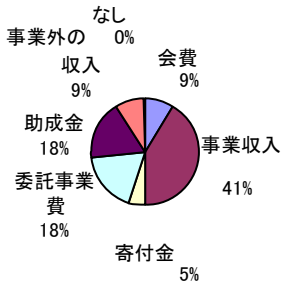

図 3-3　「医療、保険」資金調達内訳(市町村部)

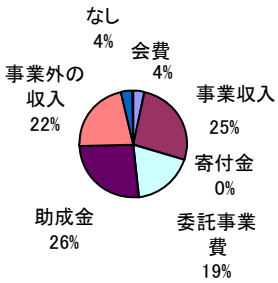

「まちづくり」部門資金調達内訳

図 3-4　「まちづくり」資金調達(都市部)

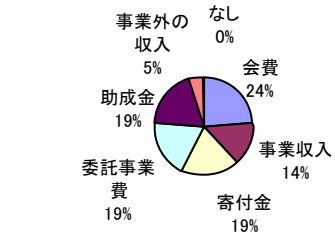

図 3-5　「まちづくり」資金調達内訳(市町村部)

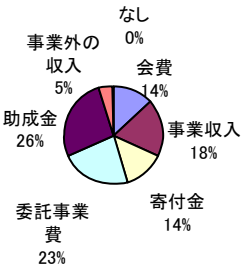

「社会教育」部門資金調達内訳

図 3-6　「社会教育」資金調達内訳(都市部)

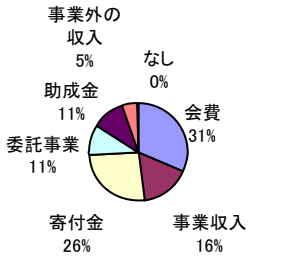

図 3-7　「社会教育」資金調達内訳(市町村部)

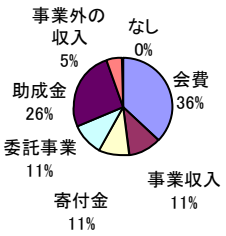

「医療、保険」部門においては都市部においては事業収入の割合が 41%と非常に多い。市町村部においても事業収入の割合は多いが助成金、事業外の収入もほぼ同じ割合である。市町村部においては事業外の収入が 22%と多い。市町村部においては他に会社を経営している人々が NPO 法人を経営して場合が非常に多いためである。これは介護保険制度を利用した在宅介護サービスを提供する事業を行う NPO 法人が多くサービス利用料で NPO 法人を運営している点が顕著にデータに現れている。市町村部においては高齢化が都市部よりも進行しており行政が助成金や委託事業を通じて NPO 法人とともに医療、保健サービスの維持に積極的であるからである。会費や寄付金の割合は低く「医療、保険」部門においては事業収入が主力になっている。

「まちづくり」部門においては都市部、市町村部双方において資金調達において大きな差はみられなかった。助成金の割合が高く地域振興事業を行う上で行政との協力関係を築きイベントを企画するなどの NPO 法人が多い。

「社会教育」部門においては会費の割合が高い。特に都市部では会費、事業収入、寄付金を合わせて 73%という高い数値を示している。セミナー開催やインターネットでの情報開示など比較的活動規模の小さい活動を行っており会費などの自主財源で運営できる NPO 法人が多い。都市部と市町村部を比べた場合全体として会費、事業収入、寄付金が低く助成金、委託事業費の割合が高い。

2. ＮＰＯ法人の運営における国、企業、自治体、公益法人、その他の団体の影響

単位(件)

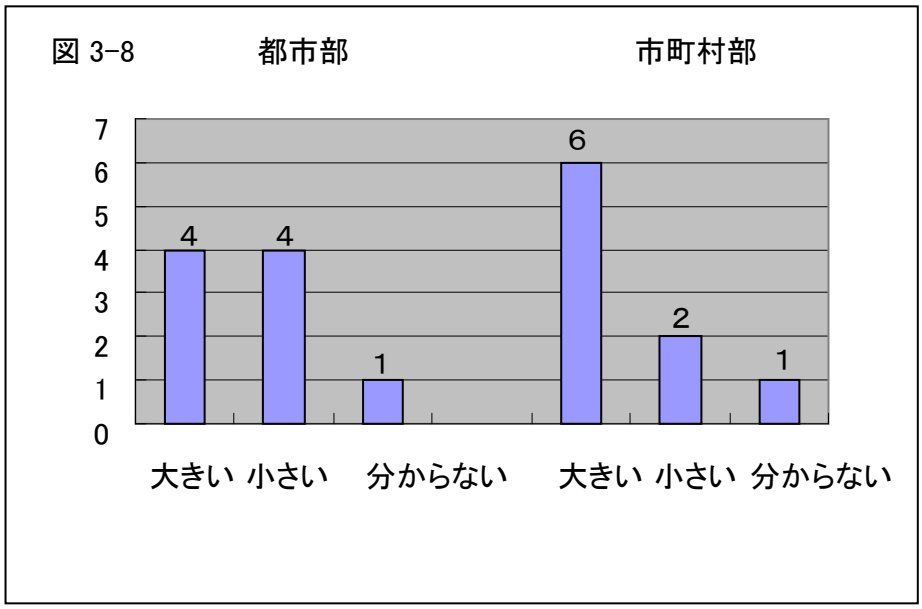

注:筆者の聞き取り調査により図 3-8 を作成

都市部では関係団体の影響が大きいまたは小さいと答えた NPO 法人は同数であった。一方市町村部の NPO 法人では影響が大きいと答えた NPO 法人が小さいと答えた NPO 法人よりも 4 件上回っている。行政や地方自治体と接する機会は市町村部のほうが大きくどのようなパートナーシップを築くかが重要である。また都市部、市町村を共に影響が小さい、分からないと答えた NPO 法人でも将来影響が大きくなると考えているＮＰＯ法人が多数存在した。また分野別に関係団体をあげると「医療、保険」の場合は県、市町村、福祉施設との関係性が高い。「まちづくり」の場合は県、市町村、他の NPO 法人、地元の中小企業、イベントや環境関係会社との関係性が高い。「社会教育」の場合、市、商工会議所、地元の大学との関係性が高い。

3. NPO 法人で働くスタッフの雇用形態

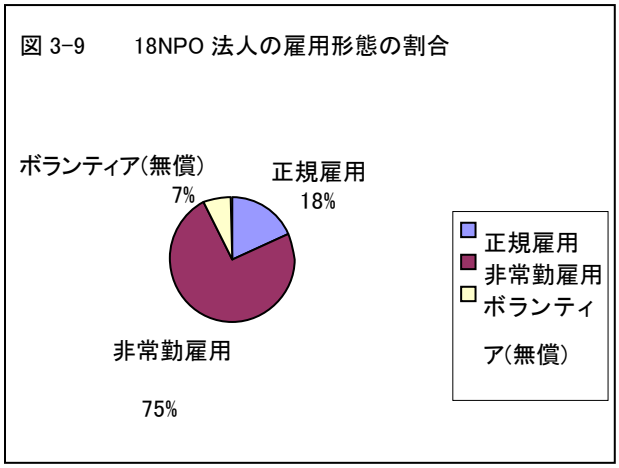

注:以下のグラフは同様に筆者の聞き取り調査により作成

NPO 法人の運営において約 7 割のスタッフが非常勤雇用である。正規雇用は 18%であり、NPO 法人は非常勤雇用の多い法人であることが分かる。また「医療、介護」分野はヘルパーの資格を所有しているスタッフが大量に必要である。NPO 法人は株式会社などの法人と比べて財政基盤が弱く正規雇用者を生み出すことが困難である。正規雇用者は事務作業などの運営するための業務を行っており正規雇用者に対する負担が大きい。継続していく NPO 活動を行うためには活動の中心となる正規雇用を増やすことも必要となってくる。また非正規雇用者もスタッフ教育も重要であり 7 割を占めるスタッフ教育の向上も全体の底上げとして重要である。

「医療、保険」部門

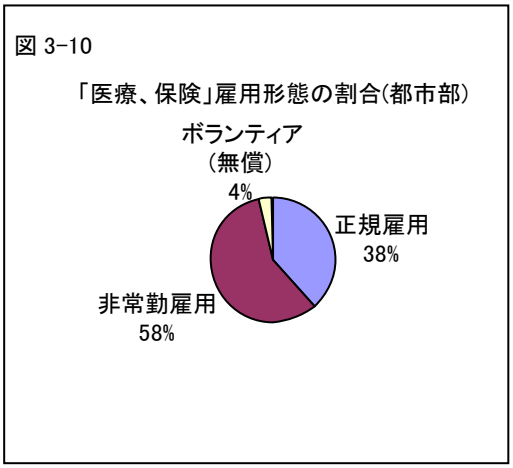

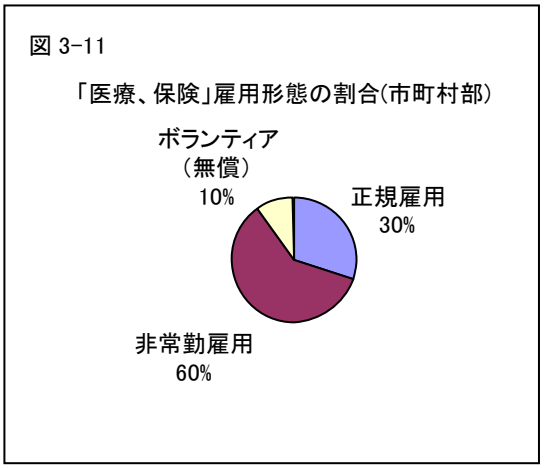

「まちづくり」部門

図 3-12

「まちづくり」雇用形態の割合（都市部）

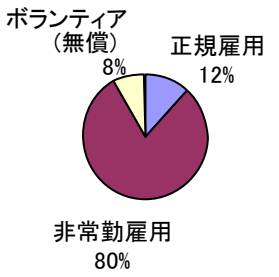

図 3-13

「まちづくり」雇用形態の割合（市町村部）

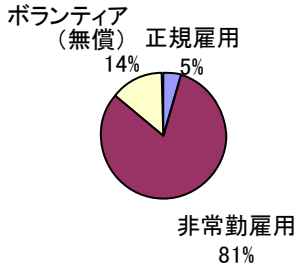

「社会教育」部門

図 3-14

「社会教育」雇用形態の割合（都市部）

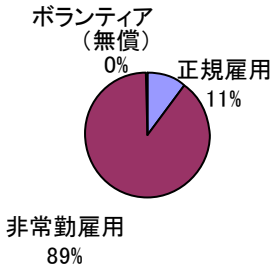

図 3-15

「社会教育」雇用形態の割合（市町村部）

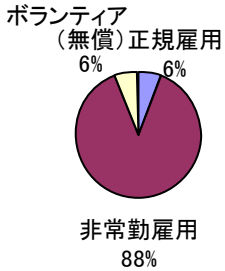

「医療、保険」分野では他の部門に比べて正規の割合が高く、都市部、市町村部ともに30%超える高い比率となった。それに対して「まちづくり」、「社会保険」分野は都市部、市町村部ともに非常勤雇用の割合が多く、80%を超えている。「医療、保健分野」では他の分野に比べて必要なスタッフの数も多く、正規雇用が多い。しかし他の分野では正規雇用者が 1 人のみというＮＰＯ法人も多数存在しており正規雇用の負担が多きい。18ＮＰＯ法人の雇用の形態の割合では 2 割程度が正規雇用という結果が出た。しかし「医療、保険」分野を除くと NPO 法人の運営は非正規が中心となり運営している。このため NPO 法人が地域の雇用創出に寄与する影響は「医療、保険」分野を除いて小さいと言える。

4. NPO 法人を運営するメリット、デメリット

単位(件)

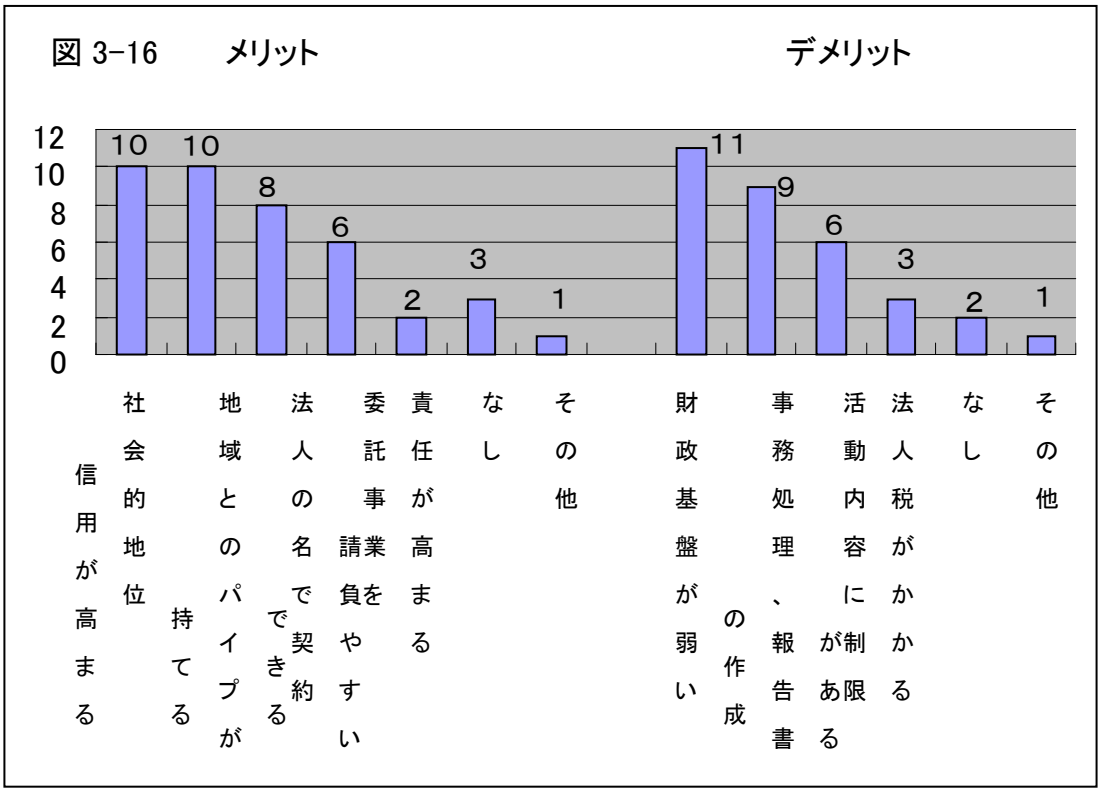

注:筆者の聞き取り調査により図3-16を作成(複数回答あり)

NPO 法人の運営において 1 番のメリットは社会的地位､信用が高まるということであった。任意団体よりも法人格を持って活動するほうが関係団体の対応も違ってくる。2 番目は地域とのパイプが持てる点である。コミュニティビジネスなど公益のために活動する分野において地域との交流､パイプづくりは不可欠であり NPO 法人を運営することにより地域目線で活動することができる。法人の名で契約することや委託事業を請負やすくするのも NPO 法人化のメリットと言える。一方デメリットとしては財政基盤が弱いという点が大きい。株式会社などの営利企業に比べて NPO 法人の事業収入は不安定であり､銀行などの金融機関から融資をうけにくい状況である。そのため任意団体から NPO 法人になったとしても自立して運営していける事業を持つことが重要である。2 番目として事務処理、報告書の作成があげられた。NPO 法人も株式会社などと同じように法人として経理などの事務作業において収支計算書などを作成しなければならない。また事業年度の終了後 3 ヵ月以内に事業報告書を提出、情報公開しなければならない。これは人手不足の NPO 法人には大きな作業であり簿記などの知識も必要となってくる。特に市町村部では高齢化で事務処理が大きな負担となっている。3 番目にあげられたのは活動内容の制限である。NPO 法人の活動は定款に定められており、変更する場合総会を開き議決を仰がなければならず制限が加えられる。また任意団体に比べて法人税を払わなければならず負担となっている。その他のメリ

ット、デメリットをあげると寄付金が優遇税制で集まりやすい、地域の NPO 法人に対す認識が低く地域住民がＮＰＯ法人を理解していないなどがあげられた。

5. NPO 法人の運営における不安な点

単位（件）

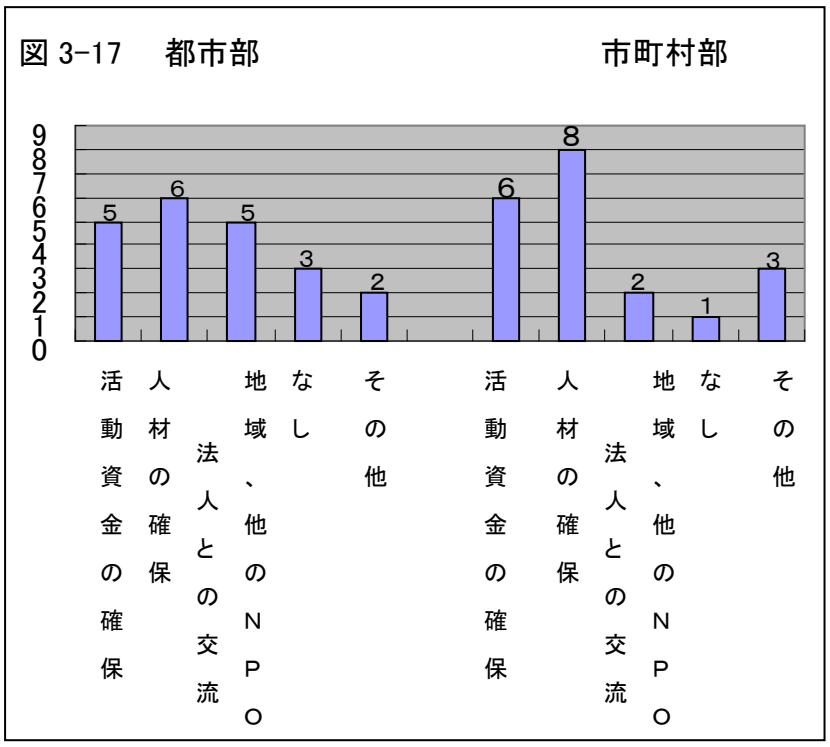

注:筆者の聞き取り調査により図 3-17 を作成(複数回答あり)

NPO 法人の運営において大きな不安な点をあげてみると活動資金の確保、人材の確保、他の地域の NPO 法人との交流があげられる。都市部においてこの 3 つは等しく不安を持っている。都市部においては地域との交流や他のＮＰＯ法人との交流を重要視しており NPO 法人の活動意義を明確にして活動する NPO 法人が多い。一方、市町村部では活動資金の確保、人材確保の 2 つが大きな問題となっている。人材確保の問題は大きく高齢化が進行し、人口の少ない市町村部では人材が集まりにくい。地域、他の NPO 法人との交流を問題としている NPO 法人は都市部に比べて少ない。都市部では市町村部より資金、人材確保の面で自立した運営が行われているが、市町村部では資金の確保、人材の確保が困難で NPO 法人の存続を第 1 として活動しており、地域との交流をそれほど重要視していない場合が多い。その他の不安な点をあげると NPO 法人を構成する人々との人間関係、活動のための事業所の確保、地方公共団体との関係、法人格を所有しているが融資などのサービスを受けることができない、他の会社との兼職の難しさなどがある。

〔２〕NPO 法人の現状に対する意識調査

1．広く法人格が与えられる現在の NPO 法人の認証制度について

単位(件)

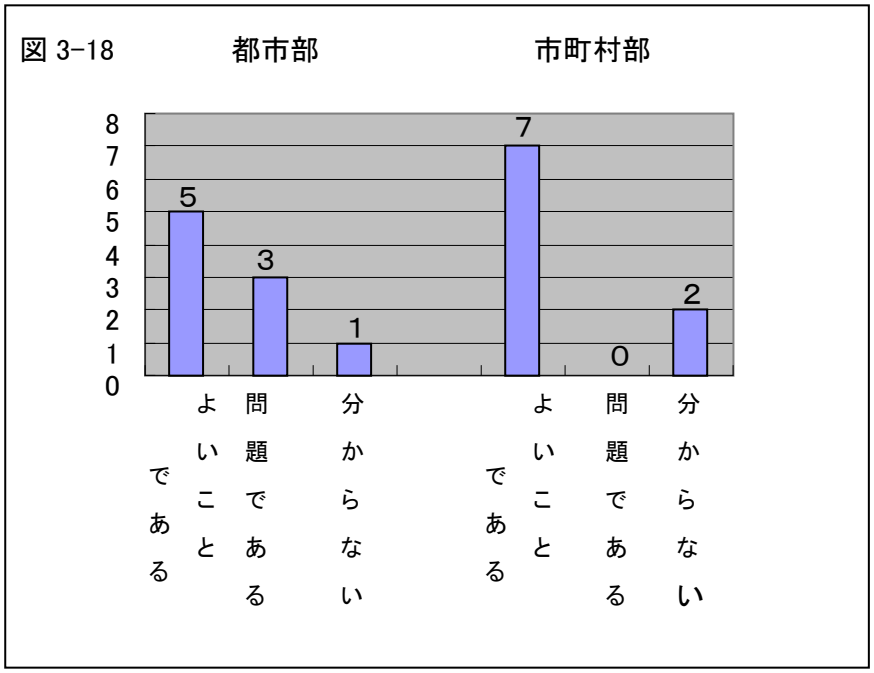

注:筆者の聞き取り調査により図 3-18 を作成

上記で示したとおり NPO 法人の設立には認証制度が取られており、株式会社に比べても設立は容易である。現在全国では約 36，000 件の NPO 法人が認証され活動している[10]。都市部、市町村部ともによいことであると答えた NPO 法人が最も多い。市町村部では問題であると答えた NPO 法人は存在せず、市町村部の NPO 法人は地域の問題を解決するには NPO 法人の増加は必要であるという意識が高い。都市部でも広く法人格が与えられることはよいことであると考える NPO 法人は多い。しかし、問題であると答えた NPO 法人も 3 件存在した。問題であると考える理由は広く法人格を与えられることにより大量の NPO 法人が設立される。そのために、財政基盤が弱く目的を果たさない NPO 法人が増加する、暴力団関係者の活動の隠れ蓑として利用される、減税のための NPO 法人の設立、NPO 法人同士の競争の激化が起こると考えている。香川県約 200 件の NPO 法人のうち、約 110 件は高

[10] 内閣府　特定非営利活動促進法に基づく申請受理数および認証数、不認証数等　参照 http://www.npo-homepage.go.jp/data/pref.html　平成 20 年 11 月 30 日閲覧

松市で活動している[11]。都市部では NPO 法人は比較的多く設立され NPO 法人の淘汰を望む意見も存在した。しかし市町村部では NPO 法人として活動する団体は都市部に比べて少なく地域の問題を解決するために NPO 法人の設立を望む意見が多い。

2. NPO 法人の「行政の下請け化」問題について

単位(件)

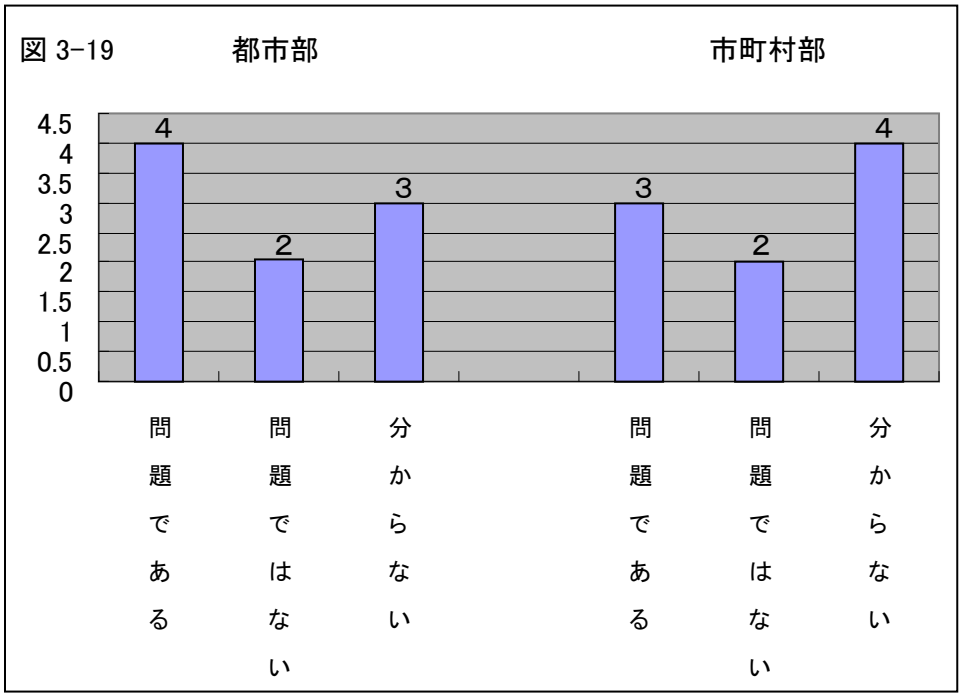

注:筆者の聞き取り調査により図 3-19 を作成

「行政の下請け化」とは行政からの委託事業を中心に行い NPO 法人の本来の特定非営利活動を行うことができなくなることである。委託の内容が NPO 活動目的と一致している場合はよいことであるが、委託事業に埋没する可能性がある。会費や寄付、事業収入は自主財源として繰越も可能である。しかし委託金や助成金、補助金は当該年度でつかいきらなければならず次年度に繰り越すことはできない。自主財源は経済情勢などに影響され不安定な財源である。しかし委託事業はまとまった収入であり財政的基盤をつくる上では非常に有効な手段である。そのため自主財源を集めることをやめてしまい委託事業をうける方法のみで運営する NPO 法人が存在している[12]。これが「行政の下請け化」問題である。

都市部の場合、問題であると考える NPO 法人が 1 番多い。それに比べて市町村部では分

[11] 内閣府　香川県　特定非営利活動法人設立認証状況　参照
http://www.pref.kagawa.jp/kenmin/vnpo/houjin/topics_top3.htm　平成 20 年 11 月 30 日閲覧
[12]田中弥生著『NPO が自立する日』、日本評論社、2006、第 5 章 156 頁より引用

からないと答えたNPO法人が1番多かった。分からないと答えたNPO法人の理由は問題ではあるが存続していくためにはしかたがないというものであった。市町村部では都市部に比べて財政基盤が弱く、また行政と比較的良好な関係を築いており委託事業を請け負うことに抵抗感を抱いていない。また存続するためであれば財源内容はこだわらず基盤づくりを第1に考えるNPO法人が都市部に比べて多い。都市部では行政とは距離を置き、事業収入や自主財源で活動していこうとするNPO法人が多く、市町村部では行政と協働で活動を行い委託事業や助成金で活動するNPO法人が多い。

3. 今後のNPO法人の地域社会に対する役割の大きさ

単位(件)

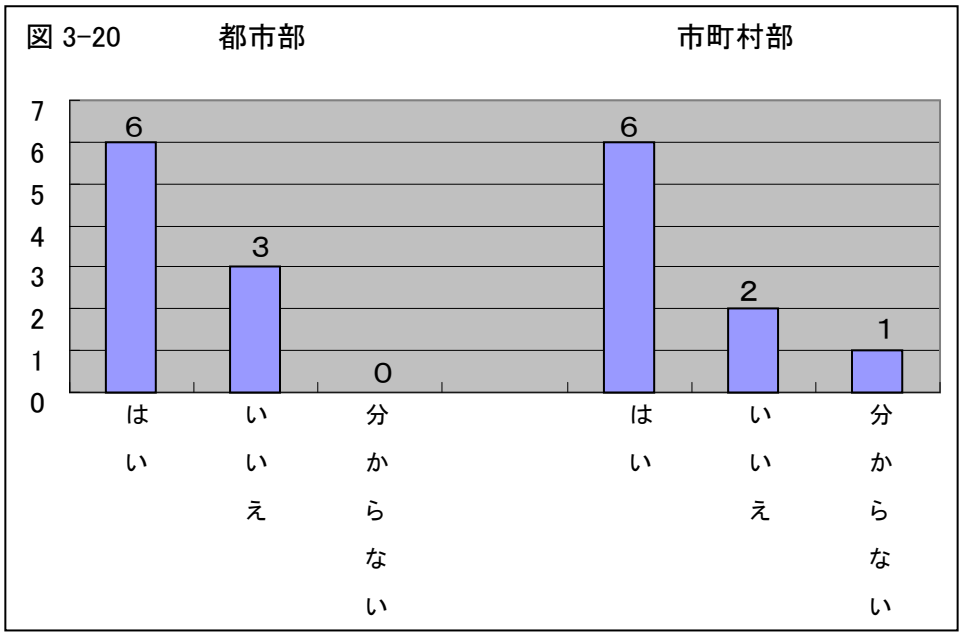

注:筆者の聞き取り調査により図3-20を作成

NPO法人の地域社会の役割については都市部､市町村部ともに大きくなると考えている。都市部、市町村部ともに同じようなグラフの形状を示している。特に行政や民間企業では取り組まない分野において大きくなると考えている。またそのようなニッチ産業に取り組むことがNPO法人の存続につながると考えるNPO法人も存在した。NPO法人の役割は単に行政の委託事業のみを受けるだけでは行政にのみ必要とされ地域住民の望むNPO活動は行えない。またすべてのNPO法人の役割が大きくなるとは考えていない。自立した運営しているNPO法人や地域に貢献するNPO法人が存続して、地域社会の役割が大きくなると感じている。そのためには行政や民間企業では行わなかった住民目線の先進的な事業アイデアなどを提案するなど、より積極的な活動が求められる。

〔3〕NPO法人の人材確保の調査

1．NPO 法人を運営における組織者育成

単位(件)

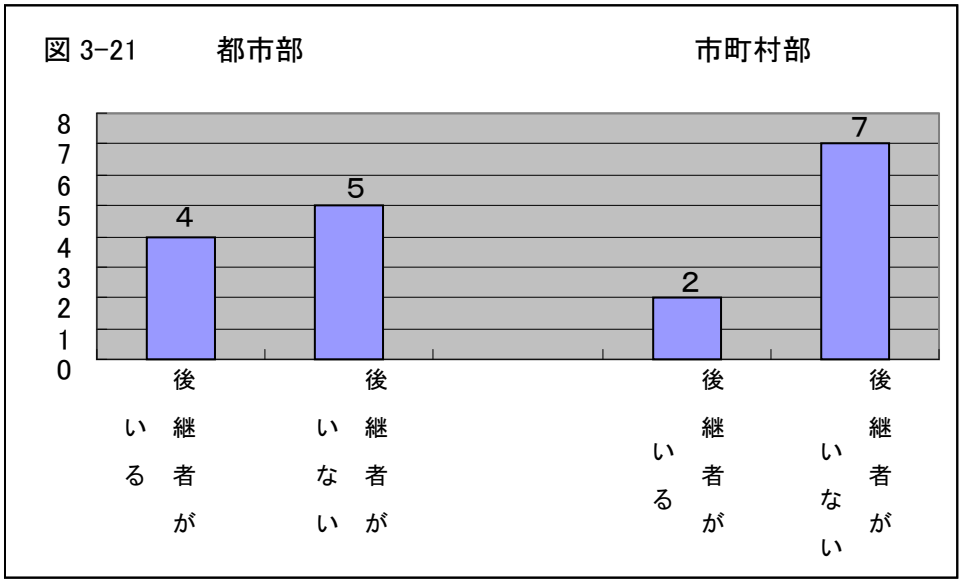

注:筆者の聞き取り調査により図 3-21 を作成

ここでの「組織者」というのは NPO 法人を中心となって運営している人物を指している。つまり NPO 法人を中心となって運営する「理事長」などの人物が今後の NPO 法人の存続のための人材を確保しているのかを質問した。常勤雇用者、非正規雇用者のようなスタッフは「組織者」には含まれていない。「後継者」とは NPO 法人の理事長を勤めることができる知識、能力を持ち NPO 法人を運営できる、かつ理事長よりも年下の人物を指す。都市部、市町村部ともに後継者がいないと答えた NPO 法人がいると答えた NPO 法人よりも多い。都市部でもスタッフは求人などで確保できるが運営、マネージメントを行う組織者までは育成できていない。また市町村部は組織者育成の遅れが顕著に現れている。市町村部では理事長が高齢な場合が多くスタッフも見つかりにくい状況で組織者やスタッフの教育もあまり行われていないのが現状である。都市部、市町村部ともに組織者育成が困難であるために NPO 法人を運営する理事長の経営能力が重要であり NPO 法人を 20 年、30 年と存続させていくためには、しっかりとした教育システムを確立しなければならない。また正規職員や非正規職員などのスタッフを集める方法としてハローワークに求人広告、口コミ、パンフレットやチラシの配布、知人から人材の紹介、ホームページからの募集等を行っている。また「医療、保険」、「まちづくり」、「社会教育」の中で「医療、保険分野は組織者、スタッフの両面で人材の確保が困難な状況である。

2．組織者の人材確保が必要な場合の手段

単位(件)

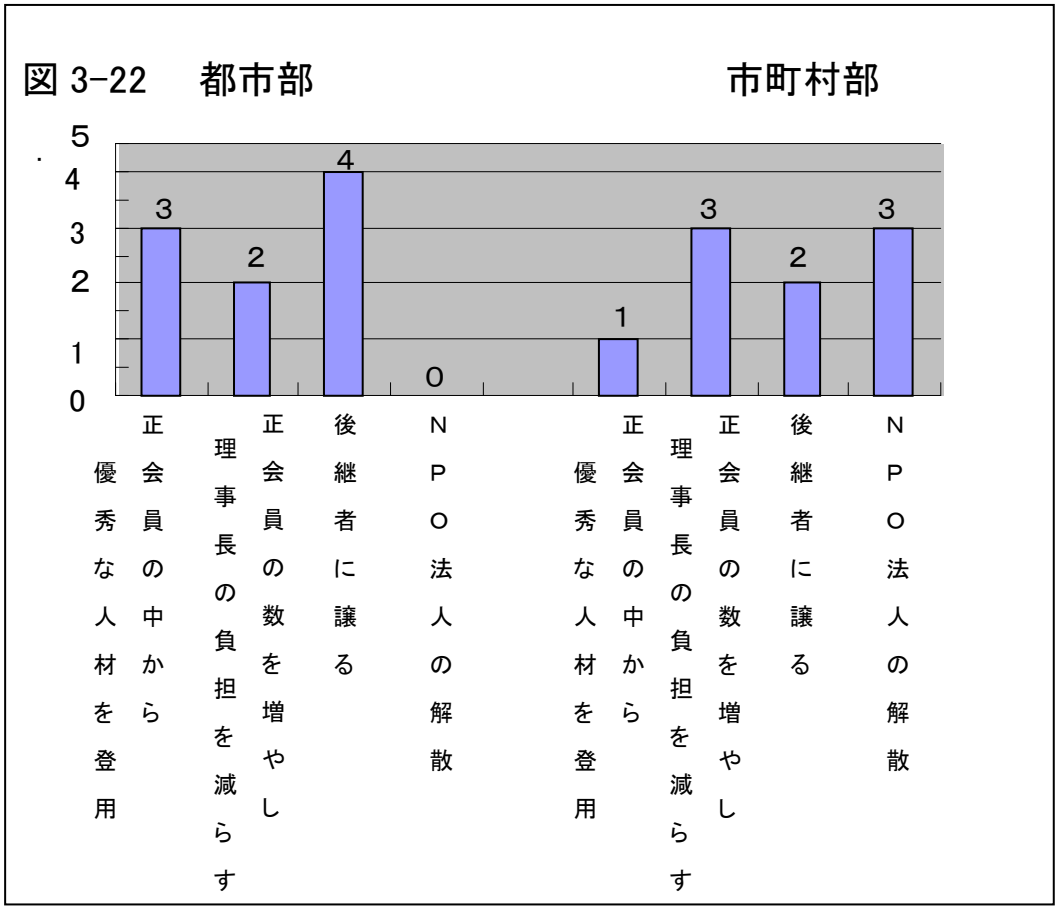

注:筆者の聞き取り調査により図 3-21 を作成

組織者育成において、仮に現在後継者が必要になった場合どのような対応をするのか質問した。都市部、市町村部ともに後継者候補が存在する NPO 法人はすべて後継者に NPO 法人を譲ると答えた。都市部では現在の正会員の中から優秀な人材を登用しようと考える NPO 法人が 1 番であった。後継者候補として設立時から正会員であるという条件で探す NPO 法人が多く、長期間 NPO 法人に関わった人材が優秀な人材であるといえる。また正会員を増やし理事長の負担を減らそうと考える NPO 法人存在した。次 NPO 法人の運営において理事長は NPO 活動のほかにも経営手腕も問われてくる。そのため理事長のみを中心として活動してしまうことが多い。この問題を解決するために明確な後継者はたてずに正会員を増やし優秀な人材を増やし理事長の負担を軽減しようと考える NPO 法人も存在した。市町村部の場合、都市部では 0 件であった NPO 法人の解散という項目に 3 件のＮＰＯ法人が回答した。これは理事長の役割が都市部よりも重要になっており理事長が仮にいなくなった場合 NPO 法人を運営できない問題が表れている。また正会員の中にも優秀な人材は少なく正会員の中から優秀な人材を登用すると回答した NPO 法人は 1 件に留まった。正

会員の数を増やすと答えたNPO法人は多いがNPO法人の運営に時間や人材が消費され正会員を集める時間がないのが現状である。NPO法人を存続させていくには設立時には後継者候補も考慮した構成員を集めなければならない。

3. 人材確保で苦労している点

単位(件)

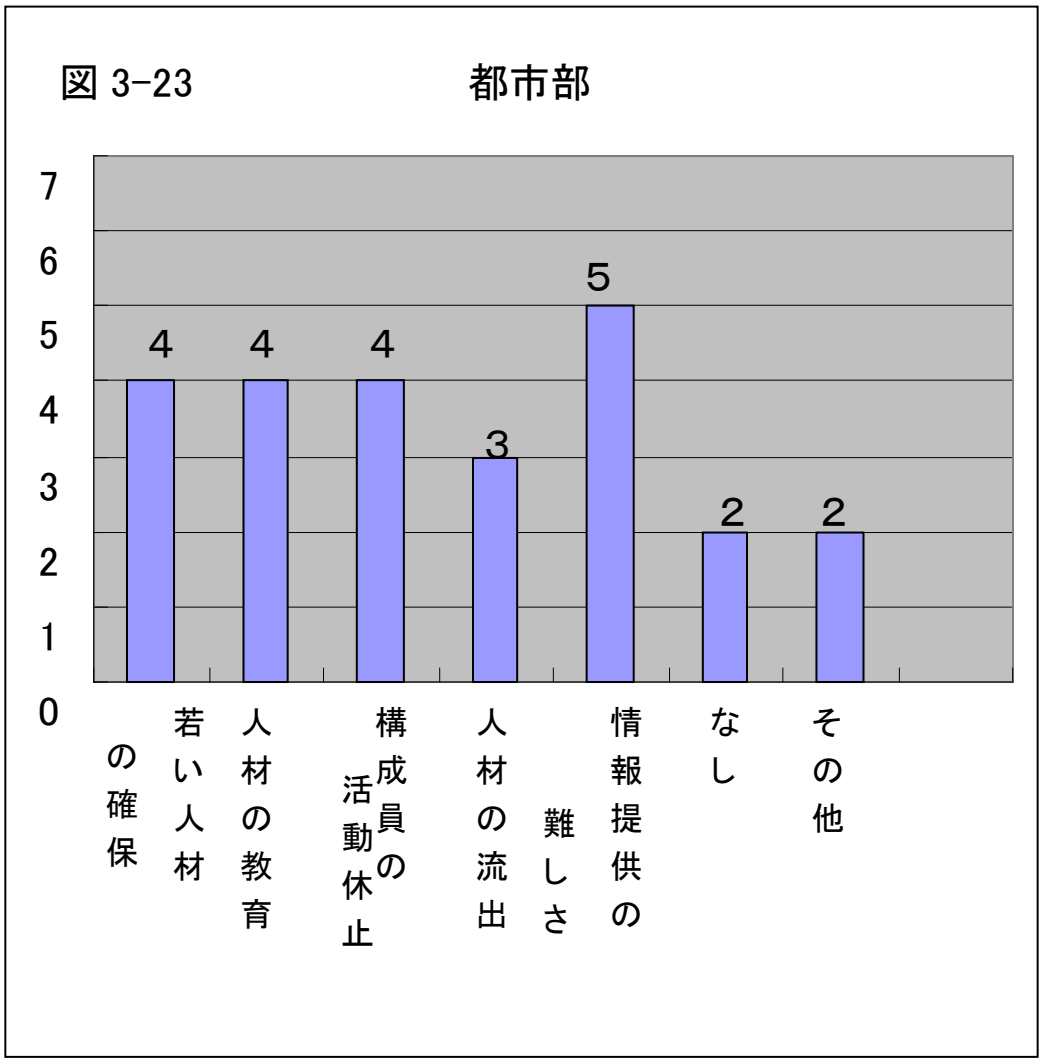

注:筆者の聞き取り調査により図3-23を作成(複数回答あり)

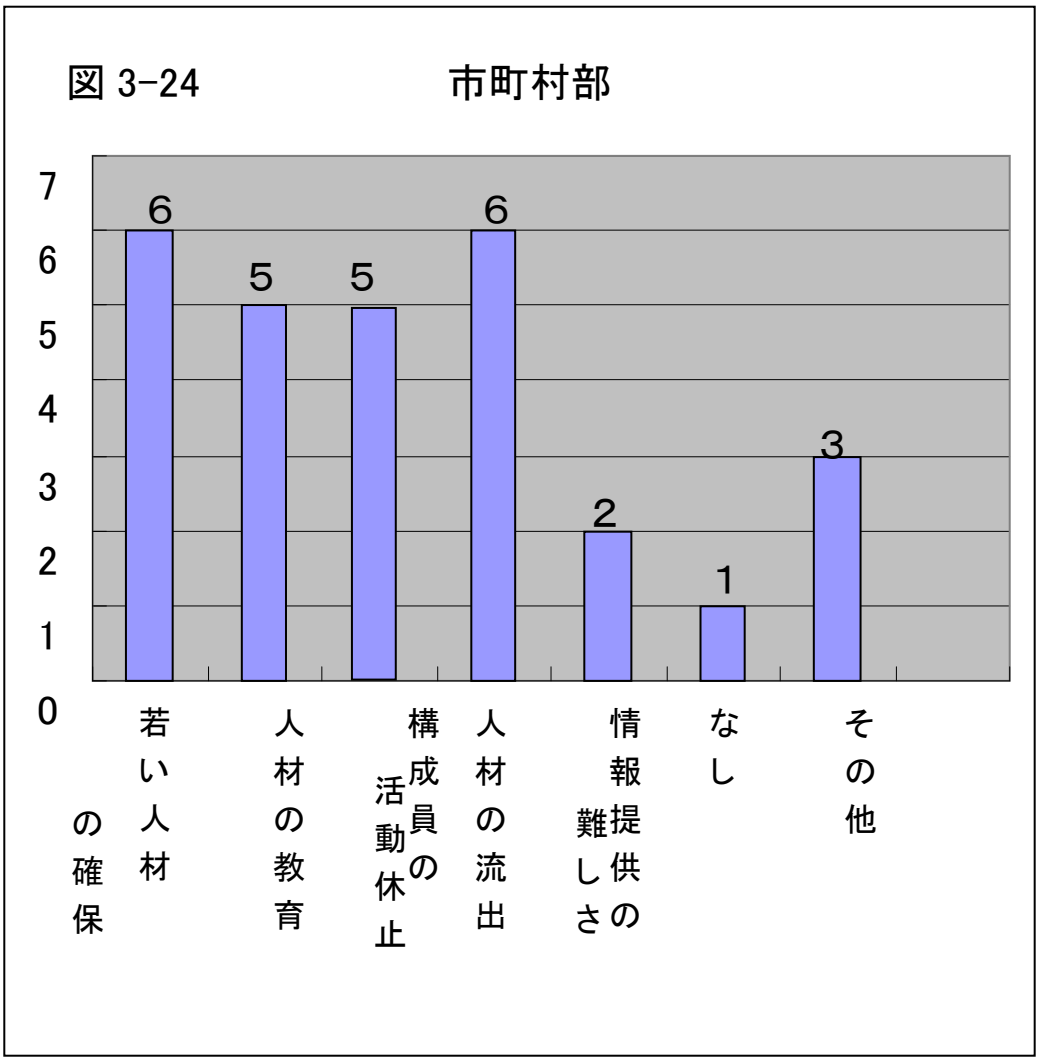

注:筆者の聞き取り調査により図 3-24 を作成(複数回答あり)

人材確保において都市部、市町村部ともに苦労している。特に市町村部では都市部よりも情報提供の難しさ、なしの項目以外で人材の確保において苦労している。都市部においては情報提供の難しさが苦労している。会員の募集などを比較的積極的に行っている都市部では NPO 法人自身のよさをどのように伝えることができるかが会員を集める上で重要になってくる。そのためインターネットやパンフレットを製作して NPO 活動をアピールしている。市町村部においては情報提供の難しさをあげた NPO 法人は少ないが、それ以外の若い人材の確保、人材教育、構成の活動休止、人材の流出項目の割合が非常に多い。高齢化が進む市町村部では若い人材の確保が困難で活動の中心となる構成員が高齢の場合がありパソコンの扱いなどの基礎的な人材教育も困難な NPO 法人も存在した。また都市部、市町村部ともに構成員の活動休止の問題がある。本来 NPO 法人の活動に賛同すれば入会金、会費を支払い会員となり活動していく。しかし NPO 法人に会費を支払うのみで NPO 法人の活動に参加しない会員が増えているため NPO 法人の活動を縮小、小規模化せざるをえな

い NPO 法人が増えている。また人材の流出の問題も起きている。この問題は特に「医療、保険」部門で多くみられる。「医療、保険」分野では介護ヘルパーなどの介護の資格を取得している人材が必要だが人件費を削って活動している NPO 法人は高額な給与を支払うことができない。そのため民間企業が運営する老人ホームや他の NPO 法人や学校などに人材が流出している状況が継続して起こっておりスタッフの確保が困難な状況が続いている。その他の意見は NPO 法人の中での人間関係、欲しい資格を持つ人がピンポイントで雇用できない、NPO 法人が就職場として認識されていない、気の合う会員のみで非常に閉鎖的になっているという問題があげられた。

第 2 節 NPO 法人の運営していく上で都市部と市町村部の課題

⑴都市部での運営

都市部で NPO 法人を運営する場合、会費や寄付金、事業収入などの自主財源確保の自立した運営が求められる。都市部で NPO 法人を運営する場合、他の営利企業同等かそれ以上の経営管理能力が必要である。資金調達の内訳を見てみると委託事業や助成金の割合が少なく自立した運営が市町村部よりも求められる。また行政との関係はそれほど密接ではない。都市部の運営において構成員の増加と人材確保が優先される。都市部の場合人口が多く会員となる可能性のある人材は多い。しかし都市部では他の NPO 法人や民間企業が多く特色があり、ある程度の広報活動を持っていなければ会員、スタッフは集まらない。また会員をたくさん獲得したとしても会員の納得する活動を提案しなければ会員は離れる。また都市部での NPO 法人の運営は他の NPO 法人との交流が重要である。

⑵市町村部での運営

市町村部で NPO 法人を運営する上で財源の面で会費や寄付金、事業収入などの自主財源で運営していくのは困難である。そのため地域の市区町村との連携、関係作りが非常に重要である。委託事業や寄付金に頼らなければ NPO 法人の経営は難しい。そのため行政と対等なパートナーシップを結び協働で地域の問題を解決しなければいけない。市町村部で NPO 法人活動する場合、コミュニティビジネスを行う意識で活動することが重要である。しかし「行政の下請け化」した NPO 活動では地域の問題も見えなくなり「公益」の概念はなくなる。行政、NPO 法人双方がなくてはならない存在にならなければいけない。また市町村部でも人材確保の問題はある。特に若い人材と人材の流出の問題は深刻である。市区町村部の場合会員は高齢者が多く地域の住民が会員として活動していかなければ会員は集まらない。また高齢者に向けて人材の教育についてセミナーを積極的に行うなど勤めなければ自立した人材は育成できない。そのためには行政に NPO 法人の活動を住民に紹介するなど資金、人材確保の両面での協働が求められる。

⑶ 高知県黒潮町における農産物集荷事業を NPO 法人で運営する場合

黒潮町における農業集荷事業をＮＰＯ法人化する場合まず構成員を 10 人以上集めなければならない。この場合社団法人自治研究センターの研究員などが理事となり運営していか

なければならない。ビジネスサポーターや出荷者がNPO法人の正会員となればＮＰＯ法人の設立要件は達成できる。またビジネスサポーターは常勤か非常勤でスタッフとして雇用することになる。事業を行う場合、現在はモデル委託費で全額を賄っている。しかし少なくとも4割、5割の事業収入が必要であるが、これでは高齢者の負担は大きい。

香川県のNPO法人の聞き取り調査から判断しても2割から3割の事業収入で運営していくことになる。正会員が支払う会費などの収入は高齢者の負担を軽減するために 3,000 円から 5,000 円に設定するのが望ましい。賛助会費とあわせても 1 割程度の内訳になると予想される。

そのため残り 7 割は行政から、委託事業や助成金、住民からの寄付金で運営しなければならない。そのためにはNPO活動に対する地域の理解や、NPOバンクのようにNPO法人が運営しやすい環境づくりを行政、市民ともに行わなければならない。今後、どのような助成金をうけるのか、どのような種類の委託事業を受けることができるのか、どのように住民に寄付金への理解を求めるかなどの課題が存在する。また中心となる理事の育成も課題である。現在は黒潮町や高知大学の支援をうけて事業を行っているが理事長としての運営能力が問われる。また高齢化が進んでいる黒潮町ではある理事長から次の理事長に交代する期間が都市部に比べて短くなる可能性が高い。そのために常にNPO法人を運営できる候補者が会員の中で 3 人程度必要であり引継ぎが可能な状態でなければならない。農産物集荷事業をNPO法人として運営する場合このような課題が存在する。

(4)農業集荷事業の担い手の問題

黒潮町の農産物集荷事業の運営において実際に行動するビジネスサポーターの確保は非常に重要である。香川県のNPO法人の聞き取り調査から運営をしていく上で二つのパターンのNPO法人が存在した。一つは理事長が中心となりNPO法人を運営する方法で実際の活動にも積極的に行動するパターンである。しかしこの方法では黒潮町の農産物集荷サービスを運営することができない。この黒潮町の農業集荷事業を行っているのはビジネスサポーターであり理事長の候補である社団法人自治研究センターの研究員ではない。二つ目のパターンは構成員が中心となってNPO法人を運営するパターンである。黒潮町の農業集荷事業を行うのはビジネスサポーターでありこのパターンで運営していく方法が適している。ビジネスサポーターのような事業の運営における担い手は次のような方法で行われている。NPO法人の担い手は老人会や町内の行事に積極的に参加する人々、以前自ら会社を運営していた経営能力に長けた人々、地域の村長や部落や地区ごとの自治会長、班長、地域に戻ってきた若い人々、地域の実情に問題意識を持っている人々、毎年米や農作物の出荷などを継続的に農業行っている人々が担い手となりNPO法人を運営している。担い手づくりの方法としては知人などに担い手となる人々がいれば積極的に勧誘する。特にNPO法人を運営する場合以前会社を経営、従事している人が多い。その時の人脈を生かして人材確保を行い担い手とする方法が多い。NPO法人の活動をパンフレットや口コミで地域の住民の理解を深めることなどを行って担い手づくりを行っているNPO法人も存在する。黒潮

町は過疎地域で、高齢化も進行しており農業に従事しており、地域の自治会長など有力者が担い手となる必要がある。

第 4 章　まとめ

今回ＮＰＯ法人の聞き取り調査を実施して人材不足と資金調達という問題に直面していることが浮き彫りとなった。人材不足の問題では他の民間企業に比べて質、量とも遅れをとっている。そのため、専門性を持った人材が少なく民間企業との競争についていけない。また人材確保、担い手づくりにおいて活動や理念の共有が重要である。理念や活動の共有ができずに NPO 活動が地域のニーズと乖離することが起きると継続的に NPO 法人を運営することは困難である。理事間での理念の共有だけではなく、実際に活動を行う担い手、地域の住民との理念の共有することで NPO 活動を行う上でより円滑に活動することができる。また NPO 法人の担い手、後継者として最低設立時に 2、3 人確保しなければならない。年齢も理事長よりも若い必要がある。しかし香川における NPO 法人の聞き取り調査からも人材確保の明確な方法を見出すことができていない。NPO 法人は民間企業よりも人材確保が困難であるという現実を認めて地域のＮＰＯ法人に対する知識向上に勤めて魅力的な雇用先とする必要がある。そのためには行政や大学などと連携し人材を確保しなければならない。ＮＰＯ法人の活動を非営利ではあるが利益を生み出す事業や分野を持っていなければＮＰＯ法人の運営は難しい。運営面で考えてみると民間企業よりも経営管理能力が必要である。民間企業の場合利益追求のみを求めて活動しても問題はないが、ＮＰＯ法人の場合それとともに公益のための活動も行わなければならない。またＮＰＯ法人の活動結果は貨幣価値や利潤など数量で評価できにくい活動を行っている。今後ＮＰＯ法人が存続していくためにはＮＰＯ活動が地域にどの程度良い影響を及ぼし、地域の問題を解決しているかを客観的に評価できるシステムの構築が必要である。行政が大きな財政赤字を抱えている日本では地域の住民に対するサービスは低下していくだろう。そのため地域では行政に頼らず自立した地域運営が求められる。そのようなニーズに対応するためにも今後もＮＰＯ法人の設立は増加するであろう。しかし、ただＮＰＯ法人の数のみが増加したからといって課題は解決しない。地域の目線にたち、自立した運営ができるＮＰＯ法人が増加してこそＮＰＯ法人の役割を果たせる。ＮＰＯ法人が将来、地域社会においてなくてはならない存在になることを切に願いたい。

質問事項概要

〔1〕NPO 法人の運営について

⑴どのような理念をもって活動していますか。

⑵NPO 法人はどのように資金調達方法を行うのか。

⑶事業の仕組みについて。

⑷資金調達において寄付金を集めていますか。

⑸どのような関係団体と交流がありますか。

⑹NPO 法人の運営にあたり国、企業、自治体、公益法人、その他の団体の影響は大きいですか。

⑺定款、規則、目的などはありますか。

⑻スタッフの方はどのような雇用形態となっていますか。

⑼NPO 法人を運営するメリット、デメリットはありますか。

⑽NPO 法人の運営において不安な点はありますか。

〔2〕NPO 法人の現状について。

⑴広く法人格が与えられる現在の NPO 法人をどのように感じますか。

⑵行政の下請け化の問題についてどのように感じますか。

⑶今後、NPO 法人の地域社会に対する役割は大きくなると思いますか。

⑷他のＮＰＯ法人と比較して財政や活動面で違う点はありますか。

〔3〕NPO 法人の人材確保について

⑴組織運営の組織者育成はすすんでいるか。

⑵組織者の人材が必要な場合どのように行いますか。

⑶人材確保はどのように方法で行いますか。

⑷人材確保において苦労している点はありますか。

Ⅸ　2008 年度　研究チーム名簿

所　　属	氏　　名	備　　考
高知大学　教　授	鈴木　啓之	
高知大学　４回生	荒谷　周樹	
高知大学　４回生	井上　聖也	
高知大学　４回生	岡本　卓也	
高知大学　４回生	小片　一弘	
高知大学　４回生	笹井　　遼	
高知大学　４回生	水島　忠彦	
高知大学　４回生	望月　慎悟	
高知大学　４回生	森田　康弘	
高知大学　４回生	安栄　和彦	
高知大学　３回生	石本　あこ	
高知大学　３回生	三好　　唯	
高知大学　３回生	河内　将幸	
高知大学　３回生	西　　航矢	
高知大学　３回生	平石　一真	
高知大学　３回生	藤井　昌輝	
高知大学　３回生	宮内　雄規	
高知大学　３回生	宮崎　知法	
高知大学　２回生	手島　慧里	
高知大学　２回生	善田　里奈	
高知大学　２回生	廣井　綾乃	
高知大学　２回生	山下　静香	
黒潮町役場　研究員	畦地　和也	
黒潮町役場　研究員	岡崎　ひとみ	
黒潮町役場　研究員	金子　　伸	
黒潮町役場　研究員	友永　公生	
黒潮町役場　研究員	福岡　和加	
黒潮町役場　研究員	山崎　裕也	
高知県自治研究センター　事務局	折田　晃一	
高知県自治研究センター　事務局	石川　俊二	
高知県自治研究センター　事務局	瀬良　祐介	
高知県自治研究センター　事務局	森下　乃文	

新たな地域の支えあいの仕組みを考えるワークショップ

コミュニティビジネス

小金稼ぎが地域の元気をつくる!?

ワークショップ‥参加者が自由に意見を述べ、いろんな知恵や案を出し合う話し合いのことをいいます。何かの結論を得るためではなく、すべての意見は同じように尊重され、生かされます。

参加自由です

日時　2008年4月22日（火）19:00－21:00

会場　黒潮町保健福祉センター2階健康研修室（旧大方町役場前）

【報告会】 社団法人高知県自治研究センター黒潮町研究員チーム

当センターでは直販所から遠い地区や、輸送手段を持たない高齢者などの生産物を集荷して回る（**庭先集荷**）ことが、野菜などの栽培に再び意欲を持ち、生きがい対策や、健康保持に役立つとの仮説をたて、黒潮町湊川・小川地区、馬荷・御坊畑地区を対象として、実証的実験を通じた研究を行っています。今回は、当初予想した仮説通りの結果が出てきつつある研究の中間的報告と、そこから明らかになった成果や課題、今後の行政施策としての可能性などを、黒潮町研究員チームがご報告いたします。

報告者：畦地和也・友永公生・山崎裕也・福岡和加（お問い合せ：0880-43-2111）

【ワークショップ】「庭先集荷」を“活性化”させる方法を考える

この仕組みに参加している方からは、「畑仕事にやる気ができ、生きがいができた。」「孫にこづかいをあげられるようになった。」「隣近所との交流が増えた。」などの声をいただいています。このことから、自分で作ったものが売れることが、生きがいや人々の元気を増していることがわかります。そこでもっと皆さんに「庭先集荷」に参加していただき、小金を稼いでもらうにはどうしたらよいのか、一緒に考えます。

「庭先集荷」の仕組みが普及すると･･･

・あきらめていた生産を再開、もっと作ってみよう、工夫してみよう⇒生きがい、やりがい、元気、人との交流が活発になり、医療費抑制や介護予防になる。

・地域の商品が増える⇒安心安全の商品が増えることによってお客が増える、直販所の売り上げが増え、地域産業の振興、耕作放棄地の増加を防ぐことができる･･･

と、私たちは確信しています！！

主催：社団法人高知県自治研究センター　　電話　088-824-0151

新たな地域の支えあいの仕組みを考えるワークショップ
―コミュニティビジネス（小金稼ぎ）が地域を元気にする！？―

■日　程　19:00　開会あいさつ（社団法人高知県自治研究センター）
19:02　ワークショップの目的、進め方、日程説明（畦地）
19:05　研究報告（友永・福岡・山崎・畦地）
20:00　ワークショップ（１グループ、５人から８人程度）
20:50　グループ発表（１グループ２分程度）
20:58　まとめ
21:00　閉会

■ワークショップの進め方

１．１グループにリーダー（黒潮町研究員）１名、サブリーダー（高知大生）１名なしは２名を配置する。
２．リーダーの案内によって進める。
３．グループで発表する人を決めておく。（複数可）
４．ワークショップのテーマは
「**直販所を使ってみんないっぱい儲けよう！**」です。
そのためにたとえば、
・一人ひとりの売り上げを伸ばすには？
・直販所への出荷者を増やすには？
・出品商品数を増やすには？
など、グループによっては、項目をしぼって発言してもらってもいいし、特に項目を決めずに自由に発言してもらっても結構です。
５．発言された意見を元に、最も多く出された項目や、特に目を引く意見など、その場の状況に応じてリーダーが更に意見を深め広げるようにする。

結論を出す話し合いではありません。

どんどんアイディアを出すことがポイント！

他の意見を否定や反論はしません。

高知県庁庁議会説明資料

―コミュニティビジネス（小金稼ぎ）が地域を元気にする！？―

黒潮町における研究趣旨について

2008年5月22日（木）
社団法人　高知県自治研究センター
黒潮町研究員

高齢者に生産意欲はある

（仁淀川町の小規模集落調査中間報告書より）

農作物の出荷意欲はあるがJAの集荷がなくなり農作業をやめることとなった人がいる。

（アンケートの回答より）

・今はほとんど作ってないが、農産物の販路があれば、（シシトウ・トマト・大根・きび・白菜・梅・サツマイモ・キュウイ）作る意欲はある。
・可能なら農作物の集荷をしてもらえたらありがたい。

農作物の販路及び集荷体制の確立。

高齢者の生きがい対策

高齢者の生きがい対策

高齢者祝品／老人クラブの育成等／老人無料入浴サービス／さわやか理美容助成／シルバースポーツ大会／老人大学／ふれあいパス交付事業／シルバー人材センター ／生きがい教室 ／友愛訪問 ／高齢者生きがい友の会 ／生きがい活動支援通所事業（生きがい型デイサービス）／趣味の作品展示会 ／高齢者と子どもの世代間交流映画会／老人憩の家 ／福祉バス ／敬老大会 ／公衆浴場入浴券の交付 ／高齢者等差額家賃助成制度 ／高齢者入居あっせん促進事業

社会的弱者⇒保護政策

高齢者対象のコミュニティビジネス

- 高齢者向け総合サービス
- 高齢者のための給食サービス
- 在宅サービス
- 福祉タクシー
- 高齢者・障害者のための住宅改造
- 訪問看護ステーション
- 医療関連の消費者支援
- 地域在住の外国人に対するサービス
- 床屋さんの出張サービス
- 福祉・医療関連機器サービス

主役になれるコミュニティビジネス

お客様

先進事例

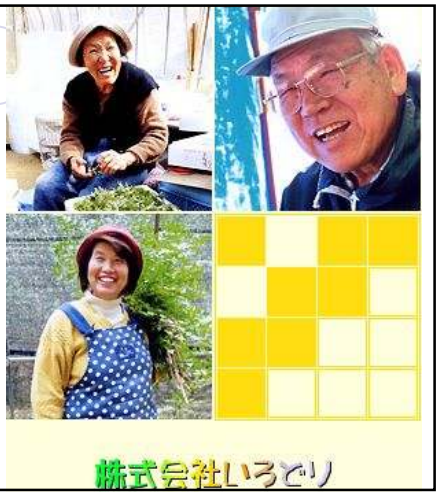

インターネットで自分の売り上げを確認する菖蒲さん（83歳）

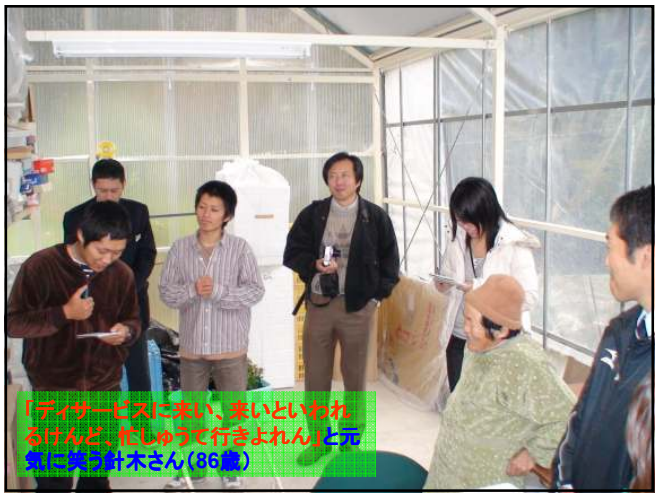

「ディサービスに来い、まいといわれるけんど、にしゅうて行きよれん」と元気に笑う針木さん（86歳）

5日に1回、ディサービスが受けられる

ここに来るのが楽しみ、という

横石さんのお話を聞く

横石さんのお話から分かったこと・・・

- 現在の福祉政策ではどうしても解決できない壁がある。
- 高齢者が持っている知識や技術を生かすことが、高齢者の生きがい対策になる。
- その結果、福祉医療のコストを削減できている。

高齢者が主役の

ビジネスモデルや福祉政策が求められている

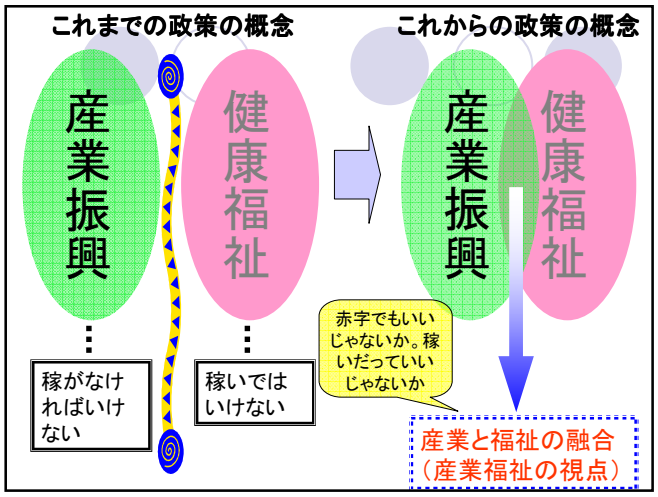

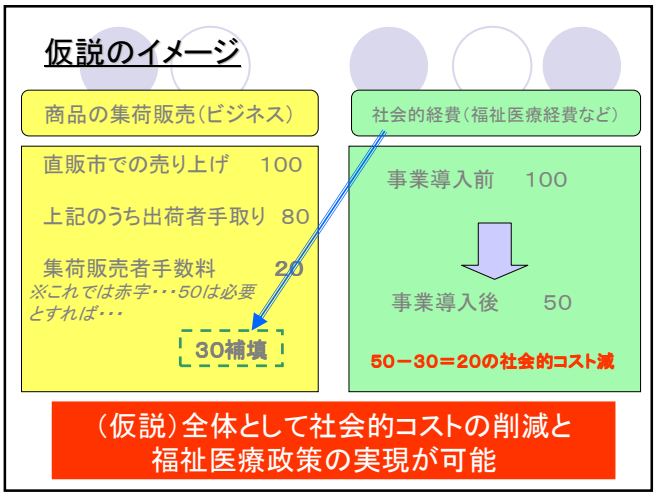

研究テーマの確認

- 自分で作った作物の出荷はしたいが、車に乗れないなどの理由により、出荷をあきらめている方たちの手サポートをする
- 生きがいを見出してもらい、健康で元気のある人と地域を維持・継続する
- このことにより医療や介護に要する費用を抑制することができるのではないかという仮説が、実証実験のポイント
- キーワードは「つなぐ」

これまでは…

- 既存の高齢者に対する福祉サービスは、高齢者は弱きものという前提
  ・・・弱ってからのサービス（災害復旧型）
- 福祉が産業となるカタチ
  ➡ **福祉産業**
- また、サービスを受ける高齢者は、「儲けちゃダメ」「楽しんじゃダメ」「元気じゃダメ」
- 儲けているのはだれ？

この研究は…

- 高齢者は本来弱いものではなく、知識や技能を持っている重要な人材・人財
  ・・・弱る前のサービス（予防型）
- 産業活動＝「小金稼ぎ」が福祉的効果＝「元気・生きがい」をもたらす
  ➡ **産業福祉**
- 高齢者がサービスの仕組みの一部となり「儲け」「楽しみ」「元気となる」営み

黒潮町での実証実験内容

サービス内容と実験期間

- 作物等の集荷作業（売れ残りの返却含む）を無償で行う
- 直販所の手数料などは出荷者本人の負担
- 週に２日集荷する
  （２系統なので合計４日/週）
- 今のところ出荷先は町内の３直販所
- 直販所への登録の手伝いも可能
- 実験期間は2007年10月から2008年３月末の予定だったが、期間延長が決定

サービス稼動までの主な行動

- 集出荷作業の説明会・集荷日程の調整・集荷者との契約・集荷カレンダーの作成と配布・集荷場所の選定
- 視察に行った上勝町や赤岡青果市場のシステムの要素を組み込み、ツギハギだらけのオリジナルシステムを構築

日付	内　容	備　考
2006/11/23-25	上勝町視察	
2007/8/17-18	赤岡青果市場視察	
9/8	集出荷システムの説明会：凌川・小川・馬荷 高知大生アンケート実施	
随時	契約書作成・輸送業務に関する協議及び事務処理 集荷作業に必要となる物品の購入（伝票類・出荷用BOX等）	営業許可が必要であったかは別のテーマとして検討要
10/2	凌川・小川地区集出荷開始 夜間電話で作業状況をヒアリング	実際の集出荷手順については、集荷者の田辺さんが個別に説明
10/17	その後の状況のヒアリング（電話にて）	
10/30	馬荷・御坊畑地区対象の集出荷手順の説明会	田辺さんに同行願い、集会所で一括説明
11/3	馬荷・御坊畑地区集出荷開始 研究員と高知大生が集出荷作業に同行	

対象地域など

- ２系統で実施
  凌川系統（凌川・小川・鞭）
  馬荷系統（馬荷・御坊畑）
- 説明会等で出荷に興味をもっていた方を「登録者」としている（46人）
- 実際に継続して出荷しているのは、全地区で２０人程度
- 直販所までの出荷と、売れ残った商品の回収・返却で1日に２往復

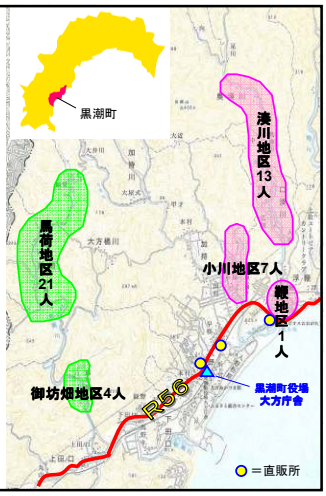

集荷サービスシステムのイメージ

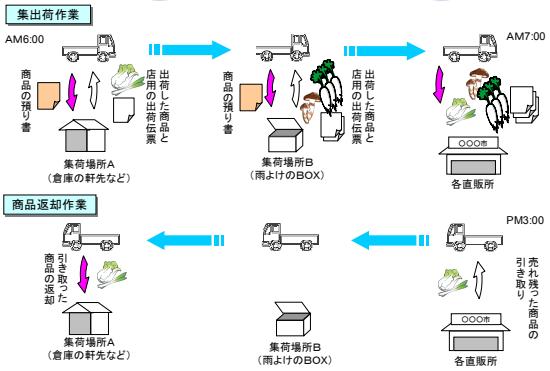

ビジネスサポーターの業務について

こじゃんと号Go!

- 「移送サービス」で議論された内容（違法行為など）を参考に、業務内容を検討
- 高知県自治研給センターから労務費や自家用車使用料を考慮した賃金を支出
- 実費程度の金銭が動く「扶助的」活動ではなく「営業行為」として内容を検討
- 運送屋でもないのにお金もらって運んでいるらしいといわれないように、運送業の許可を取ることに（貨物軽自動車運送事業＝届出のみ）
- 「黒ナンバー」を取得、作業に使う軽トラックに装着し、田辺さんの屋号から「こじゃんと号」と命名

集出荷作業の様子

各集荷場所（納屋の軒先や出荷用ＢＯＸ）を巡回、品物を積み込む（集荷場所で待っている出荷者もいる）

ＡＭ7:00前には直販所前に出荷者が集まっている

所定の陳列棚へ（出荷ついでに他の品物をチェック）

荷物を降ろし･･･

稼動開始直後 ～ほぼ予想どおりの運用～

- 田辺さんに聞き取った初日の状況（湊川・小川地区）は･･･

初日の出荷者は6人。作物が少ない時期なので、こんなものかな。でも、やっぱり少ないというのが実感。出荷自体が初めてで、バーコードを貼るのを手伝ったりというハプニングもあったが、ほぼ予定どおりに進んだ。

- 体調や急用のことを考慮し、夫妻で集荷作業をしている（荷物の積み下ろしと、預かり伝票の記載を分担）

■各地区の出荷状況（稼動初日）

	登録者	出荷者	日付	出荷物
湊川	11	4	10/2	ｺﾞｰﾔ，酢ﾐｶﾝ，ｻﾄｲﾓ，ﾆﾝﾆｸ，ﾄﾞｰﾅﾂ，ｻｻｹﾞ（豆類）
小川	7	2	10/2	梨，ﾆﾝﾆｸ種
馬荷	18	4	11/3	小豆，柿，かぼちゃ，ﾚﾓﾝ，菜花，ゆでたﾀｹﾉｺ
御坊畑	1	1	11/3	柿，柑橘類加工品
合計	37	11		

現在の出荷者数は、約１６人に増加しています！

アンケート調査からの考察

アンケートの実施回数等

- 「登録者」を対象に、アンケートを２回実施（事前説明会でのアンケートを除く）
  高知大生・自治研究センター事務局・黒潮町研究員
  3～4人程度で班を編成、6～9人/班に聞き取り調査
- 第１回アンケート
  ２００７年１２月１日（土）～２日（日）
  湊川・小川地区20人、馬荷地区21人、計41人
- 第２回アンケート
  ２００８年　３月８日（土）～９日（日）
  湊川・小川地区21人、馬荷地区25人、計46人

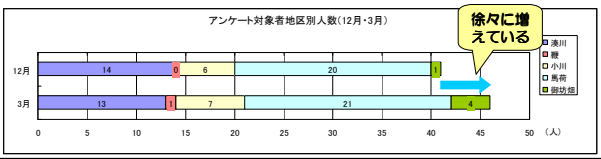

アンケートの内容

＜基本的事項＞
- 地区名・性別・年齢・家族構成など

＜集荷サービスに関する質問＞
- 過去の直販所の利用実績・出荷方法
- 集荷サービスへの関心度と利用実績
- サービス利用者の変化（利用者）
- サービス料が「有料」になっても利用するか（利用者）
- どの程度なら負担可能か（利用者）
- 集荷サービスに関する要望事項など（利用者）
- 利用しなかった方の理由（未利用者）
- 今後は利用したいか（未利用者）

＜健康に関する質問＞
- 通院の頻度・毎月の医療費・病院は何軒か・通院の理由
- 過去の大きな病気やケガ
- 健康を維持するために心掛けていること
- 黒潮町（大方）で行われている町の活動への参加状況

＜日常生活について＞
- 日常生活の状況
- 生きがいや楽しみ
- 普段の交通手段
- 生活で困っていること

性別・年齢・家族構成

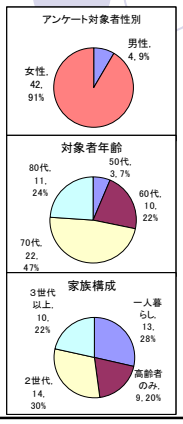

- 両地区合わせて女性が42人、男性は4人で、女性が9割
- 70代が22人で全体の約5割、80代、60代が約10人ずつで平均年齢は74.2歳
- 一人暮らしが28%、高齢者のみの世帯が20%、2世代が一番多く30%、3世代以上が22%

直販所への過去の出荷経験

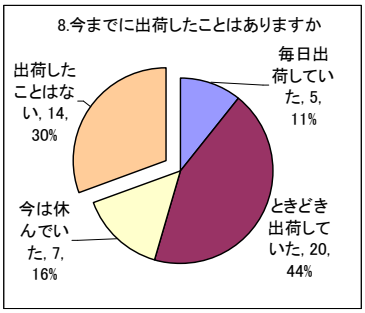

- 「今は休んでいた」を含め、出荷経験がある人は32人（約７割）

集荷サービス利用の有無

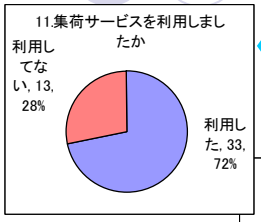

実際に集荷サービスを利用した人は、約7割

地域特性は見受けられない

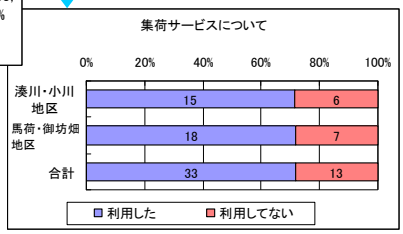

集荷サービスの利用状況と過去の出荷経験の関係

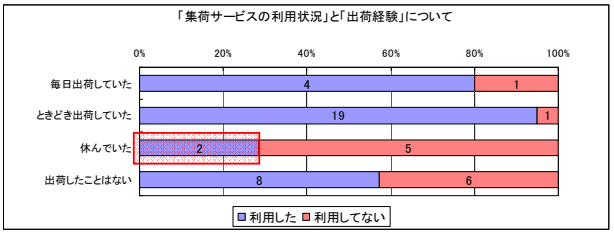

- 過去に「毎日出荷していた」もしくは「ときどき出荷していた」人の利用率は8割以上と高い
- 「休んでいた」人も３割が再び出荷している
- 「出荷したことがなかった」人も過半数が今回の実験をきっかけに出荷し始めた

サービスを利用して変化したこと
（12月・3月アンケートの比較）

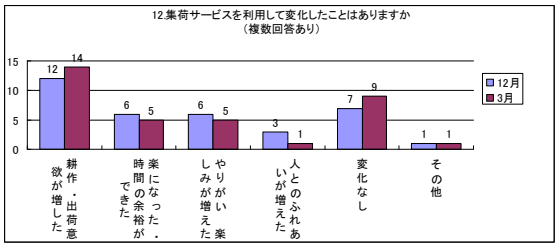

- 最も多かったのは、「耕作・出荷意欲が増した」
- 積極的かつ自発的に、楽しみながら取り組む姿勢がうかがえる

現在は無料のサービスが「有料」になっても利用するか

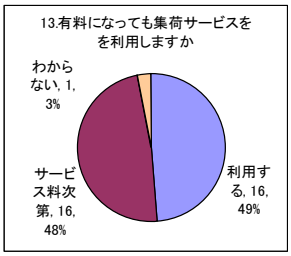

- 「わからない」１人
- 「利用する」「サービス料次第で利用する」がほとんどを占める
- 「利用しない」は0人

「有料」になっても利用するか
＜地区別の比較＞

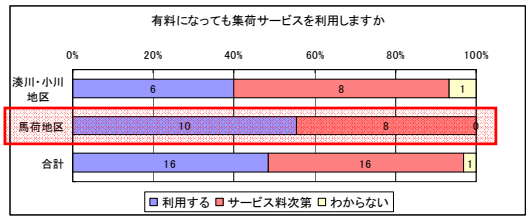

- 馬荷地区は「利用する」と答えた人が「サービス料次第」と答えた人を上回り、5割以上を占めている
- 直販所から遠い地区では、集荷サービスを望む声が多い

有料になった場合の負担について
＜地区別の比較＞

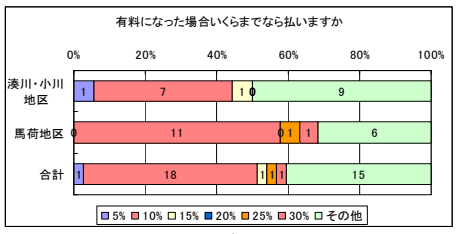

- 出荷額の10%と答えた人が最も多かった
- その他「わからない」「出荷回数による」「月500円」など
- 集荷サービスに対する手数料の設定は、サービスを継続する上で大きな課題

未利用者が出荷できなかった理由と今後のサービス利用希望の有無

出荷できなかった理由

「本人の体調不良」
「家族の介護や仕事が忙しい」
「出荷できる野菜を作れない」
「出すほどの量がない」
「採算が合わない」
「手続きがややこしい」
「手間がかかる」など

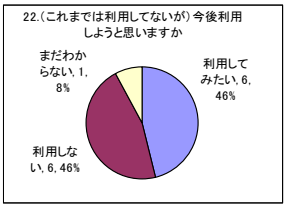

出荷していない13人中
「今後も利用しない」6人
「利用してみたい」　6人

出荷はしたいが、最初の一歩が踏み出せない？

アンケート調査をする中で・・・
（その他利用者のコメント）

楽しみ・生きがい・目標・希望

アンケート調査をする中で・・・
（その他利用者のコメント）

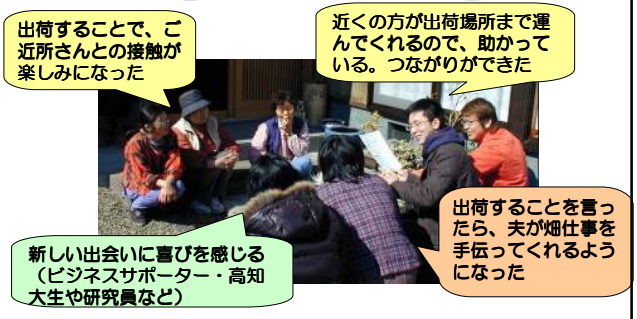

家庭･地域内･地域外 ➡ 人と人をつないでいる

これらの意見から・・・

- 集荷サービス利用者が、出荷して売れることを「楽しみ」にしており、畑仕事に積極的・意欲的になり、それが元気づくり・生きがい・未来への希望につながっている
- 地域コミュニティの再生や、新たなコミュニティの形成、地域の支えあいに深く関連している

直販所の状況からの考察

ＪＡにこにこ市

夕方でも売れるのに･･･

１９９４年開業
【営業時間】午前７時から午後３時　定休日：1/1～3
【手数料等】販売手数料９％
【そのほか】黒潮町大方地区在住者でＪＡ組合員が条件
（組合員でない場合は出資金１万円が必要）
閉店時間の午後３時には品物を引き取りに行く必要あり

馬荷地区などは大変！

ひなたや市（道の駅ピオスおおがた物産館）

店舗外観

店内の様子

２００５年６月開業
【営業時間】午前７時から午後６時　　定休日：なし
【手数料等】販売手数料：冷蔵庫使用１５%、野菜類１０%、保存のきくもの２０%、土産品２０%
【そのほか】売れ残り品については、出品者の希望により店側で処分してくれる

黒潮ふれあい市

店舗外観

店内の様子

２００６年４月開業
【営業時間】午前７時から午後６時　　定休日：1/1～3
【参加条件】販売手数料：野菜１０%、加工品１１%
【そのほか】売れ残り品については、出品者の希望により店側で処分してくれる

各直販所の特徴

■ＪＡにこにこ市（地元入荷地元販売）

・黒潮町（旧大方町）ではもっとも早く直販所を開始
・出品者、来店者ともほぼ地元客
・特に出品者は大方地区に限定しているため、取り扱い商品は大方地区のみ

■ひなたや市（広域入荷広域販売）

・道の駅内にあり、県外客が多く来店者数は３直販所で最大
・ネット販売も行っており地場産品を広く販売している
・広域から入荷ではあるが地元を優先している
・売上等の管理を機械化している

■黒潮ふれあい市（広域入荷地元販売）

・民間の直販市で、町内外にある新鮮な商品（卵、鮮魚等）をそろえる町外に別店舗あり
・来店者はほぼ地元が占める

各直販所の運営状況

	売上額	来客数	出品者	来店者	売上げ	運営形態
にこにこ市	18万円/日	280人/日	町内	主に町内	維持	地元入荷地元販売
ひなたや市	50万円/日	525人/日	町内外	町内外	上昇	広域入荷広域販売
ふれあい市	無回答	500人/日	町内外	主に町内	上昇	広域入荷地元販売

・ＪＡにこにこ市の売上げは、他の２店舗の開店時に一時的に落ち込み、その後は、当初とほぼ同じとなっている
・他の２直販所については年々売上げを伸ばしている

ＪＡにこにこ市の売上げがほぼ横ばいになっている要因は？

「出品が増えると、売上げが上がる」との担当者の声から、来客数ではなく「出品数の影響が大きい」と推測される

結果、商品が少ないため来客が減るという悪循環

各直販所への集荷サービス導入による効果①

①地元でとれる品物が年間を通じて、安定して直販所に供給することができる

②たくさんの商品が常にあることから、客の信頼を得られ来店者数の増加につながる

③来店者数が増加することで売上げ増加にもつながる

④直販所と出荷者間の連絡がとりやすくなり、より効率的な運営をすることができる

各直販所への集荷サービス導入による効果②

町内３直販所すべてにおいて、この集荷サービスを**何らかの方法**により取り入れることができれば、集客数と売上げを伸ばすことができると推測される

特に・・・

ＪＡにこにこ市（地元入荷地元販売）については、この集荷サービスを導入することができれば、地元**広域集荷**地元販売で運営でき、地元限定入荷というハンディをうめることができるのではないか

今まで出荷できなかった人も出荷できる！

サービス全体の考察

課題①　～不安定な出荷量～

- そもそも趣味の延長線上の商売なので、出荷品目や品数の変動がある
- このため、運用資金の原資と考えた場合に課題となる
- 年中継続して出荷するにはそれなりの経験が必要となる
- 期間限定のサービスであるので、年間の作付け計画が立てられないのも事実

課題②　～物流に不利な地形～

- 黒潮町大方地区は、各集落へのアクセス道がそれぞれに独立した形状
- 例えると「まつ毛形」の道路網であり、物流に対して非常に不利な地形
- 山間の集落を結ぶ道路が無く、いったん国道に戻ってから移動する必要があり、効率性に欠ける

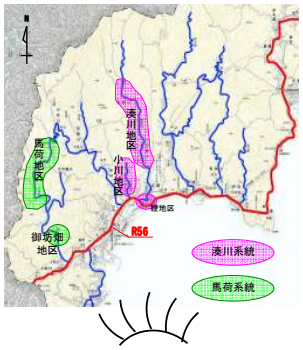

いわゆる「まつ毛」型の道路網

課題③　～集荷者の負担～

- 週４日（火・水・土・日）の作業のため、趣味の時間が減っている

•朝5時半には家を出るため、馬荷の集荷日は自分の品物が出せない（朝揚げのドーナツなど）
•品物を傷つけないことには特に注意している
•友達と旅行に行けない（土・日が･･･）

という状況ではあるが「とにかく品物が出ていることが一番の励み」と、いつも笑顔で対応してくれています

課題④　～運営体制～

- 研究費で賄っている運営資金
（業務委託料毎月約10万円の支出･･･要検討）
- サービス料を徴収することも検討が必要
（品物の単価・利用回数・入会金方式など）
- ただし、サービス料だけでは成り立つ仕組みではない（1日の出荷額は約2万円）
- 売れ残った商品の回収方法
（１日2往復する必要がある）
- 人材の発掘
（集落が分散しているため、集落内で運営できると効率がいい）

研究成果として見えたもの

- 生きがいづくりにつながっている（アンケート結果からある程度実証済み）
- 地域の活性化につながっている（さまざまなつながりが芽吹いている）
- 参加者が楽しんでいる・小金を稼げている･･･

楽しくて儲かる ＝ 活動継続の原則

- 否定が要件となる**福祉産業**サービスを、肯定を要件とした**産業福祉**サービスに変換する仕組みであることを実証
  ○○できないから××してあげる（ex.要介護認定、所得要件）
  作物をつくる元気があるから、支援を受けられる
  ＝　元気を維持し、小金を稼いで意欲と元気を増幅
- 「自分の家に居ながら」が大きなポイント

広がる地域の声

- 馬荷系統を集荷する際に通過している加持川地区の方から、集荷を望む声が多くあった
- 徐々に浸透しつつある様子
  （エリア拡大に向け説明会を実施5/17）
- さらに、田野浦地区や蜷川地区などからも利用希望の声がある

↓

- 住民ニーズにあったサービスであることが実証されつつある
- 「まつ毛型」の地形だからこそ必要とされるサービス
- ８割以上が山林で各集落が点在している高知県にとっても共通項
  → 高知県のニーズに合う

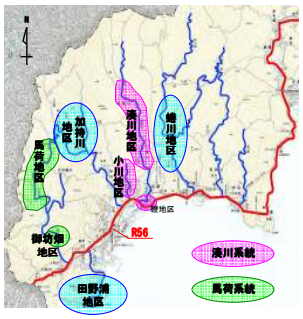

まとめと展望

このサービスの可能性

- 公共・行政サービス（情報・救急・文教・イベント・交通etc.）を受けづらい山間部にとって、必要な公共・行政サービスではないか
- 自分が作ったものが売れる＝商品を通じて認められる・自分で収入を得られる＝自己肯定感を生む
  （心のケア・心の介護サービス）
- ビジネスが生むコミュニティ
  （共生社会の創造と復活）
- 福祉産業と産業福祉どちらも目指すは「QOL向上」→どちらの質が高い？
  年間１２０万円の投資は高いか？

↓

投資価値あるサービスと位置付け可能

その他の効果（制度化に向けて）

- 「少しでも売れるのなら、
  またなんぞ作ろうか」
  耕作放棄地に歯止め・・・
  ➡国土保全に寄与
- 「あれっ今日は出荷してないぞ？
  なんかあったろうか？」
  見守り活動につながる・・・
  ➡高齢者の孤立化を防ぐ安心安全な地域づくり
- このように、目に見えた集出荷の営みだけでなく、他の要素と関連づければ、経費的にも制度化の検討が進みやすい

研究活動の今後の展開

- 社会の仕組みとして見つめる
- 既存サービスとつなぐ

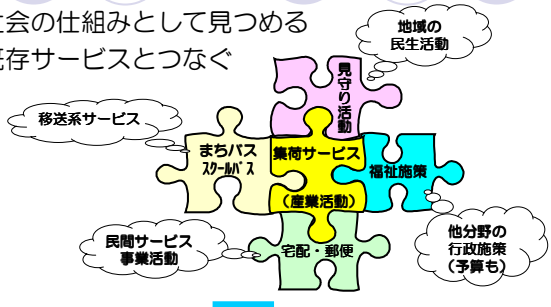

↓

この仕組みの精度と汎用性を高めることができる

転ばぬ先に「新たな杖」を

- 加速度的な高齢化社会は避けて通れない → どうするか
- 従来のサービスを根底から見直すことができるいい機会
- 庭先集荷は、能動的なサービスなので、高齢者に自己肯定感を与えていると推測される（数値化は難しい）
- 「ありがたい」だけでなく「楽しい」と語る方が多くいるという事実（ニーズ）をどうとらえるか
  （比較：一時金の配布・減額措置）
- これからのニーズ＝「アクティブな高齢者サービス」
  ここでいう「アクティブ」には、２通りの意味がある

◆サービスを受給者（高齢者）
参加するというアクティブさ（農作業→出荷→稼ぐ→楽しみを獲る）

◆サービス提供者（行政等）
否定も抗うこともできぬ高齢化社会を迎え撃つというアクティブさ（受容し、踏み出す・仕掛ける）

高齢化社会を迎え撃つ時代に

「高齢化」という社会のクライシスが与える損失の低減と進行速度の鈍化を目的に･･･

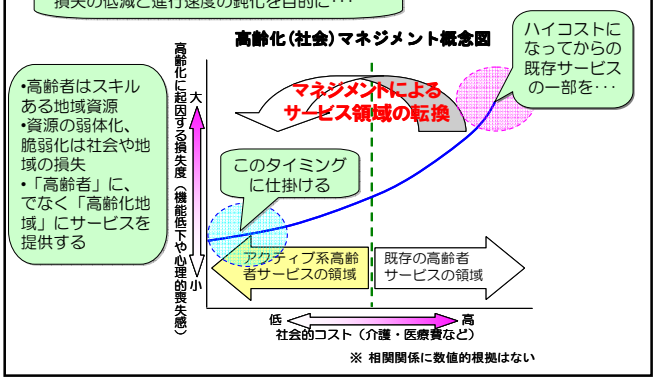

新たなセーフティーネット創造プラン

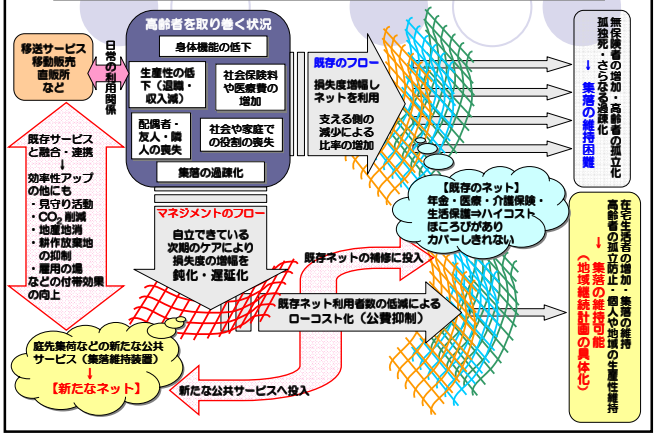

ご静聴ありがとうございました

サービス料と経費の試算

馬荷地区				
月日	曜日	馬荷系統出荷者	馬荷系統出荷品	馬荷系統出荷金額
8回		8.3	36.3	15,873
9回		8.4	36.4	23,317
8回		8.0	36.3	17,036
8回		8.0	42.5	20,380

馬荷系統の１日あたりの平均出荷額≒20,000円
これの１０％で、手数料 2,000円/日
田辺さん宅から２往復すると≒70ｋｍの走行
10ｋｍ/ℓとすると≒7ℓ/日×160円/ℓ＝1,120円/日
2人が朝・晩働いて、残金 880円・・・

研究から分かってきたこと･･･

（関係者の証言）
- 仕事ができるのうれしい
- 余ったものが売れる楽しみ
- 地域での情報交換･交流
- やめていた生産を再開した
- 休耕地を復活した
- 出荷意欲の増した
- 栽培品目を増やした
- 時間に余裕ができた
- 集荷日は売り上げが増える

（行政施策との関連）
- 生きがいづくり
- 健康づくり
- 寝たきり予防
- 地域での見守り活動
- 地域産業の振興
- 地産地消
- 耕作放棄地の利活用
- コミュニティの活性化
- 地域間交流 ･･･など

医療費 30兆円

農業生産 7．5兆円

「ささえあいの仕組み」の復活

ささえあい･･･

私、ささえる人
あなた、ささえられる人

時には、ささえ
時にはささえられ

今後の課題（研究内容）

・集荷の仕組み、効率化
・他のニーズとの組み合せ
・定量的な調査研究
・費用対効果（既存対策との比較検討）
・いくら売れるではなく、「売り切る」こと
・「価値」を正当に評価する仕組み
・ビジネスとしての成立

ご静聴ありがとうございました。

中山間地域の産業振興

―農産物直売所の意義と農商工連携による地域再生の可能性―

■**日時**　2008 年 12 月 13 日（土）　18 時～20 時

■**会場**　高知共済会館「金鵄の間」
高知県高知市本町 5 丁目 3-20　TEL：088-823-3211
http://quickplace.jp/map/view/21482

入場無料／事前申込不要

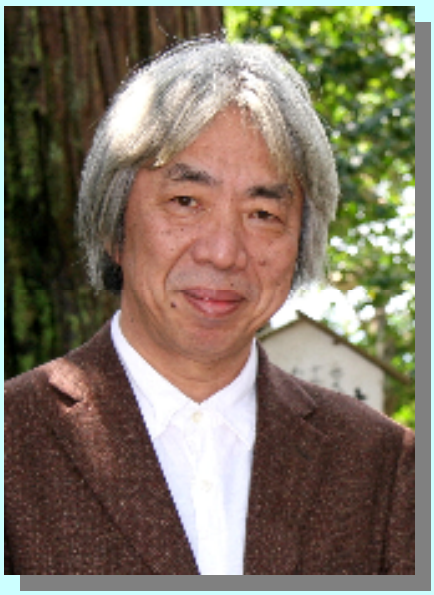

講師　一橋大学商学部教授

関　満博　氏

1948 年　富山県小矢部市生まれ
1971 年　成城大学経済学部卒業
1976 年　成城大学大学院経済学研究科博士課程修了
　東京都商工指導所を経て、
1989 年　東京情報大学専任講師、93 年助教授
1995 年　専修大学商学部助教授
1998 年　一橋大学商学部教授
2000 年　一橋大学大学院商学研究科教授（現職）
著書に、『地域産業に学べ！　モノづくり・人づくりの未来』(日本評論社、2008 年)、『中山間地域の「自立」と農商工連携/島根県』（松永桂子氏と共編/新評論、2009 年２月）など、多数。

日本の産業振興には、経済産業省が扱う「本流としての産業」、農林水産省が扱う「農林水産業」、国土交通省が取り扱う「観光産業」という3本の流れがある。しかしこの3つの流れはお互い接触もなく、全く別の世界を形成していた。

しかし、大きな変化が農村、中山間地域から起きてきた。変化を促した最大のポイントは「農産物の直売所」、そこから発展した「加工所」「農村レストラン」であり、これらは中山間地域に希望を与える「三点セット」である。

そこでは明らかに「農商工の連携」が行われており、従来型の地場産業の再生、企業誘致、新産業の創出などとは異なる、新たな地域産業の流れが形成されてきつつある。

以上が、今回お招きする関教授の分析である。

今回のセミナーでは、この「地域産業振興」の新たな流れの「意義」を認識し、そのうえで高知県の中山間地域における産業振興策、地域の再生について考える。

【主催・問合せ】社団法人高知県自治研究センター
〒780-0862　高知市鷹匠町 2-5-47　電話(088)824-0151　FAX(088)820-0062

当セミナーは、平成 20 年度「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業として行っています。

Symposium　Kochi Research Center for Local Government

働く高齢者が地域を救う！

-これから求められる産業福祉の創造-

開会行事（13:30-13:40）　／　**2008 年度研究中間報告**（13:40-14:10）

基調講演（14:10-15:10）

演　題

「働く高齢者が地域を救う！
保護する対象から役立つ人材への転換ー」

講　師

弁護士・さわやか福祉財団理事長

堀田　力　さん

パネルディスカッション（15:20-16:50）

テーマ「地域の人財（高齢者）の技・知恵・知識を生かした地域産業の大きな可能性」

パネリスト

小澤　庄一　さん（足助町観光協会会長/愛知県）

畦地　履正　さん（四万十ドラマ社長/高知県）

田辺　満子　さん（高知県自治研究センター研究ビジネスサポータ/高知県）

◆日時　2009 年 2 月 18 日（水）13 時 30 分～17 時
（開場・受付：13 時）

◆会場　高知会館　高知市本町 5-6-42　TEL：088-823-7123
地図⇒http://quickplace.jp/map/view/24859

参加費無料
事前申込不要

主催　社団法人高知県自治研究センター

■開催の目的

人にとって真の生きがいとは、主体的・自発的に社会に参加、働くこと、喜んでもらえることで、貢献できているという実感を持つことではないでしょうか。

高知県のような高齢化率の高い地方の自治体は、農業が基幹産業であるところがほとんどです。

農業は生涯現役が可能な職業。高齢者が働ける条件を整え、持っている豊富な経験や技術、知恵を最後まで生かすことが出来る環境を作ってあげることで最高の健康が得られる、ひいては農村の担い手確保や耕作放棄地の解消にもつながるのではないかと思われます。

このシンポジウムでは、高齢者自身が自発的積極的に仕事の出来る環境を整備することで、地域の産業振興だけでなく、医療や福祉にも効果をもたらすメカニズム（産業福祉政策）はどうすれば創造できるのかを考えます。

＊プロフィール＊

【講師】弁護士・さわやか福祉財団理事長　堀田（ほった）　力（つとむ）　さん

昭和 9 年 4 月 12 日 京都府生／昭和 33 年 3 月京大法学部卒業
昭和 36 年 4 月検事任官（札幌・旭川・大津各地検に順次勤務）／昭和 47 年 2 月アメリカ合衆国日本国大使館一等書記官（ウォーターゲート事件フォロー）／昭和 51 年 4 月東京地検特捜部検事（ロッキード事件担当）
平成 2 年 6 月法務大臣官房長
平成 3 年 11 月退職、弁護士登録／さわやか法律事務所及びさわやか福祉推進センター（平成 7 年 4 月さわやか福祉財団となる）開設。
以後、各種政府委員などを歴任し、現在、豊かな心をはぐくむ教育の在り方に関する専門部会委員（文科省）、「認知症になっても安心して暮らせる町づくり 100 人会議」議長（厚労省）などを務める。
主な著書：「否認」（講談社文庫）「おごるな上司！」（日経ビジネス人文庫）「生きがい大国」（日本経済新聞社）「『人間力』の育て方」（集英社新書）「挑戦！」（東京新聞出版局）など、多数。

【パネリスト】

小澤（おざわ）　庄一（しょういち）　さん

愛知県足助町生まれ。足助町役場に勤務し、企画課長、教育長、助役を経て、1999 年に足助町観光協会会長に就任。生活文化体験型観光（山里版）のカリスマ。
町並み保存運動の先頭に立ち、生活文化を伝承していくことの重要性を住民に浸透させた。
また、高齢者の生きがいづくりも福祉であるとの考えから、福祉の拠点「百年草」を建設し、従来型の福祉施設に加え、高齢者の就労の場としてハム工房「ＺｉＺｉ工房」・ベーカリー「バーバラはうす」などを併設。高齢者の生きがい対策と観光産業を両立した「福祉観光」に取り組んでいる。

畦地（あぜち）　履正（りしょう）　さん

1964 年高知県四万十町（旧十和村）生まれ。高校卒業後、通信関連企業、地元農協を経て、94 年四万十川流域町村（旧大正町・旧十和村・旧西土佐村）が出資し設立した株式会社四万十ドラマに就職。
「四万十川に負担をかけないものづくり」をコンセプトにした地域と密着し、自然循環型企業を目指した事業を展開している。
07 年 7 月には道の駅「四万十とおわ」を指定管理者として運営し、何もなかった地域に年間 10 万人を集客した。その他、四万十川流域観光集客のシステムをつくる「四万十また旅プロジェクト」にも参画し、新たな観光産業を生み出し中。

田辺（たなべ）　満子（みつこ）　さん

高知県黒潮町（旧大方町）生まれ。
1972 年から 06 年まで精神障害者更生施設に生活支援員として勤務。
家事や子育てと仕事の両立を図りながら、通信制大学を自身の目標どおり４年で卒業。
退職後はフラダンス、パッチワーク、パソコンなどの趣味に勤しみながら夫と農業を営み、家庭菜園で収穫した農作物やお茶のほか、手作りの味噌やドーナツなどの加工品を直売所に出品し、小金を稼ぎながら日々を元気に楽しんでいる。
07 年 10 月から、黒潮町での実証実験にビジネスサポーター（集荷者）として参加、早朝の地域を奔走中。

【主催・問い合せ】社団法人高知県自治研究センター
〒780-0862　高知市鷹匠町 2-5-47　　電話(088)824-0151　FAX(088)820-0062

当シンポジウムは、平成 20 年度国土交通省「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業として行っています。

じちけん黒潮ニュース

第３号

2008（平成 20）年 6 月 20 日　　（社）高知県自治研究センター　黒潮町研究員

【お知らせ①】集荷サービス実施期間

2009年3月末まで延長!

2008 年 9 月末までの延長が決定していた実験期間ですが、実験継続の予算がつき、さらに今年度末まで延長することになりました！

秋以降も集荷しますので、引き続き出荷をお願いします。

出荷している方も、これから出してみようという方も、畑仕事や手芸など、無理のない範囲でがんばってください♪

【お知らせ②】「にこにこ市」へ出荷している方へ

７月は夕方６時まで営業のため

返品時間が遅くなります

現在、増築中の「にこにこ市」。7 月は試験的に“午後 6 時”まで営業を行うそうです。営業時間を夕方まで延長することで、仕事帰りの買い物客の増加も期待できますね！

商品の返品は、これまでどおり田辺さんが行いますが、営業時間の延長により、返品時間も 3 時間ほど遅くなる見込みです。

みなさまのご理解ご協力をお願いします。

その他の改正点（７月から）

- ◆ 販売手数料９％→１０％に変更
- ◆ バーコード１枚２円に変更（６月中の受け取りは１枚１円）
- ◆ バーコードに出荷日付を記入（旧バーコードの場合、余白へ記入）

※詳しくはにこにこ市（電話：43-4400）へお問い合わせください。

◆自治研・活動報告◆

◆ 2008 年３月８日（土）～9 日（日）
第３回アンケート調査実施
対象者：湊川系統（湊川・小川・鞭）…21 人
馬荷系統（馬荷・御坊畑）……25 人
計 46 人

お忙しい中、お話を聞かせていただいた方々、ご協力ありがとうございました！

これからも体に気をつけて元気に頑張ってください！

◆ 2008 年３月 22 日（土）午後１時 30 分～4 時 35 分（高知市・高知共済会館）
（社）高知県自治研究センター　第２回セミナー
「コミュニティービジネスから地域再生を考える」
参加者：57 人

◆ 2008 年４月 22 日（火）午後７時～9 時
（黒潮町・保健福祉センター）
「新たな地域の支えあいの仕組みを考える
ワークショップ」
＊平日の夜にもかかわらず、出荷者や地域の方も多数ご参加いただきました！

３月から４月にかけては、2007 年度の自治研活動のまとめを行い、高知市でのセミナーや、黒潮町でのワークショップなどで、活動報告を行いました。

また、高知県知事もこの研究に興味を持ってくださり、県庁へ出向いての説明会も実施しました。知事は「今度、集出荷の様子を見学に行きたい」とおっしゃっていました。

活動内容は「研究報告書」にまとめました。興味のある方にはお配りしますので、研究員までご連絡ください。

サービス利用者からの質問にお答えします！

ビジネスサポーター
田辺満子さん

質問：直販所への申し込み手続きがわかりません。

→出荷したい直販所はどちらでしょうか？
ご相談いただければお手伝いしますので、お気軽にどうぞ！

質問：出荷物の量や、値段はどうしたらいいでしょうか。

→買う人の気持ちを考えて、「ちょっと多め」「ちょっと安め」にするのがコツ！
最初は売れ残っても、ちょっとずつ値段や量を調整してみてください。
機会があれば、実際に直販所をのぞいてみては？

ご意見・お問合せはこちら
●黒潮町研究員（畦地・友永・山崎・福岡）　電話４３－２１１１（黒潮町役場内）
●ビジネスサポーター　田辺さん　電話４３―１８１７（自宅）

湊川・小川地区　集荷カレンダー

2009年 3月

○ ・・・ 湊川・小川地区の集荷日（奇数月は水・日）

※集荷日に変更があったときはお知らせします。

※商品は当日朝、6時までに出しておいてください。

月	火	水	木	金	土	日
						①
2	3	④	5	6	7	⑧
9	10	⑪	12	13	14	⑮
16	17	⑱	19	20	21	㉒
23	24	㉕	26	27	28	㉙
30	31					

【集荷場所】

湊 川 ・・・ 川原田 → 谷　口 → 大　平 → 駄　馬 → 日　原

小 川 ・・・ 猿　飼 → 集会所 → 塩田邸

【集荷についての問い合わせ先】

ビジネスサポーター　田辺満子（たなべみつこ）さん　電話43-1817

【注意点】

・商品は、集荷の当日朝、午前6時までに、集荷場所に出してください。
　ただし今後の動向を見て、時間を変更する場合があります。
・商品を受け取るまでは、商品の管理は出荷者の責任において行ってください。
・輸送の際の事故等による商品の毀損（傷がついたなど）に対しては、その責めを
　負いませんので、 あらかじめご了承ください。

今回の集荷は、社団法人高知県自治研究センターが、基礎研究のために期間を限定して実験的に行うものです。問い合わせは下記までお願いします。

1. 社団法人高知県自治研究センターに関すること⇒同センター事務局（電話088-824-0151）
2. 基礎研究及び集荷に関すること⇒センター黒潮町研究員（役場：畦地／友永／山崎／福岡
　電話43-2111）※4名のうち誰でも結構です。

「小金稼ぎが地域の元気をつくる」

コミュニティビジネス研究チーム　黒潮町研究員

■はじめに

中山間地域では、高齢化の進展やコミュニティの希薄化、あるいは JA 合併のあおりや地元商店の廃業などのため、物流との接点を失い、作物を育てる元気はあるのに自分で作ったものを出荷することができず、出荷をあきらめている（近所に配り、さらに残ったら捨てる・耕作を止めるなど）高齢者の姿がある。これは、高齢者たちの生産性が生かされなくなっているという大きな問題である。

本研究チームは、この課題を解決する仕組みを生み出し、制度化できる政策として提言することを目標に設定、コミュニティビジネスという視点で実証実験を交えた研究に取り組んでいる。

■研究テーマの設定

コミュニティビジネスの枠で考えたとき、出荷先として考えられるのは、JA・青果市場・直販所・良心市・地元商店などである。本研究では、町内で利用者も多く、業績を上げている直販所をフィールドにすることとした。

また、直販所へ出荷することで高齢者が儲けるという営みと、儲ける営みを続けることで元気を維持（健康寿命を長く）できることがつながるはずだということは優に想像がつく。このため、高齢者が元気を維持できるということは、医療や介護などの社会的コストの削減にもつながるのではないか？という発想をもとに、次の仮説を立てることとなった。

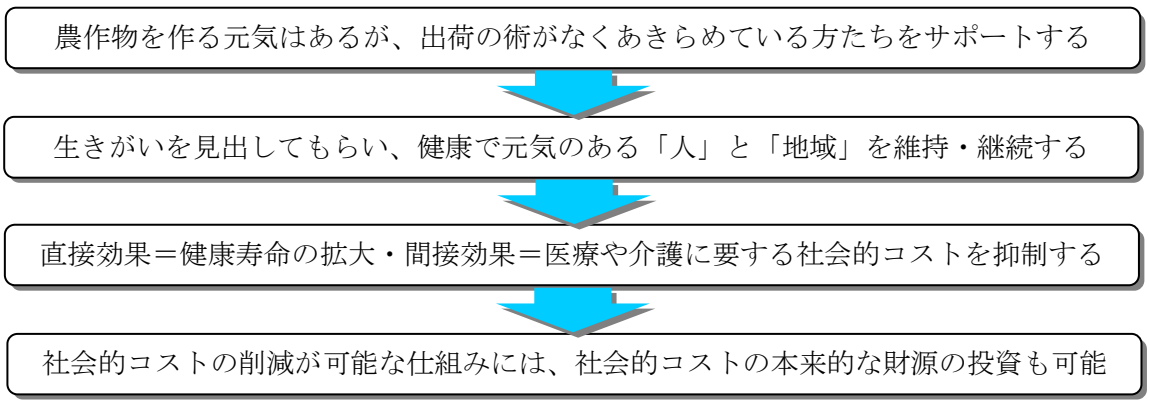

この仮説は本研究の根幹的な思考である。なお、本研究のキーワードは　「福祉」「産業」「つなぐ」である。

■福祉産業から産業福祉へ

既存の高齢者に対する福祉サービスは、高齢者は弱きものという前提であり、心身が虚弱化してから受給することができるサービスが大勢である。サービス利用の要件が要介護

度や生活困窮などいわゆる「否定的」なものであり、お金の回る仕組み（産業）ではあるが、儲けているのは高齢者自身ではない。これは福祉が産業となるカタチ（＝福祉産業と呼ぶ）といえる。

これに対し、本研究で提供するサービスは、高齢者は本来弱いものではなく、知識や技能を持っている重要な人材・人財であると捉え、農作業ができる元気があるからサービスを利用できるという「肯定的」な側面を要件としている。産業活動＝「小金稼ぎ」が、福祉的効果＝「元気・生きがい」をもたらすというカタチ（＝産業福祉と呼ぶ）である。

高齢者がサービスの仕組みの一部となり、高齢者自身が「儲け」「楽しみ」「元気となる」営み、「サービス受給者が主役の仕組み」を目指している。

■仮説を基にした実証実験の内容

サービス内容と実験期間等は以下のとおりである。

・作物等の集荷作業（売れ残りの返却含む）を無償で行う
・直販所の販売手数料などは出荷者本人が負担
・集荷は週に２日行う（２系統で実施しているので、合計４日/週稼動）
・出荷先は町内（旧大方町）の３直販所
・必要に応じ、直販所への登録の手伝いも可能
・実験期間は 2007 年 10 月から 2008 年３月末→2009 年３月末までの期間延長が決定

サービス稼動までの主な行動は次のとおり。

・事前説明会及び事前アンケート
・ビジネスサポーターとの契約
・集荷日程の調整や集荷場所の選定
・集荷カレンダーの作成と配布

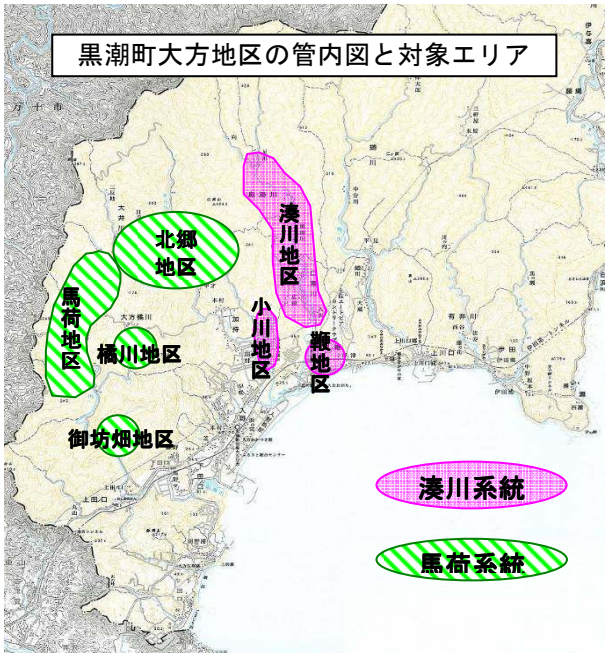

このように準備を重ね、視察に行った「いろどり（徳島県上勝町）」や「赤岡青果市場（高知県香南市）」で教わったことなどを参考とし、オリジナルのシステムを構築した。サービスの形態から「庭先集荷サービス」と呼ぶこととし、現在２系統で実施している。

A：湊川系統（湊川・小川地区、サービス稼動後に鞭地区を追加）
B：馬荷系統（馬荷・御坊畑地区、サービス稼動後に北郷地区、橘川地区を追加）

また、説明会等の参加者を「登録者」とし、サービス利用の有無を問わず、広報誌の配布やアンケート調査の対象者として取り扱っている。登録者は約 50 人いるのだが、常時出荷している方は、両系統を合わせて 20 人程度となっている。

■ビジネスサポーターの業務

本サービスの鍵を握るのは実際に「集荷」を行うビジネスサポーターである。現在、業務を委託しているのは T さんという方で、ご本人も出荷をしているという適任者である。

T さんには、実験活動を具体化する前段のワークショップに参加してくれたことをきっかけに、業務を委託することとなったのであるが、この出会いが、本研究を「机上」から「現場」に導いたといっても過言ではない。

さて、スタッフの確保はできたので、具体的な制度設計に移った。まず参考としたのが、特区制度等で議論が進んでいる「移送サービス」関係で検討された内容（扶助と違法性のバランスなど）である。

本サービスは、扶助的な意味合いと福祉的効果に期待してはいるものの、自治研究センターから賃金をもらって品物を運ぶという事実を客観視し、さらにビジネスモデルの研究も視野にあることをふまえ、「営業行為」として位置づけることとした。このため、貨物軽自動車運送事業の手続き（規制緩和の影響で届出のみ）をとり、「黒ナンバー」を取得、作業に使う軽トラックに装着し、T さんの屋号から「こじゃんと号」と命名、下図のイメージで、いよいよサービスが稼動した。

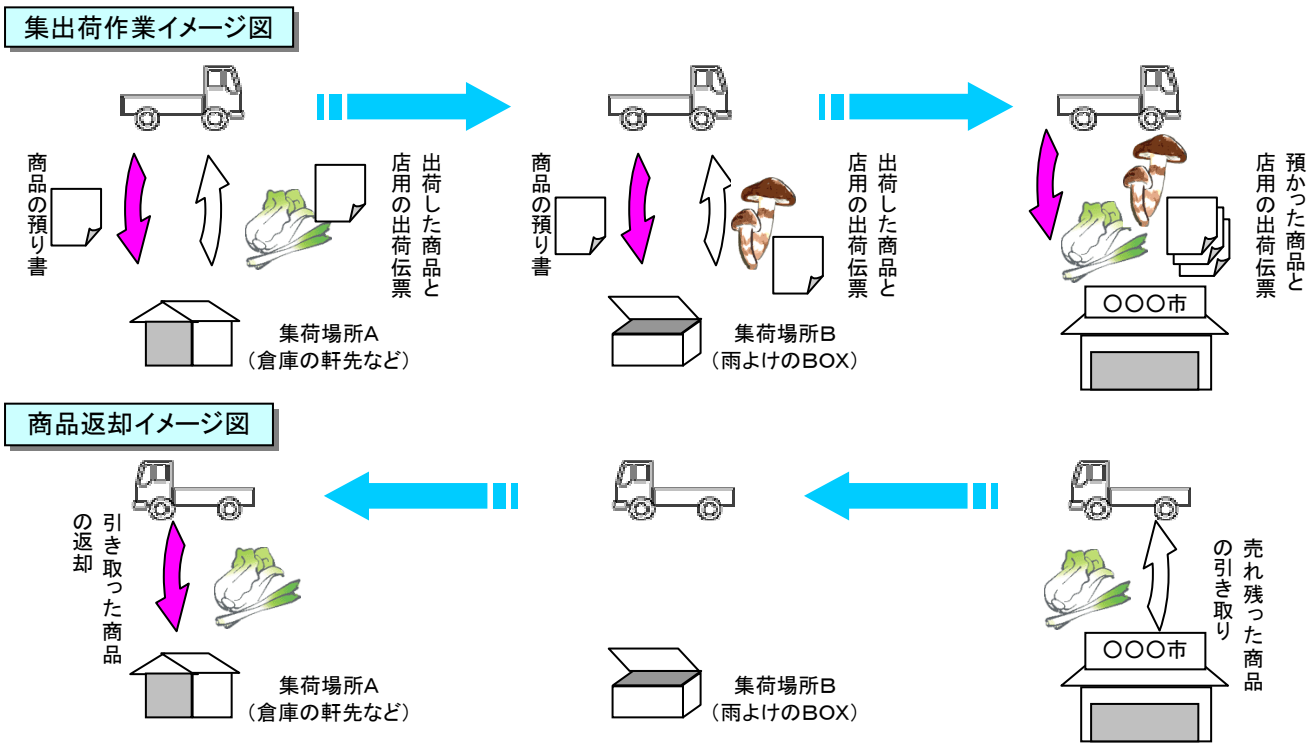

■稼動開始直後

T さんに聞き取った初日の状況（湊川系統）は･･･

「初日の出荷者は 6 人。作物が少ない時期なので、こんなものかな。でも、やっぱり少ないというのが実感。出荷自体が初めてで、バーコードを貼るのを手伝ったりというハプ

ニングもあったが、ほぼ予定どおりに進んだ。」ということで、順調な滑り出しができた。自身も出荷者でもある T さんの対応に期待していたとはいえ、ある程度シミュレーションができていたことにほっとしたのであった。

■サービス利用者のへのアンケート調査

サービス開始後 2 回（各地域で行った事前説明会でのアンケートを除く）にわたり、高知大生・センター事務局・黒潮町研究員が、「登録者」を訪問し、アンケート調査を実施した。

第 1 回：2007 年 12 月 1 日（土）～2（日）湊川系統 20 人、馬荷系統 21 人、計 41 人

第 2 回：2008 年 3 月 8 日（土）～9（日）　湊川系統 21 人、馬荷系統 25 人、計 46 人

アンケートの内容は以下のとおり。

利用者アンケート

≪基本的事項≫

地区名・性別・年齢・家族構成など

≪集荷サービスに関する質問≫

過去の直販所の利用実績・出荷方法やサービス

利用者の変化・集荷サービスに関する要望事項など

≪健康に関する質問」

通院の頻度・毎月の医療費・健康を維持するために心掛けていることなど

≪日常生活について≫

日常生活の状況（サイクル）・生きがいや楽しみ・生活で困っていることなど

なお、第 2 回アンケート時の利用者の世帯状況は次のとおりであった。

・女性 42 人、男性 4 人、女性が 9 割で平均年齢は 74.2 歳

・一人暮らし 28%、高齢者のみ 20%、2 世代 30%、3 世代以上 22%

アンケート結果（右のグラフやフリーコメント）からは、「サービス利用者は、出荷して売れることを『楽しみ』とし、畑仕事に積極的・意欲的になっている＝元気づくり・生きがい・未来への希望につながっている」ことがうかがえた。

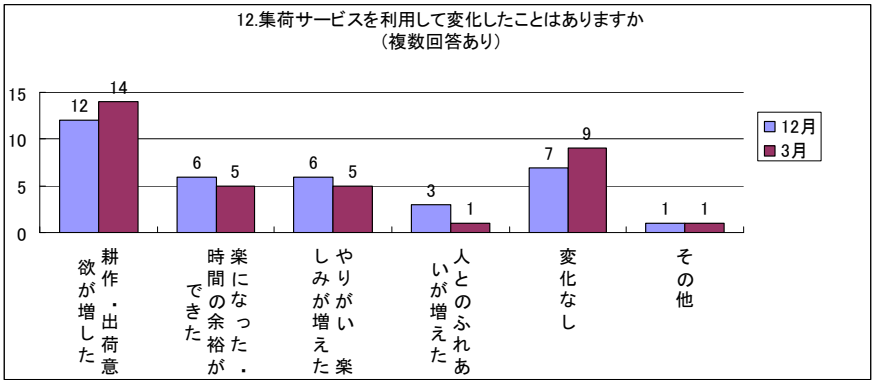

さらに「近所で出荷について相談したり、ビジネスサポーターとの交流を楽しみにしているなど、地域コミュニティの再生や、新たなコミュニティの形成＝地域の活性化に深く関連している」ということが「利用者の声」として確認された。これは、当初の想定を上回る効果であった。

■町内の直販所の状況

黒潮町内（旧大方町）には、以下の 3 直販所があり、その特徴等を表にまとめた。

直販所	営業時間	売上額	来客数	出品者	来店者	売上	運営形態
JA にこにこ市	7 時～15 時	18 万円/日	280 人/日	町内	主に町内	維持	地元入荷地元販売
ひなたや市	7 時～18 時	50 万円/日	525 人/日	町内外	町内外	上昇	広域入荷広域販売
ふれあい市	7 時～18 時	無回答	500 人/日	町内外	主に町内	上昇	広域入荷地元販売

特徴的なのが、JA にこにこ市の営業時間（15 時まで）と、地元入荷に限定した運営形態である。

また、JA にこにこ市では売れ残り商品の処分をしてもらえないため、この営業時間に合わせ、15 時に品物を引き取りにいかなければならない（葉物など日持ちしないものは出荷した当日に引き取らなければならない）。地元入荷に限定している反面、入荷先（以下「出荷者」）のニーズとズレがあるという状況であり、直販所と出荷者の関係を見直し、営業形態を検討していく必要性を感じる。

このズレは、3 直販所中、唯一売り上げが伸び悩んでいる原因とも推察でき、庭先集荷サービスとうまく連携できれば、「地元広域入荷地元販売」という、新たな強みを得ることができる可能性があるため、効果的な関係性を探ることも今後の研究テーマの一つである。

直販所の業績はまだまだ伸びる可能性があり、今後は、直販所と出荷者の関係がさらに密度を増し、ともに地域の産業を担うというスタンスが必要となる。そのインターフェース的な役割をビジネスサポーターが果たすのではないかとも考えられる。

■庭先集荷サービスの課題

実際に現場でサービスを実施して、いくつかの課題も見えてきた。

・不安定な出荷量（そもそも趣味の延長線の商売なので、品目や品数の変動がある）
・年中継続して出荷するにはそれなりの経験が必要となる
・期間限定のサービスであるので、年間の作付け計画が立てられない
・物流に不利な地形（各集落へのアクセス道がそれぞれに独立した形状であるため）
・集荷者の負担（週４日で１日２往復の作業であり、趣味の時間が減る）
・リスク管理ができていない（事故があった際代替がない・休暇を確保できない）
・運営資金（研究費で運営、長期の見通しがない・集荷単体では赤字である）
・売れ残った商品の回収と返却が非効率（直販所の都合により、１日２往復を要する）
・サポーターの発掘（リスク管理ができるほか、各集落が分散しているため、集落内で運営できる体制が効率的）

■成果の確認と発見

成果としては以下のような内容が挙げられる。

・生きがいづくりにつながっている（アンケート結果からある程度実証済み）

・地域の活性化につながっている（近所で相談・出荷者とビジネスサポーターの交流）

・参加者が楽しんでいる・小金を稼げている･･･楽しくて儲かる ＝ 活動継続の原則

・福祉産業サービスを、産業福祉サービスに転換することの有益性を実証できつつある

これら能動的な効果の中で特筆すべきは「日々の営みの中で」「自分の家で生活しながら」という点である。特別な場所に行くでなく、特殊なことをするでもなく、生活の中で喜びが得られるということは、生活の質向上に他ならない。

さらに、実施後の利用者の増加やサービス提供エリア拡大のほか、他の地域から本サービスの利用を望む声がある。これは、住民ニーズにあったサービスであることの証であるし、ビジネスサポーターが地域を巡回することで、これまで声に出せなかった地域の声が、届き始めたのだと捉えるべきであろう。

■庭先集荷の可能性

公共・行政サービス（情報・救急・文教・イベント・交通 etc.）を受けづらい山間部にとって、必要な公共・行政サービスではないかと考えられる。

また、近所の出荷者同志の交流、少しでも売れるのならと耕作を継続したり作付けを増やした事例、出荷を休んだ方に何かあったのだろうかとサポーターが確認行動を取った事例などから、

・ビジネスが新たなコミュニティを生む（共生社会の創造と復活）

・耕作放棄地の抑制（国土や環境保全）

・見守り活動（高齢者の孤立防止）

などの効果を生んでいることが分かる。さらに、出荷する車両をシェアすることになるので、CO_2削減にもつながるという効果も有するなど、さまざまな地域の課題や取り組まれている対策と結びつけることができる。

このように、目に見えた集出荷の営みだけでなく、他の要素と関連付ければ、経費的にも制度化の検討が進みやすいと考えられる。社会の仕組みとして継続できる運用のあり方を探り、既存サービスとつなぐことが鍵となる。

■転ばぬ先に「新たな杖」

加速度的な高齢化は今後も避けて通れない。しかし、地域の存続をも脅かすこの危機的状況は、従来のサービスを根底から見直すことができるいい機会と捉えるべきであるし、そうしなくては、かつて経験のない超高齢社会を乗り切ることは不可能である。

こうした視点で考えると、庭先集荷サービスの利用者は「ありがたい」うえに「楽しい」と語る方が非常に多いことにヒントを見出すことができる。

高齢者たちが楽しんでいるという事実（ニーズ）を目の前にしたとき、高齢社会・高齢地域のマネジメントを可能とする仕組みが生まれたのだと思えてならない。これは「新たな杖」の創造である。

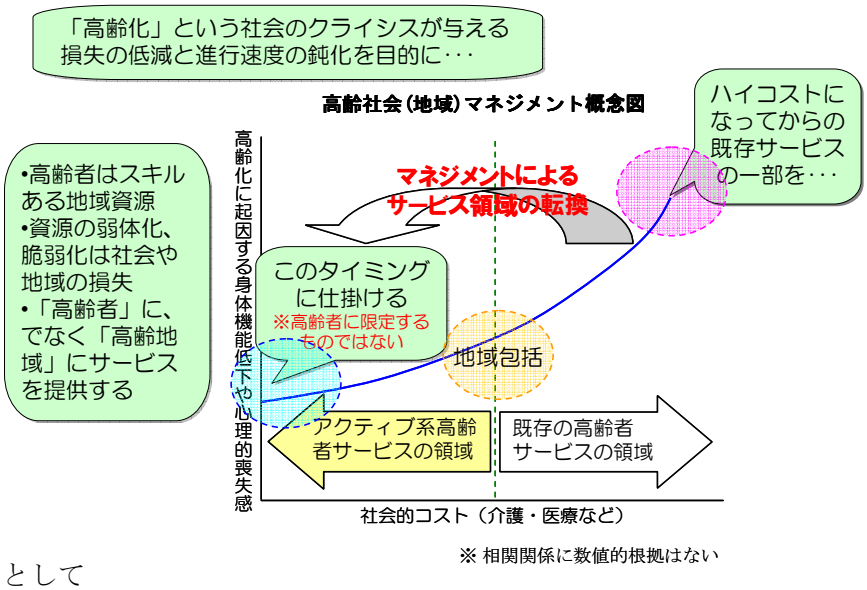

※ 相関関係に数値的根拠はない

■新たなセーフティーネットとして

今後の研究で、庭先集荷の仕組みの精度を上げ、汎用性のある「制度」に育て、全国に提供していくことが、研究に携わる私たちの使命であろう。

庭先集荷は、能動的なサービスであることから、高齢者に自己肯定感を与えていると推測される（数値化は難しい）など、高齢地域を元気にするチカラを持っている。
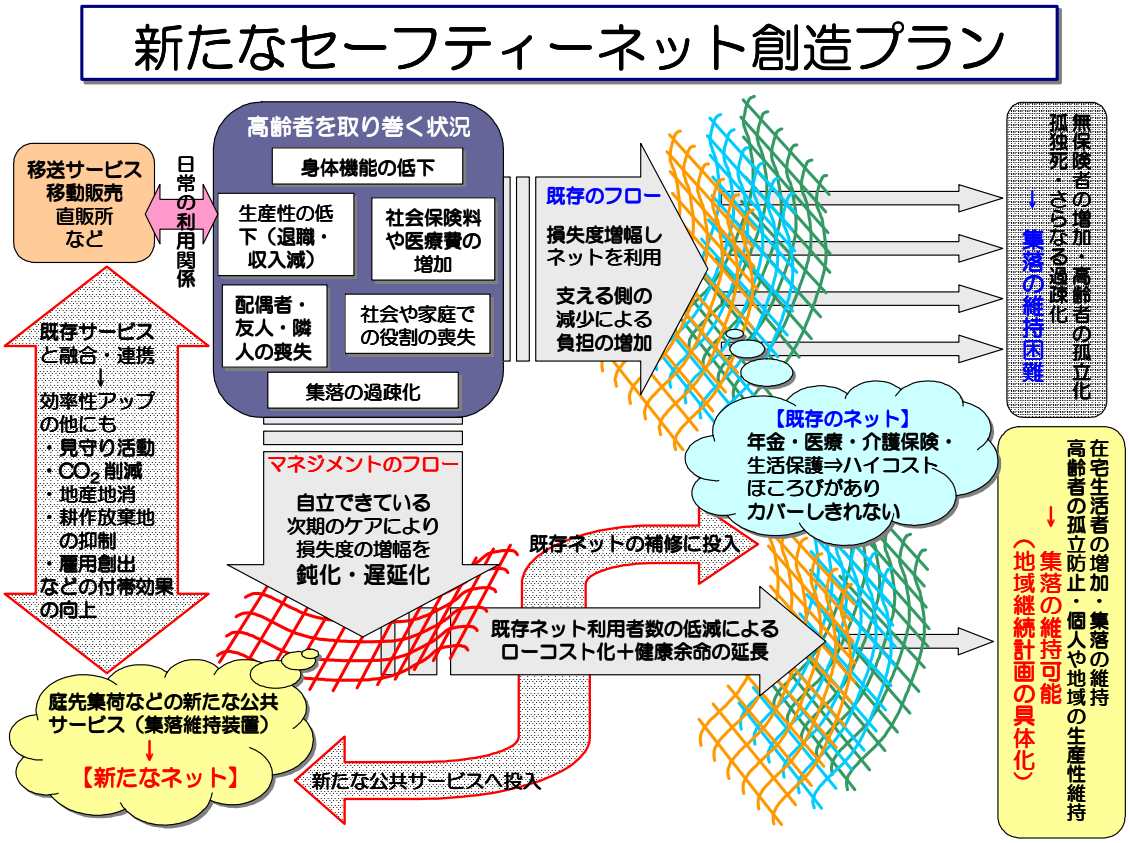
この仕組みを、一定の費用と共に地域に投じることが、今、求められていると思えてならない。今ならまだ間に合う。高齢者が土と戯れるチカラのあるうちに、これ以上、里山が枯れてしまわぬうちに。